

**経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する
基準の最終化に向けた検討状況について**

令和5年6月30日

金融庁

目次

1. はじめに.....	4
2. 第 1 の柱に関する制度の枠組み.....	6
2.1 新規制導入に向けたタイムライン	6
2.2 ESR の報告頻度・期限・中間期末の取扱い	7
2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い	11
2.4 連結規制の枠組み.....	17
3. 標準モデル	23
3.1 標準モデル総括.....	23
3.2 バランスシート.....	25
3.3 経済価値ベース評価手法	28
3.3.1 現在推計.....	28
3.3.2 割引率	31
3.3.3 MOCE	44
3.3.4 資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債	49
3.4 適格資本	51
3.5 所要資本	54
3.5.1 生命保険リスク.....	56
3.5.2 損害保険リスク.....	73
3.5.3 巨大災害リスク.....	82
3.5.4 市場リスク.....	89
3.5.4.1 金利リスク.....	89
3.5.4.2 スプレッドリスク	95
3.5.4.3 株式リスク.....	96
3.5.4.4 不動産リスク	108
3.5.4.5 為替リスク.....	109
3.5.4.6 資産集中リスク	110
3.5.5 信用リスク.....	113
3.5.6 オペレーショナルリスク	118
3.6 非保険事業.....	120
3.7 税効果.....	122
4. 第 1 の柱における内部モデルの活用	124
5. ESR に関する検証の枠組み	134
5.1 内部の検証態勢	134

5.2 外部専門家による検証.....	144
6. ESRに基づく監督措置.....	149
6.1 ESRに基づく監督措置の枠組み.....	149
6.2 PCR.....	151
6.3 MCR.....	154
6.4 実質資産負債差額の取扱い.....	156
6.5 破綻処理との関係.....	158
7. 第2の柱.....	159
8. 第3の柱.....	170
(別紙1)経済価値ベースの健全性政策への移行に向けたスケジュール(イメージ).....	179
(別紙2)2022年フィールドテストの結果概要.....	180
(別紙3)内部モデルの審査基準案.....	184
(別紙4)2022年フィールドテストにおける自然災害モデルの自己評価結果.....	195

【本文で使用される主な略語等の一覧】

ERM	Enterprise Risk Management: 統合的リスク管理
ESR	Economic value-based Solvency Ratio: 経済価値ベースのソルベンシー比率
FT	Field Test: フィールドテスト
IAIG	Internationally Active Insurance Group: 国際的に活動する保険グループ
IAIS	International Association of Insurance Supervisors: 保険監督者国際機構
ICP	Insurance Core Principles: 保険基本原則
ICS	Insurance Capital Standard: 国際資本基準
IFRS	International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準
MCR	Minimum Capital Requirement: 最低資本要件
MOCE	Margin Over Current Estimate: 現在推計を超えるマージン
ORSA	Own Risk and Solvency Assessment: リスクとソルベンシーの自己評価
PCR	Prescribed Capital Requirement: 規定資本要件
SMR	Solvency Margin Ratio: 現行のソルベンシー・マージン比率
VaR	Value at Risk: バリュアットリスク

【本文で引用される過去の報告書】

- 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書
2020年6月公表
https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626_hoken/01.pdf
- 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について
2021年6月公表
https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/20210630/01.pdf
- 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について
2022年6月公表
https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/03.pdf

1. はじめに

2020年6月26日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書(以下、「有識者会議報告書」)においては、新たなソルベンシー規制(以下、「新規制」)の枠組みについて、2024年春頃の基準の最終化、2025年4月より施行といったタイムラインを念頭に、2022年頃を一つのマイルストーンに設定して、国内FTを活用した分析や国際的な動向も踏まえつつ、制度の基本的な内容(特に標準モデルの考え方)を暫定的に決定することを目指すべきと提言された。

同報告書における「保険会社におけるフォワードルッキングな態勢整備や、制度の趣旨・内容に関する外部のステークホルダーへの周知・理解の促進といった観点からは、制度検討の状況や方向性に関して、金融庁が十分な情報提供を行うことが望ましい」との提言も踏まえ、金融庁は2021年6月、制度設計上の各論点に関する同月時点における検討状況について、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」(以下、「検討状況 2021」)の公表を行った。

さらに、同報告書で提言されたタイムラインに従い、金融庁は2022年6月に、第1の柱の標準モデルの考え方及びESRに関する検証の枠組みを中心として、新規制の暫定的な結論及び基本的な方向性を示した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」(以下、「暫定決定」)を公表した。

暫定決定では、第1の柱の標準モデルに関しては、以下に挙げる点について、ESRの水準に大きな影響を及ぼさない範囲で継続的に仕様の改善を図っていくことが適当であり、暫定決定以降も引き続きFTや関係者との対話等を通じて検討を行っていくこととした。

- リスク係数等のパラメータや、仕様に係る技術的な調整・明確化等、保険会社のシステム開発・態勢整備への影響が小さいことが想定される論点
- ICSにおいて継続的な検討が行われている論点、等

また、監督措置のあり方、第2の柱及び第3の柱に関連する論点については、新規制への円滑な移行に向けて今後検討を本格化させる必要があるとし、暫定決定においては、2022年6月時点において想定される主要な論点及び検討の方向性を示した。

暫定決定以降、金融庁においては、FTの結果分析や、保険会社及びその他の関係者との対話を通じ、新規制に関する各論点の検討を引き続き進めてきた。本資料は、これまでの検討を踏まえて、基準の最終化に向けての論点及びその検討状況を示すものである。各論点について、基準の最終化に向けての方向性、検討経緯及び検討状況、基準の最終化に向けての残課題を整

理しているが、一部の論点については、新たに暫定的な結論や基本的な方向性を示している¹。

金融庁としては、本資料に記載した論点や方向性、ICS をめぐる動向等を踏まえつつ、FT 等を通じた分析や関係者との対話を進め、新規制への移行が円滑に行われるよう、基準の最終化に向けて検討を継続していく予定である。

¹ 本資料において示した暫定的な結論については、特段の事情がない限り基準の最終化までに変更を行わないことを想定している。また、基本的な方向性として示した内容については、これを前提としつつ、基準の最終化に向けて詳細な議論を行っていくこととする。

2. 第 1 の柱に関する制度の枠組み

2.1 新規制導入に向けたタイムライン

有識者会議報告書では、新規制導入に向けたタイムラインについて、できるだけ早期に新たな制度に移行することが重要である一方、必要な準備期間や ICS に関する今後の作業スケジュール等も踏まえると、2025 年度に新規制を導入することを前提としつつ、2022 年頃に制度の大枠を暫定的に決定し、2024 年春頃に基準の最終化を行うといったタイムラインを念頭に置いて、着実に検討を進める必要があるとされた。

有識者会議報告書で示されたタイムラインを踏まえ、新規制への円滑な移行に向けて、金融庁及び保険会社はこれまで着実に準備・検討を進めてきている。また、2022 年に、金融庁は第 1 の柱における標準モデルの考え方や ESR に関する検証の枠組みを中心とした基本的な内容を暫定的に決定した。

また、ICS に関する今後の作業スケジュールに関しては、有識者会議報告書の公表時点から特段の変更は行われていない。こうした状況に鑑み、2025 年度に新規制を導入することを前提として、引き続き着実な準備・検討を進めていくこととする（暫定決定のとおり、新基準に基づく ESR の初回報告は、2026 年 3 月期（暫定決定 P7））。

新基準に基づく ESR の初回報告に向けて、具体的には別紙 1 を念頭に進めていくこととする。その主なスケジュールは以下のとおりであり、これらと並行して FT を実施する。

- ✓ 各論点の結論を取りまとめた基準案を 2024 年春頃に公表する。
- ✓ 2024 年の秋頃に ICS の最終化が予定されており、基準案の公表を予定している 2024 年春頃までに ICS の結論が不明であり、かつ、ICS の結論を踏まえる必要がある論点については、ICS の最終化後に調整を行い、結論を示すこととする。ただし、調整に当たっては、各社のシステム開発等の態勢整備への影響、ESR の水準への影響を考慮し、十分に保険会社及びその他の関係者と対話を行う。
- ✓ 上記を踏まえ、規則・告示等の公布・施行を行い、2026 年 3 月期から新基準に基づく ESR の計算・報告を開始する。

上記のスケジュールの下、我が国の保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備すべく、国際的な動向等も踏まえつつ、保険会社及びその他の関係者との十分な対話を行いながら、引き続き制度内容の検討を進めていく。

2.2 ESR の報告頻度・期限・中間期末の取扱い

暫定決定において、以下の 2 点を暫定的な結論とした。

- 新規制導入後の報告頻度について、期中における保険会社の健全性を適時・適切に把握し、必要な監督措置を講ずる観点から、SMR と同様、年度末のほか、中間期末における報告を求めることを暫定的な結論とする。
- ESR の初回報告時期について、準備期間が不足する可能性がある等の保険会社からの意見を踏まえ、新基準に基づく ESR の初回報告時期については、2026 年 3 月末とすることを暫定的な結論²とする。

以下の論点について、引き続き検討する必要がある、本資料において現時点の検討状況を示す。

- ESR の報告期限
- 中間期末における ESR 計算に関する仕様

論点 2.2①

ESR の報告期限(暫定決定 P7~8)

【基準の最終化に向けての方向性】

報告期限については、当局において保険会社の健全性を適時・適切に把握し、必要な監督措置を講ずる観点から、SMR と同様、年度末は基準日から 4 か月以内、中間期末は基準日から 3 か月以内とすることが考えられる。

ESR に関連する当局への提出資料、検証の粒度や深度、外部専門家による検証、開示(第 3 の柱)等の関連する論点の検討状況、及び、保険会社の態勢整備の状況を踏まえて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

当局において、保険会社の健全性を適時・適切に把握し、必要な監督措置を講ずるため、SMR と同様、年度末は基準日から 4 か月以内、中間期末は基準日から 3 か月以内とすることが適当と考えられる。

ただし、SMR と比べて ESR の計算は複雑であり、数値の算出・検証はより強固なガバナンスの下で実施されることが望ましく、数値の正確性・堅牢性とそれを向上させるために要する期間も踏まえた、バランスの取れた実効的なスケジュールを検討する必要がある。

² 2025 年 9 月末の健全性指標は、SMR を報告することとする。

ESR に関連する当局への提出資料、検証の粒度や深度、外部専門家による検証、開示(第 3 の柱)等の関連する論点の検討状況も考慮する必要があり、保険会社の態勢整備の状況も踏まえつつ、ESR の報告期限について、引き続き検討する。中間期末の報告期限については、保険業界から、特に連結ベースで海外子会社等に係る数値の算出・検証に一定の作業期間を要すことから、報告期限を 3 か月ではなく年度末と同様の 4 か月にしてほしいとの意見があった。中間期末における ESR の計算に関する仕様、当局への提出資料、内部検証及び外部専門家による検証等の各論点(論点 2.2②参照)の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討が必要である。

なお、各社の数値の算出・検証の工程において、保険負債の割引率が利用可能となる時期は重要な要素と考えられる。現時点では、各年度末・中間期末に使用する保険負債の割引率について、基準日から 1 週間を目安に、金融庁より各保険会社へ提供が可能となるよう検討を進めている³。

また、一部の保険会社から、ESR の計算が複雑で、実務負荷が増加することから、現状の社内態勢では即座に SMR と同様の期限で対応できない可能性があり、暫定決定において述べた報告期限の経過措置の導入を検討してほしいという意見もあった。実務的な視点からは、計算・検証実務の繰り返しを通じて必要な作業期間が短縮されていくことが期待されるため、欧州連合(EU)のソルベンシーII⁴でも採用されたように、報告期限に関する経過措置を導入することも 1 つの有効な方策と考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

ESR の報告期限及びその経過措置の取扱いについて、関連する各論点の検討状況や保険会社の態勢整備の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。

論点 2.2②

中間期末における ESR の計算に関する仕様(暫定決定 P6)

【基準の最終化に向けての方向性】

中間期末における計算仕様等について、原則としては、年度末と同様の仕様とすることを基本的な方向性とする。ただし、非経済前提の更新を必須としないこと等を含む中間期末における簡便的な取扱いについて、ガイドライン等で明確化することを検討する。

また、中間期末における、当局への提出資料や、内部検証及び外部専門家による検証についても、引き続き検討する。

³ 年度末、中間期末に加え、第一四半期末、第三四半期末においても保険負債の割引率を提供することも考えられる。保険会社との対話を通じて引き続き検討する。

⁴ EU ソルベンシーII においては、報告期限については、規制導入時は会計年度終了後 20 週以内とされており、以後 14 週以内になるまで会計年度毎に 2 週間ずつ短縮していくとの措置が採られた。

【検討経緯及び検討状況】

中間期末における ESR の計算について、中間期末時点における保険会社の健全性を適切に把握する観点から、原則としては、年度末と同様の仕様に基づき計算することを基本的な方向性とする。

ただし、暫定決定で述べたとおり、ESR の計算に係る保険会社の実務負荷を踏まえると、中間期末の ESR の計算に関しては、一定の簡便的な取扱いを認めることも考えられる。

経済価値ベース評価の意義や市場の変動性等を踏まえると、保険負債の割引率、資産の時価、ファンド等の間接的なエクスポージャーに係るルックスルー⁵等については、中間期末の経済環境を前提に評価すべきであり、簡便的な取扱いを認める合理性は乏しいと考えられる。

他方で、保険事故発生率等の非経済前提や保険リスクのリスク係数等のパラメータについては、一定期間のデータに基づき前提条件・パラメータが設定されること等を踏まえると、前年度末から大きな変動が認められない場合は、中間期末においてこれらを更新する必要性が乏しい可能性もあると考えられる。したがって、以下の点については、簡便的な取扱いとすることが考えられ、ガイドライン等で明確化することを検討する。

- 実績の発生率や契約ポートフォリオ等に前年度末からの大きな変動（ただし、実績の発生率については一時的な要因等による変動を除く）が認められない場合は、非経済前提の更新を必須としない。
- 巨大自然災害リスクについて、契約ポートフォリオや再保険契約等に大きな変動が認められない場合は、前年度末数値に対して保有保険金額等のリスクドライバーを用いた一定の調整を加える等により算出する。
- 生命保険リスク・損害保険リスクで、会社固有のストレス係数・リスク係数を適用する会社において、実績の発生率や契約ポートフォリオ等に前年度末からの大きな変動が認められない場合は、ストレス係数・リスク係数の更新を必須としない。（ただし、当該制度が導入された場合に限る。3.5.1 生命保険リスク、3.5.2 損害保険リスク参照。）

なお、暫定決定では、中間期末の計算仕様に基づく FT を実施することに言及していたが、上記のとおり、原則は年度末の仕様と同様であり、中間期末における簡便的な取扱いは ESR への影響が限定的な範囲に留めることから、現時点においては特段中間期末に係る FT は実施しないこととする。

また、中間期末に保険会社から当局へ提出する資料については、保険会社の実務負荷も考慮

⁵ 暫定決定において、中間期末における簡便的な取扱いの一例として挙げられていたが、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でリスク管理が行われるべきであり、簡便化する性質のものではないと考えられることから、ファンドのルックスルーについては簡便的な取扱いを適用しないことが考えられる。

しつつ、有用性の高い資料に限定する等、年度末に比べ簡素化することも考えられる。

内部検証及び外部専門家による検証についても、上記の中間期末における簡便的な取扱いの程度や、「5. ESRに関する検証の枠組み」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

中間期末の ESR に係る以下の各論点について、引き続き検討する。

- 中間期末における ESR の計算についての簡便的な取扱い(保険負債の非経済前提や保険リスク等)
- 当局への提出資料
- 内部検証及び外部専門家による検証

2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い

ESR の計算に係る実務的な負荷は SMR に比べて高くなることを踏まえると、重要性に応じた取扱いのあり方は、保険会社が態勢整備を進めていく上で重要な論点と考えられる。ICS では「プロポーシヨナリティ原則」として以下が規定されており、暫定決定において、同様の考え方に則して新規制における取扱いを整理した。

計算及び評価は、プロポーシヨナリティ原則に従うこととする。すなわち、ある特定の要素又は方法を当該計算及び評価に適用した結果、得られる数値の質又は当該数値に関連するリスクの評価が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加することを示せる場合、当該要素又は方法を適用しない、あるいは簡素化することができる。

具体的には、暫定決定において、

- プロポーシヨナリティ原則の適用に当たっては、適用可否や採用する簡便法等について保険会社の実態を踏まえた一定の裁量を認めつつ、独立した検証や当局への報告、外部への開示等、多面的な視点を通じて判断の妥当性を確保する仕組みが適当であり、
- 金融庁としては、FT22 における情報収集等を通じて保険会社の実務の実態について理解を深めつつ、適切な運用が行われるような制度設計について 2023 年頃に具体的な方向性を示すといったタイムラインを念頭に、引き続き検討を行うとしていた。(暫定決定 P10)

以下、プロポーシヨナリティ原則の適用に係る制度設計の全体像、及び各論点について、現時点における検討状況を示す。今後、FT23 を通じた実態把握、実行可能性等の確認、保険会社及び関係者との対話を行い、基準の最終化に向けて、制度の詳細を引き続き検討する。

論点 2.3①

プロポーシヨナリティ原則について、適切な運用が行われるための制度設計の全体像(暫定決定 P8~10)

【基準の最終化に向けての方向性】

以下のとおりとすることを基本的な方向性としつつ、制度の詳細については FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- 原則としては、FT22 の仕様を維持することとする。
- プロポーシヨナリティ原則の本来的な目的、原則主義の趣旨を踏まえ、「ESR に与える影響が X%未滿であれば重要な差異とはみなさない」といった一定の定量基準は定めない。
- ESR は規制として使用され、外部にも開示されることから、保険会社の判断の妥当性確保

のため、原則を補完する一定の目線(ガイドライン)を示しつつ、さらに、独立した検証や当局への報告等、多面的な方策を講じる。

【検討経緯及び検討状況】

簡便的な取扱いがどの程度認められ得るのかについては、各社の事業構造・特性や、個別の項目の規模・性質・複雑性等により異なってくる部分が大きいため、一律に決定できない面もあると考えられる。そのため、現在の仕様を維持し、ICSと同様、原則ベースで定め、保険会社の実態を踏まえた一定の裁量を認めることを基本的な方向性とする。

また、「計算結果の差異が ESR に対して与える影響が X%未満であれば重要な差異とはみなさない」といった一定の定量的な基準を設けるかどうかについては、上記の原則主義の趣旨に沿わないこと、原則的な計算結果との差異を精緻に把握することは困難な場合も多いと想定されること、基準によっては各社の実務の柔軟性が損なわれプロポーシヨナリティ原則の本来の目的を果たさなくなるおそれがあること、実態に照らして基準が過度に緩い場合に安易な簡便法の採用等によりリスク管理の高度化が阻害されるおそれもあることから、定量基準を定めないことを基本的な方向性とする。また、保険会社の重要性の判断においては、ESR に対して与える影響が X%未満等の定量的評価だけではなく、規模や特性等に応じて、その他の指標等による定量的評価や、対象の性質等を踏まえた定性的評価とすることも考えられる。

上記のとおり、保険会社の実態を踏まえた一定の裁量が認められることとなるが、他方で、ESR は規制として使用され、外部にも開示されることから、原則を補完し一定の目線を定めるためのガイドラインや多面的な視点を通じて判断の妥当性を確保する仕組みを設けることが必要と考えられる。具体的には、次のような方策が考えられるが、詳細については、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- 原則を補完するガイドライン
- 内部検証・外部専門家による検証⁶の対象とする
- 当局への報告・外部への開示

【基準の最終化に向けての残課題】

制度の詳細(論点 2.3②~2.3⑤)について、引き続き検討する。

論点 2.3②

プロポーシヨナリティ原則について、原則を補完するガイドライン

⁶ 外部専門家による検証については、外部専門家による検証のスコープにおいて、プロポーシヨナリティ原則に基づき簡便的な取扱いを採用したものを対象とすることを想定している。現時点において、外部専門家による検証のスコープは、経済価値ベースのバランスシートとすることを念頭に検討を進めている。(「5.2 外部専門家による検証」参照)

【基準の最終化に向けての方向性】

各保険会社の実態を踏まえ一定の裁量を認めつつ、判断の妥当性を確保するため、原則を補完するガイドラインを定めることを基本的な方向性とする。ガイドラインの素案は以下のとおり。

＜ガイドライン(案)＞

プロポーシヨナリティ原則に従い簡便的な取扱いを採用する場合は、原則的な取扱いの採用により実務負荷が著しく増加すること、計算結果(特に最終結果である ESR)に対する重要性が低いこと、情報利用者の意思決定を誤らせるものとなっていないこと、等の観点から総合的に判断されているか。特に以下の点に留意すること。

- a. 計算結果に対する重要性が低いことは、最終結果である ESR に与える影響や当該項目の規模や特性等を踏まえ判断されているか。なお、当該判断の方法には、「原則的な取扱いによる ESR」と「簡便的な取扱いによる ESR」の比較等による定量的評価だけでなく、規模や特性等に応じて、その他の指標等による定量的評価や、対象の性質等を踏まえた定性的評価も含まれる。
- b. 計算結果に対する重要性が低いことは、直近の利用可能なデータを用いて継続的に評価されているか。
- c. 情報利用者の意思決定を誤らせるものとなっていないことは、簡便的な取扱いの採用により、自社の事業特性、健全性、リスク管理の実態、リスク・プロファイル等の見え方が変わっていないかを評価し、判断しているか。
- d. 特段の事情がある場合や原則的な取扱いに照らしてより適切な手法へ変更する場合を除き、継続的に同様の取扱いを採用しているか。
- e. 計算結果に対する重要性が低いという判断理由だけで簡便的な取扱いを採用せず、実務負荷や情報利用者の意思決定を誤らせないものか等の観点も考慮して総合的に判断されているか。
- f. 原則的な取扱いと異なる簡便的な取扱いが複数行われる場合には全体的な影響(累積的影響)が、最終結果である ESR に重大な影響を及ぼしていないことを評価しているか。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定で述べたとおり、プロポーシヨナリティ原則に則して重要性に応じた簡便的な取扱いを採用できるかどうかについては、以下のような点を考慮した一定の判断を要することに留意が必要である。(暫定決定 P9)

- 原則的な取扱いと比較した実務負荷の差異
- 原則的な取扱いと比較した計算結果(特に最終的な ESR の計算結果)の差異
- 計算結果の差異が ESR の情報利用者の意思決定に与える影響

ガイドライン(案)は上記を踏まえ、原則を補完するものとして、判断に当たって留意すべき観点を整理したものである。ただし、暫定決定で挙げた上記の観点のうち、「原則的な取扱いと比較した計算結果(特に最終的な ESR の計算結果)の差異」については、「原則的な取扱いによる ESR」と「簡便的な取扱いによる ESR」の比較等による定量的評価を行うことが困難なことも想定され、各社の実務の柔軟性を損なうおそれもあることから、規模や特性等に応じて、その他の指標等による定量的評価や、対象の性質等を踏まえた定性的評価による判断も許容され得るものと考えられる。その点を a において、明確化した。

今後の FT23 を通じた実態把握、ガイドラインの内容や実行可能性等についての関係者との対話を行い、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

ガイドラインについて、引き続き検討する。

論点 2.3③

プロポーシヨナリティ原則に関する判断の妥当性についての独立した検証

【基準の最終化に向けての方向性】

判断の妥当性を確保するため、保険会社内部における関連する領域の知見を有し、かつ計算主体からの一定の独立性を持った検証主体(5.1 内部の検証態勢)が検証を行うことを基本的な方向性とする。

具体的には、次のとおりとする。

- 保険負債に関する項目は、保険数理機能が検証を行う
- それ以外の項目については、ESR 全体に関する検証を行う機能が、当該機能が整備した内部の検証態勢の下で、他の検証機能による検証の結果を活用しつつ、全体的な検証を行う

また、外部専門家による検証については、「5.2 外部専門家による検証」の各論点と合わせて、関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

論点 2.3①の【検討経緯及び検討状況】のとおり、保険会社における判断の妥当性を確保するため、【基準の最終化に向けての方向性】のとおりとした。

【基準の最終化に向けての残課題】

「5.1 内部の検証態勢」、「5.2 外部専門家による検証」の各論点と合わせて、関係者との対話

を通じて引き続き検討する。

論点 2.3④

プロポーシヨナリティ原則に関する当局への報告

【基準の最終化に向けての方向性】

プロポーシヨナリティ原則に基づき、簡便的な取扱いを採用した項目について、その内容と判断の根拠を当局へ報告することを基本的な方向性とする。具体的な報告事項の素案は次のとおり。

<簡便的な取扱いを採用した項目に係る当局への報告>

プロポーシヨナリティ原則に基づき、簡便的な取扱いを採用した場合はその内容、得られる効果に対して実務負荷が増加する理由、重要性が低いと判断した理由を記載すること。ただし、

- 対象は、保険負債、所要資本、保険負債以外のバランスシートにおける会計ベースからの評価替えにおいて、原則とは異なる取扱いとしたものとする。
- 保険負債については、将来キャッシュフローの予測において、保険数理の実務に照らして考慮することが一般的ではない約款上の取扱いは対象外とする。(例えば、保険料の払方の年払から月払への変更等。)

【検討経緯及び検討状況】

当局において各社の ESR の計算前提を把握するため、及び、各社の取扱いを全社俯瞰的に確認することを通じて制度上想定していない実務のばらつき等が生じていないかをモニタリングするため、上記のとおり、プロポーシヨナリティ原則について当局へ報告することを基本的な方向性とした。モニタリングの結果、制度上想定していない実務のばらつきがあった場合には、必要に応じて、仕様等を明確化することも考えられる。

また、モニタリングの結果、多くの社が共通して採用している簡便法があれば、ESRに与える影響等に応じて適用可能な標準的な簡便法として仕様等に定めることも考えられる。

また、対象については、FT22 で収集した情報から、保険負債、所要資本、保険負債以外のバランスシートにおける会計ベースからの評価替えが各社におけるプロポーシヨナリティ原則に基づく簡便的な取扱いの大宗を占めており、ESR の計算における重要性が高いことも踏まえ、これらを対象とすることを素案とした。

FT23 を通じて各社における簡便的な取扱いを把握し、情報の有用性や実行可能性等を確認する。

【基準の最終化に向けての残課題】

当局への報告に当たっての記載事項及びそのスコープについて、FT を通じた情報収集や、保険会社との対話を通じて引き続き検討する。

論点 2.3⑤

プロポーシヨナリティ原則に関する外部への開示

【基準の最終化に向けての方向性】

外部への開示については、他制度等も参考にしつつ、保険会社及び関係者との対話を通じて、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

論点 2.3④と同様、プロポーシヨナリティ原則に基づく各社の取扱いは、外部の情報利用者にとっても ESR の計算前提を理解するうえで有益な情報となり得る。

他方で、プロポーシヨナリティ原則に基づく各社の取扱いを詳細に開示すると、各社の機密情報が含まれてしまう可能性がある。また、プロポーシヨナリティ原則に基づく各社の取扱いは、ESR を理解するうえで有益な情報とはなりうるものの、そのような趣旨からは、ESR の計算前提、計算手法に係る情報がまずは重要であり、第 3 の柱における ESR の補足情報の全体でのバランスも踏まえ、プロポーシヨナリティ原則に係る情報開示の必要性や粒度等を検討する必要がある。他制度等も参考にしつつ、保険会社及び関係者との対話や FT23 での情報収集を通じて、開示に含める事項等を引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

開示へ含めるべき事項について、引き続き検討する。

2.4 連結規制の枠組み

暫定決定において、我が国の新規制における標準モデルの基本的な考え方は、ICS の仕様と基本的な構造は共通にした上で、合理性が認められる範囲において国内独自の修正を行った基準を全保険会社に対して適用し、連結規制においてはこれをもって IAIG に対する ICS の国内実施とすることとした。(暫定決定 P3「2.2.1 新規制と ICS の関係」)

連結規制の枠組みに関するその他の主要な論点は以下のとおり。なお、論点 2.4④「海外子会社の買収時の対応」は、一部の保険会社から意見があった新たな論点である。

論点 2.4①

海外子会社に係る統合手法(暫定決定 P3~5)

【基準の最終化に向けての方向性】

生命保険業界から意見のあった合算手法⁷を部分的に新規制に取り入れることについて、IAIS の議論の動向等も踏まえつつ、慎重に検討する。

【検討経緯及び検討状況】

生命保険業界からは、以下の観点から、仮に合算手法が ICS と比較可能と認められた場合には、合算手法を採用する国で事業を営む海外子会社に限定して、合算手法と整合的な評価になるよう、新規制において海外子会社に係る調整を行うことを認めてほしい、といった意見が示されている。

- 仮に合算手法が ICS と比較可能と認められた場合には、当該手法を採用した国で事業を営む子会社に対して、我が国のソルベンシー規制として現地規制とは異なる基準での計算を求めることは、レベルプレイングフィールドの観点や実務負荷から問題が生じるおそれがあること。
- 米国とカナダの監督当局が、ICS の仕様は自国の IAIG の事業実態を適切に反映できておらず、合算手法が取り得る選択肢であるとの考えを表明していること。

上記の意見については、そもそも海外子会社の数値は連結 ESR の計算には含まれるものの、我が国の新規制においては海外子会社自身に単体 ESR の計算やその遵守を求めるものではな

⁷ ICS とは異なるグループ資本規制の枠組みとして、合算手法と呼ばれる基準の開発が米国を中心に進められている。合算手法は、グループ内の各会社が所在する法域において適用される資本規制上の適格資本及び所要資本に対して、「スケーラー」と呼ばれる係数を乗じる等の一定の調整を行い、それぞれについてグループ全体で合算した数値に基づき連結ソルベンシー比率を算出することが基本的な考え方となっている。現在 IAIS では合算手法が(国際基準である)ICS に対して比較可能な結果をもたらすかどうかに関する議論が行われており、ICS のモニタリング期間終了時(2024 年末)までにその評価が行われる予定となっている。

いほか、比較可能性評価はあくまでもグループ全体の合算手法と ICS の結果に基づいて行われるので、その結果が一部の海外子会社の扱いについて直接的な含意を与えるものではない点を踏まえる必要がある。

また、合算手法のように現地規制の数値を活用した計算を認めることによって、以下の問題が起こり得ると考えられる。

- 保険会社にとって、グループベースで整合性を持ったリスク管理を行うインセンティブを損なう可能性がある。特に、現地規制の性質が、我が国の新規制の性質と大きく異なる場合には、新規制導入の意義を損なうおそれがある。
- 連結規制の枠組みが他法域の現地規制に左右されてしまい、特にそれぞれの規制の中身が大きく異なる場合は、外部ステークホルダーを含む ESR に関する情報利用者にとって数値の理解が困難となることも想定される。

以上のことから、海外子会社に係る統合手法について、生命保険業界からの意見の背景にあるレベルプレイングフィールド、実務負荷、国際的な議論の動向等の観点に加え、新規制導入の意義である契約者保護、リスク管理の高度化、消費者・市場関係者等への情報提供の観点等も考慮して、多面的に検討する必要がある。

また、「3. 標準モデル」以降に記載のとおり、一部の標準モデルの仕様については、引き続き検討を行っており、ICS の仕様が一部の法域における事業実態を適切に反映できていないかどうかについても引き続き検証が必要である。IAIS における議論の動向を踏まえつつ、第 1 の柱に加え、第 2、第 3 の柱の観点も考慮しながら、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

生命保険業界から意見のあった合算手法を部分的に新規制に取り入れることについて、IAIS の議論の動向等も踏まえつつ、慎重に検討する。

論点 2.4②

最上位ではない保険会社を頂点とする連結 ESR を報告対象とすべきか(暫定決定 P5)

【基準の最終化に向けての方向性】

最上位ではない保険会社を頂点とする連結(以下、「中間連結」)の ESR の報告要否について、各保険会社に対して当該保険会社の子会社が与える影響を適切に捕捉する観点や、国内における最上位の保険会社又は保険持株会社を頂点とする連結(以下、「最上位連結」)ベースの ESR との関係等を踏まえ、実効的な監督の枠組みとなるよう引き続き検討する。

また、単体 ESR の計算において、子会社株式に対してルックスルー・アプローチ(以下、「LTA」

(「3.5.4.3 株式リスク」参照。))を適用している場合には、子会社の経済実態をより適切に単体 ESR に反映できるが、その場合の連結 ESR の取扱いについても引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

現行の連結ソルベンシー・マージン比率(連結 SMR)では、保険会社は自身が保険契約を引き受けているため、保険持株会社に比べ、より厳格な取扱いとする観点から、日本国内で免許を受けた保険会社を頂点とする連結については全て規制の対象となっており、中間連結についても計算を求めている。

暫定決定では、単体 SMR の計算において限定的にしか捉えられていない子会社等のリスクについては、最上位連結の ESR において捕捉されている部分もあると考えられることから、ESR の計算に係る実務負荷の大きさも踏まえ、新規制においては中間連結の ESR については計算を不要とするといったことも視野に入れつつ、実効的な監督の枠組みについて引き続き検討を行うこととしていた。

当論点については、各保険会社に対して当該保険会社の子会社が与える影響を適切に捕捉する観点から、更なる検討が必要である。特に規模の大きい保険グループにおいては、最上位連結の ESR のみでは、各保険会社における子会社の影響が必ずしも捕捉しきれない可能性があり、保険契約を引き受ける保険会社の健全性基準・監督のあり方について引き続き検討する。

また、単体 ESR の計算において、子会社株式に対して LTA を適用している場合には、子会社の経済実態をより適切に単体 ESR に反映できるが、その場合の連結 ESR の取扱いについても引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

中間連結の ESR の要否及び LTA 適用時の取扱いについて、引き続き検討する。

論点 2.4③

連結の範囲(暫定決定 P12~13)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、連結対象とする子会社の範囲については、会計上の取扱いに準拠しつつ、ESR に与える影響から保険会社が重要と判断した金融子会社についても連結対象とすることを暫定的な結論とする。したがって、会計上連結対象外としており、かつ、ESR に与える影響が重要ではないと判断される子会社は、連結 ESR においても連結の対象外とすることができる。

なお、ESR に与える影響の重要性の判断基準や、連結の範囲の適切性の検証について、「2.3

重要性を踏まえた実務的な取扱い」及び「5.1 内部の検証態勢」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

連結対象とする子会社の範囲については、暫定決定のとおり。

ESR に与える影響の重要性の判断について、暫定決定でも述べたとおり、ESR に与える定量的な影響度を厳密に把握するためには、実際の連結作業が必要となり、重要性の判定においては、定性的な観点も含めた総合的な判断が必要と考えられる。子会社が保有する資産・負債の規模及びリスク特性、子会社がグループ全体の ESR に与え得る影響等の着眼点が考えられるが、「2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い」におけるプロポーシヨナリティ原則及びそのガイドラインの検討状況を参考にしつつ、引き続き検討する。更に、連結の範囲の適切性について、第 2 線の検証機能による検証によって適切性を確保することも考えられる。「2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い」や、「5.1 内部の検証態勢」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

連結対象となった子会社の実際の計算について、暫定決定において、「連結対象となった子会社について、計算に必要な情報を取得することが困難等、合理的な理由がある場合は、現行の連結 SMR と同様に、当該子会社への出資額を適格資本から控除するといった代替的な取扱いが考えられ、今後検討を行う」としていた。この点については、以下の観点から、計算に必要な情報を取得することが困難な場合の代替的な取扱いを定めることは不要と考えられる。

- 子会社の実際の計算において、プロポーシヨナリティ原則に従い、実務負荷と重要性に応じた取扱いとすることも考えられるが、ESR に与える影響の重要性の判断においては、「2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い」のとおり、必ずしも ESR に与える定量的な影響度を厳密に把握することは必須とはせず、定性的な観点も含めた総合的な判断とすることが考えられる。その場合には、必ずしも ESR の計算に必要な情報を取得することが必須ではない。
- 子会社の実際の計算において、プロポーシヨナリティ原則に従い、重要性と実務負荷に応じた取扱いとすることが考えられる。重要性が高い場合は、計算に必要な情報を取得し、原則どおりの取扱いとする必要性が高いと考えられる。他方、重要性が低い場合は、実務負荷と重要性に応じて各社の判断により原則と異なる取扱いとすることも考えられるが、子会社の取扱いは子会社の規模・特性にもよると想定されることから「計算に必要な情報を取得することが困難な場合」という観点での共通の簡便的手法を定めることは不要と考えられる。
- また、一部の保険会社から、「連結している子会社について、連結 ESR の計算に必要な情報を取得することが困難等、合理的な理由がある場合には、経済価値ベースへの評価替えを行わず、会計ベースのバランスシートを使用することを許容してほしい。」との意見

があった。この点についても、上記同様、プロポーシヨナリティ原則に従い、各社で判断することが考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

ESR に与える影響の重要性の判断基準や、連結の範囲の適切性の検証について、「2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い」及び「5.1 内部の検証態勢」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

論点 2.4④

海外子会社の買収時の対応

【基準の最終化に向けての方向性】

一部の保険会社から、海外保険会社等の買収完了後の一定期間において、人的・システムのリソース等の観点から、買収直後の海外子会社については、ESR の計算で簡便的な手法の適用を許容してほしいとの意見があった。当該措置の必要性及び取り得る簡便的な手法について、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

一部の保険会社から、

- 海外保険会社等の買収完了後一定期間において、人的・システムのリソース等の観点から、買収直後の海外子会社については、ESR の計算で簡便的な手法の適用を許容してほしい。
- 仮に買収直後の基準日から仕様書に準拠した計算等が求められる場合には、それを理由に保険会社・保険持株会社による海外保険会社の買収が困難となり、国際競争力の阻害要因となってしまうおそれがある。

との意見があった。

当該意見については、当該措置の必要性、更には仮に何らかの措置を設ける場合に取得可能な簡便的な手法について検討が必要である。なお、論点 2.4③のとおり、ESR における重要性が低い子会社は連結対象外となる場合もあり、また、ESR においては実務負荷と重要性に応じてプロポーシヨナリティ原則に基づく簡便的な取扱いとすることも許容されることから、論点になるのは、ESR における重要性が高い子会社に対しても簡便的な手法を認めることが適当か否かである。

● 当該措置の必要性

上記の保険会社の意見のとおり、人的・システムのリソース等の観点から、買収直後の海外子会社については、ESR の計算が困難な可能性もあると考えられる。

他方で、ESR における重要性が高いという前提では、経営管理・リスク管理の観点から、規制上の ESR(又は内部管理の ESR)を評価・分析する必要性が高いと考えられる。また、一定程度規模の大きい会社の買収時には、買収会社は被買収会社の企業価値やリスク等を評価・分析し、更には ESR に与える影響等についても評価が行われていることが一般的な可能性もある。保険会社における買収時の実務等も踏まえて検討する必要がある、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- 取り得る簡便的な手法

検討に当たっては、どのような簡便的な手法が取り得るかについても検討が必要である。例えば、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」⁸では、買収した海外子会社について、入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な処理を行うことを定めており、これを参考にすることが考えられる。

ESR における重要性が高い子会社を前提とすると、保険会社における人的・システムのリソースや国際的競争力の観点だけでなく、契約者保護、リスク管理の高度化、消費者・市場関係者等への情報提供等の観点も踏まえて、バランスの取れた方策を検討する必要がある。

【基準の最終化に向けての残課題】

海外子会社の買収直後の簡便的な取扱いの必要性及び取り得る簡便的な手法について、引き続き検討する。

⁸ 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/ketsugou_20190422.pdf)

3. 標準モデル

3.1 標準モデル総括

暫定決定で述べたとおり、新規制の標準モデル(全保険会社が利用可能なESRに関する基本的な計算モデル)は、ICSと基本的な構造を共通にしつつ、例えば以下の観点から、合理性が認められる必要な範囲でICSからの修正や明確化を行うこととしている。

- 中小社等も含む我が国の保険会社のリスク特性等を適切に反映しているか
- 連結ベースに加えて単体ベースの基準にも ICS の考え方を準用する場合に問題が生じないか
- 上記のほか、ICS において詳細な取扱いや計算方法が規定されていない部分に関して、国内規制として実務的な観点を踏まえた取扱いの明確化

標準モデルは制度全体の基盤としての性質を持つが、新規制導入に向けた態勢整備(必要なデータベースの整備等、IT システムの整備開発等を含む)には相応の準備期間が必要と考えられる。そのため、暫定決定において、保険会社やその他の関係者との議論を踏まえ、優先度の高い論点について、暫定的な結論及び基本的な方向性を示した。

ただし、以下に挙げる点については、ESR の水準に大きな影響を及ぼさない範囲で継続的に仕様の改善を図っていくことが適当であり、暫定決定以降も引き続き FT や関係者との対話等を通じて検討を行っていくこととした。本資料において、一部の論点について、新たに暫定的な結論や基本的な方向性を示している。

- リスク係数等のパラメータや、仕様に係る技術的な調整・明確化等、保険会社のシステム開発・態勢整備への影響が小さいことが想定される論点
- ICS において継続的な検討が行われている論点、等

なお、引き続き検討を行うとした論点のうち、リスク係数等のパラメータについて、

- 生命保険リスク、損害保険リスクのリスク係数等は、保険会社ごとにその特性が異なる可能性があり、また ICS の係数は、主に国際的に活動する大規模な保険グループのデータからカリブレーションされていることから、中小社を含めた国内保険会社からデータを収集し、妥当性を検証することとしていた。金融庁において、FT22 で収集したデータに基づき分析を行い、本資料にて、新規制導入時におけるリスク係数等を示している。
- 保険負債の割引率(最終観測可能年限⁹(以下、「LOT」)や終局金利(以下、「UFR」)を含む)や市場リスク・信用リスクのリスク係数等は、リスク管理の高度化の促進に資するよう ICS からの国内独自の修正を行うことも考えられるが、他方で以下の観点も踏まえ十分な

⁹ 深み、流動性及び透明性のある金融市場において、市場情報が観測可能な最後の年限

検討が必要であり、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- 比較的公司間の共通性が高いと考えられ、IAIGs を対象とした ICS からの国内独自の修正に当たっては、その合理性・妥当性の十分な検証が必要である。
- これらは ESR の水準に大きな影響を及ぼす可能性が高く、契約者保護、リスク管理の高度化、消費者・市場関係者等への情報提供の観点に加え、各社の経営行動に影響を与える可能性やレベルプレイングフィールド確保の観点も考慮する必要がある。

現時点においては、IAIS より ICS のリスク係数等で採用されたカリブレーション方法が開示されておらず、パラメータの設定根拠の詳細は明らかではない。金融庁においては、引き続き、ICS のカリブレーション方法等に関する情報収集を行い、新規制導入に向けてリスク係数等のパラメータについて妥当性を検証していくこととする。ただし、リスク係数等のパラメータの変更は ESR の水準に大きな影響を及ぼす可能性があり、変更する場合には、影響度合いに応じて一定の期間をかけて変更を行う等、慎重に対応することが必要と考えられる。

また、新規制導入後においても、リスク係数等のパラメータや仕様に係る技術的な調整・明確化について、ICS を含む国際的な動向、制度の運用状況、環境変化、リスク計測手法の高度化、各社における商品や資産運用の多様化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しや改善を図ることも必要と考えられる¹⁰。

なお、標準モデルの仕様及び定量データに関する以降の記載は、特に断りのない限り、FT22 に基づくものとする。

¹⁰ EUにおいては、ソルベンシーII が 2016 年から適用されているが、導入後も適宜アップデートが行われている。

3.2 バランスシート

バランスシート全体に係る主な論点は以下のとおり。

論点 3.2①

IFRS を出発点とした ESR の計算(暫定決定 P14)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、ESR に係る計算・検証の効率化の観点から、日本の会計基準に加えて IFRS 財務諸表の活用も認めることを基本的な方向性とし、具体的な仕様等については、IFRS と ESR の差異に留意しつつ、引き続き検討する。

- IFRS では、経済価値ベースの考え方と整合的なアプローチが採用されているが、基本的な考え方としては、IFRS と日本の会計基準いずれを出発点とした場合においても、ESR の原則に沿った経済価値ベースのバランスシートが算出されるべきである。したがって、保険負債等の計算における両者の差異(保険負債の割引率、リスク調整、CSM¹¹等)について、ESR の原則に従い、IFRS ベースから経済価値ベースへの調整を行うことが考えられる。ただし、影響が軽微な相違点もあると想定されるため、IFRS 財務諸表と経済価値ベースのバランスシートの差異を分析し、調整が必要な項目及び調整が不要な項目を特定する。
- IFRS 第 17 号の適用が 2023 年からというスケジュールを踏まえ、以下のスケジュールを念頭に、保険会社及び関係者との対話を通じて、検討を進める。
 - 2023 年後半 :IFRS 財務諸表と経済価値ベースのバランスシートの差異分析
IFRS 財務諸表を出発点とした ESR 算出の仕様等の検討
 - 2024 年前半 :IFRS 財務諸表を出発点とした ESR 算出の仕様等の最終化
IFRS 適用社用の ESR 算出テンプレート作成
 - 2024 年後半～ :FT24(IFRS 適用社は、IFRS 財務諸表から ESR 算出)

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

我が国においては、2023 年度より、IFRS 第 17 号の任意適用が開始される。仕様の検討に当たっては、IFRS 財務諸表等の定量情報が必要となるが、各社の対応状況を踏まえ、上記のスケジュールを念頭に対応することとした。

¹¹ 「契約上のサービス・マージン(contractual service margin)」を指す。IFRS 第 17 号「保険契約」で定義される、保険契約グループに係る資産又は負債の帳簿価額の構成要素で、企業が当該グループの中の保険契約に基づく保険契約サービスを提供するにつれて認識する未獲得の利益を表すもの。

【基準の最終化に向けての残課題】

IFRS 財務諸表を出発点とした ESR 算出の仕様等を検討する。

論点 3.2②

バランスシートの勘定科目(暫定決定 P14～15)

【基準の最終化に向けての方向性】

通常使用している勘定科目からの分解や組換えに係る負荷に鑑みて、現行の決算状況表の科目区分をベースとした勘定科目に基づくバランスシートについて、FT23 の結果も踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。また、論点 3.2①のとおり、IFRS 適用社用の IFRS の勘定科目に基づくバランスシートについても検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 から、現行の決算状況表の科目区分をベースとした勘定科目に基づくバランスシートへ変更することとするが、必要に応じてテンプレートの修正を行う。また、IFRS の勘定科目に基づくバランスシートについても検討する。

論点 3.2③

保険負債以外のバランスシート項目に係る評価基準(暫定決定 P15～16)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、以下の取扱いとすることを暫定的な結論とする。ただし、これらの項目は評価基準が必ずしも明確ではない可能性があるため、FT23 を通じて情報収集を行い、必要に応じて仕様等の明確化を検討する。

- 市場価格のない株式等及び組合等への出資
資産及び負債に計上されている全ての金融商品(適格資本に算入される負債は除く。「金融商品会計基準」の市場価格のない株式等及び「金融商品会計に関する実務指針」の組合等への出資を含む。ただし、子会社株式及び関連会社株式は除く。)は、時価で評価することとする。なお、時価の定義や時価をどのように算定すべきかについては、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」に従うこととする。

子会社株式及び関連会社株式は、日本基準の会計上の評価に基づくこととする。ただし、外貨建の子会社株式及び関連会社株式は、基準日時点の為替レートで再評価することとする。また、子会社株式について、LTAを適用する場合を除く。

➤ 不動産

賃貸等不動産は、「賃貸等不動産の時価の開示に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」で示される時価に基づき評価することとする。賃貸等不動産以外の不動産は、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」で示される「正味売却価額」を算定する場合に用いられる時価に基づき評価することとする。

➤ 保険約款貸付

保険約款貸付についても、上記「市場価格のない株式等及び組合等への出資」と同様、時価で評価することとする。なお、現在推計と相殺せず投資資産の内訳として取り扱うこととする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

ただし、一部の保険会社から、会計基準とは異なる時価評価手法とする場合には、その手法について、更なる仕様の明確化やガイドラインでの補完が必要ではないかとの意見があった。また、プロポーショナルリティ原則に基づき、簡便的な取扱いとしている社もあることが想定され、各社の取扱いに一定の共通性がある場合には、重要性等に応じて適用可能な標準的な簡便法を定めることも考えられる。これらの項目の各社の実務について、FT23を通じて情報収集し、必要な場合には、仕様等を明確化することが考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

保険負債以外のバランスシート項目に係る評価基準について、FT23を通じて情報収集を行い、必要に応じて仕様等の明確化を検討する。

¹² 「時価の算定に関する会計基準」の第28項における「例えば、市場価格のない株式等については、時価評価しないこととされている。」との記載や「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の第49-17項における「組合等への出資の会計処理については、…時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず」との記載に関わらず、市場価格のない株式等及び組合等への出資についても時価で評価することとする。

3.3 経済価値ベース評価手法

3.3.1 現在推計

暫定決定において、保険負債の現在推計は、仕様書の解釈等により多様性が生じ得るため、数値の妥当性や一定の比較可能性の確保という観点から、追加的なガイドラインとして、当局が以下の点を定めることを基本的な方向性とした。

- ① 保険負債の評価手法に係る一定程度の統一的な取扱いや、手法選択における留意点・着眼点等
- ② 保険負債の妥当性を確保するために最低限対応すべき検証の手法やプロセス、留意点・着眼点等

さらに、暫定決定においては、正式導入に向けた素案としてガイドライン(案)を示し、今後の FT を通じた実態把握や、ガイドラインの内容及び実行可能性等について関係者と対話を行うとともに、ICS をめぐる国際的な動向も踏まえつつ、基準の最終化に向けて引き続き検討を進めていくこととした。FT22 で収集した情報によれば、現時点では、大きな改善要望や実行可能性に関する懸念は見られず、暫定決定で示したガイドライン(案)を基本的な方向性とし、後述の日本アクチュアリー会のガイダンスとの関係性等を踏まえつつ、必要に応じて修正を行うこととする。

FT の仕様書及びガイドライン(案)に含まれる項目のうち、全社で統一的な取扱いとすべきものについては、法令レベルで定めることが必要であるが、その具体的な線引きについては、暫定決定 P125 表 29 の考え方を念頭に引き続き検討する。

また、想定される手法の例示等の技術的・実務的な内容は、金融庁と日本アクチュアリー会が連携して検討するガイダンスとして位置付けることが適当と考えられるとしていた。現在、ガイドラインとの関係性や役割分担、ガイダンスに含めるべき論点について、日本アクチュアリー会と連携して検討を進めている。

以下では、ガイドライン(案)を除いた現在推計に関する論点¹³⁾について現時点の検討状況を示す。

論点 3.3.1①

出再保険契約に関する契約の境界線(暫定決定 P28)

¹³⁾ 暫定決定で示したガイドラインに含まれ得るその他の論点「IFRS 第 17 号に基づき評価される保険負債の活用」「簡便法」については、それぞれ「3.2 バランスシート」「2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い」を参照すること。

【基準の最終化に向けての方向性】

出再保険契約に関する契約の境界線については、元受契約と同様の基準により判断すること、すなわち、元受契約に関する契約の境界線の下記仕様(FT22 仕様書 108 項)において、「保険会社」を「再保険会社」に、「保険契約者」を「元受保険会社」に読み替えて判断することを基本的な方向性とし、FT23 を通じた情報収集を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

108. 将来保険料を含む、認識された契約に関連するあらゆる義務を、現在推計のキャッシュフロー予測において考慮するものとする。ただし、認識している保有契約に関する将来保険料（及び関連する保険金並びに経費）のうち次に掲げる日のいずれかを超える部分は、保険会社が保険契約者に対して保険料の支払を強制できることを示せない場合、かつ強制させる意図があることを示せない場合には、現在推計において考慮しないこととする。

- a. 保険会社が、当該保険契約を終了させる又は支払期日が到来した保険料の受領を拒否できる一方的な権利を有する日
- b. 保険会社が、当該保険契約の保険料又は給付金を、リスクを完全に反映するように変更できる一方的な権利を有する日

また、当仕様に関するガイドラインについても同様に出再保険契約に適用することとする。

【検討経緯及び検討状況】

出再保険契約に関する契約の境界線について、元受契約と出再保険契約の期間のミスマッチがある場合（長期の元受契約に対して、出再保険契約が 1 年間のノンプロポーショナル契約等である場合）の取扱いが論点となる。

FT22 の仕様では、「元受契約と出再保険契約の期間のミスマッチがある場合、元受契約の期間中に再保険契約を更新する蓋然性が高いと判断されることを条件に出再保険契約の更新を見込むことができる」とし、定量的な影響度及び蓋然性が高いと判断した理由について、質問票を通じて情報収集を行った。各社における取扱いは以下のとおりであるが、「更新する蓋然性が高いかどうか」の解釈に幅があり、各社の実務に差異があると考えられるため、出再保険契約に関する契約の境界線について、仕様の明確化を図ることが必要と考えられる。

- 元受契約と同様の観点から将来の再保険料等が不確定であり再保険会社側に裁量があるため更新を見込まない。
- 将来の再保険料の推定が困難なことから更新を見込んでいない。
- 更新時点は将来だが、既に契約済の場合にのみ更新を見込む。
- 会社の出再方針や過去実績等から蓋然性を評価し将来にわたって更新を見込む。

契約の境界線について、元受契約(及び受再契約)は、現在の仕様では、FT22 仕様書 108 項を判断基準としている。制度全体として、保険会社の出再保険契約と再保険会社の受再契約を総合的に評価することが自然と考えられ、出再保険契約について、元受契約(及び受再契約)の契約の境界線と異なる基準を適用する合理性は乏しいと考えられる。したがって、出再保険契約についても、「更新する蓋然性が高いかどうか」ではなく、FT22 仕様書 108 項の契約の境界線の基準に従い判断することを基本的な方向性とした。

【基準の最終化に向けての残課題】

出再保険契約に関する契約の境界線について、FT23 を通じて当該要件に関する ESR への影響及び各社の実務差異を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。

3.3.2 割引率

暫定決定においては、標準モデルの保険負債の割引率について、経済価値ベースという基本的なコンセプトを維持しつつ、ESR の過度な変動性の抑制や保険会社の資産運用の実態の考慮といった観点から、ICS における割引率のフレームワーク(UFR を用いた補外、3 バケット・アプローチに基づく調整後スプレッドの適用等)を適用することを暫定的な結論としつつ、一部の技術的な論点については今後の FT、ICS 等の国際的な議論の動向も踏まえ、引き続き検討を行っていくことを基本的な方針としていた。

以下、割引率の仕様等に関する主要な論点及び現時点の検討状況を示す。

なお、保険負債の割引率における主な論点の 1 つに、LOT 以降の長期の年限における補外手法があるが、LOT 以降の長期の年限での割引率に唯一の正解は存在せず、どのような手法であっても一定の不確実性を伴う。また、上記のとおり、第 1 の柱の標準モデルにおいては、規制として使用されることを踏まえ、UFR 等の ESR の過度な変動を抑制するための措置が採用されている。保険会社の内部管理においては、このような不確実性や第 1 の柱の標準モデルの性質を適切に認識し、第 1 の柱の標準モデルに過度に依存することなく、各社としてのあるべき姿を検討していくことが重要と考えられる。

論点 3.3.2①

日本円に適用される LOT(暫定決定 P32)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定で基本的な方向性としていたとおり、日本円に適用する LOT は 30 年とすることを暫定的な結論とする。LOT が日本の国債市場の実態に照らして妥当なものとなっているかについては、ICS の議論の動向も踏まえつつ、中期的な視点から継続的な検証を行っていくこととする。

なお、第 1 の柱の標準モデルとは異なる LOT を用いて内部管理を行う保険会社において、規制上の ESR の金利リスクが過大評価されてしまう課題については後述の論点 3.5.4.1②を参照すること。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定で述べたとおり、現在の仕様では、日本円に適用される LOT を 30 年としているが、一部の保険会社からは、下記の観点から LOT はより長期(例えば 40 年)のものとするべきという意見があった。

- 日本円の LOT を 30 年とすると、現在の金利や UFR の水準においては、40 年の保険負

債の一般バケットの割引金利(2021年3月末:1.45%、2022年3月末:1.65%、2023年3月末:2.01%)が40年の市場金利(2021年3月末:0.69%、2022年3月末:0.95%、2023年3月末:1.39%)よりも高い状態にあり、30~40年の保険負債の現在価値が過小評価されている可能性がある。

- LOTを30年としていることにより、ヘッジ対象である保険負債の変動よりも、ヘッジ手段である国債価格の変動の方が大きくなる「オーバーヘッジ」の状態となり、第1の柱におけるESRの計算上は金利リスクが過大に評価されてしまう場合がある(論点3.5.4.1②)。

他方で、LOTについては、30年超の国債の流通量等に関する更なる検証や各社のESRへ与える影響も踏まえた慎重な検討が必要である。したがって、新規制導入時には、LOTを40年とはせず30年で維持することが考えられる。

ただし、中期的には、今後の国債市場やICS等の国際的な議論の動向を踏まえつつ、日本円に適用されるLOTが日本の国債市場の実態に照らして妥当なものとなっているか継続的に検証を行い、必要に応じて見直しを図ることが考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.2②

日本円に適用されるUFR水準(暫定決定P33)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定で基本的な方向性としていたとおり、日本円に適用するUFRは3.8%とすることを暫定的な結論とする。UFR水準が日本の市場実態に照らして妥当なものとなっているかについては、ICSの議論の動向も踏まえつつ、中期的な視点から継続的な検証を行っていくこととする。

なお、第1の柱の標準モデルとは異なるUFRを用いて内部管理を行う保険会社において、規制上のESRの金利リスクが過大評価されてしまう課題については後述の論点3.5.4.1②を参照すること。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定で述べたとおり、現在の仕様では、日本円に適用されるUFRを3.8%(期待実質金利:1.8%、期待インフレーターターゲット:2.0%)としているが、期待実質金利1.8%は主要先進国で共通のものとなっており、日本の市場実態に照らすと、UFR3.8%は高い水準となっている可能性がある(日本円のみ直近のデータで期待実質金利を算出すると0.9%となり、期待インフレーターターゲット2.0%と合わせて2.9%程度が1つの目安と考えられる)。

他方で、現時点においては、UFR に関する ICS のカリブレーション方法が開示されておらず、設定根拠の詳細が明らかではない。引き続き、ICS のカリブレーション方法等に関する情報収集を行い、UFR の水準に関する更なる検証が必要と考えられる。また、LOT と同様、各社の ESR へ与える影響も踏まえた慎重な検討が必要であり、新規制導入時には、UFR を 3.8%で維持することが考えられる。

ただし、中期的には、ICS 等の国際的な議論の動向を踏まえつつ、日本円に適用される UFR が日本の市場実態に照らして妥当なものとなっているか継続的に検証を行い、必要に応じて見直しを図ることが考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.2③

調整後スプレッド ミドルバケットのスプレッドの計算単位(暫定決定 P35)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、ミドルバケットのスプレッドの計算単位はポートフォリオ単位とすることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.2④

調整後スプレッド ミドルバケットの適用要件 d(暫定決定 P36)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、ミドルバケットの適用要件 dにおいては、現在推計の割引率として一般バケットのイールドカーブを用いることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.2⑤

調整後スプレッド ミドルバケットの適用要件 e(暫定決定 P37)

【基準の最終化に向けての方向性】

ミドルバケットの将来保険料に関する要件「保険負債に将来保険料が含まれないこと、又は、契約上固定された将来保険料のみが含まれること」について、以下のとおり「保険会社の裁量による将来保険料のみが含まれること」を加え、さらに、一部のケースで保険負債のアンバンドリングを許容し、要件を緩和することを検討する。

- 要件 e を「保険負債に将来保険料が含まれないこと、契約上固定された将来保険料のみが含まれること、又は、保険会社の裁量による将来保険料のみが含まれること。」とする。
- また、ミドルバケットへの分類において、保険負債をアンバンドリングすることは認められないが、契約者側に将来の追加保険料に関するオプションが付加されているような商品（例えば、ユニバーサル保険やアカウント型保険等）に限り、当該オプションに関するキャッシュフローとそれ以外にアンバンドリングし、評価することを容認する。

【検討経緯及び検討状況】

ミドルバケットの適用要件の一つとして、「保険負債に将来保険料が含まれないこと、又は、契約上固定された将来保険料のみが含まれること」が求められていたが、ユニバーサル保険やアカウント型保険等の将来保険料が固定されていない商品の場合、仮にその他の保険商品と同水準の ALM を実施していても、当該要件によって一般バケットのみにしか分類され得ないため、要件の削除若しくは緩和をすべきといった意見があった。

ユニバーサル保険やアカウント型保険等のように、将来契約者が支払う保険料の金額が固定されていない場合、その他の商品に比べ、将来の保険料キャッシュフローの予測精度が相対的に低い可能性もあり、これまでの仕様では、ミドルバケットの要件として、「保険負債に将来保険料が含まれないこと、又は、契約上固定された将来保険料のみが含まれること」としていた。

一方で、将来の保険料の金額が固定されていないものの、将来の保険料の金額について、保険会社が裁量を有している場合も考えられる。このような商品の場合には、保険会社が一定程度高い精度でキャッシュフローを予測できること、保険商品に内在するリスクが将来顕在化したとしても、保険料を調整することでリスクの軽減が可能であり、リスク管理上のメリットを有する商品であることを踏まえると、当該商品のミドルバケットへの分類も許容され得るものと考えられる。

また、ユニバーサル保険やアカウント型保険等のように、将来契約者が支払う保険料の金額が固定されておらず、契約者側に将来の追加保険料に関するオプションが付加されているような商品であっても、当該オプション部分を分離できれば、一定程度高い精度のキャッシュフロー予測に基づいた適切な ALM が実施可能と考えられる。これらの商品において、ミドルバケットの要件 e が、商品開発上の過度なディスインセンティブとなることを避けるため、例外的に当該オプション部分のアンバンドリングを認めることが考えられる。

上記を踏まえ、ミドルバケットの適用要件 e を緩和することを検討することとし、今後の FT での結果、ICS の議論の動向を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

ミドルバケットの適用要件 e について、ICS の議論の動向を踏まえつつ、FT23 を通じて当該要件に関する ESR への影響を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。

論点 3.3.2⑥

調整後スプレッド オーバーシューティングに係る調整 (暫定決定 P38)

【基準の最終化に向けての方向性】

オーバーシューティングを緩和する 1 つの方策として、以下の調整係数 $\omega_{一般}$ 、 $\omega_{ミドル}$ を適用することを検討する。なお、論点 3.3.2③との整合性を踏まえこれらはポートフォリオ単位で計算することとする。

$\omega_{一般}$ 、 $\omega_{ミドル}$ は下記のとおり計算される。

$$\omega_{一般} = \min \left(1, \max \left(0, \frac{PVBPU(資産)}{PVBPU(負債) \times 80\% \times weight_{一般}} \right) \right)$$

$\omega_{ミドル}$

$$= \min \left(1, \max \left(0, \frac{PVBPU(資産)}{PVBPU(負債) \times (TOM \times 90\% \times weight_{ミドル} + (1 - TOM) \times 80\% \times weight_{一般})} \right) \right)$$

- $\omega_{一般}$: 一般バケットの調整係数を表す。
- $\omega_{ミドル}$: ミドルバケットの調整係数を表す。

- *PVBPU*: 関連するイールドカーブを 1bp 上昇させたときのスプレッド変動に感応的な資産¹⁴又は負債の価格変動を表す。
- *TOM*: ミドルバケットの TOM 比率¹⁵を表す。
- *weight_{一般}*: 代表ポートフォリオのうち、スプレッド変動に感応的な資産のウエイトの合計を表す。
- *weight_{ミドル}*: ミドルバケットの保険負債を裏付ける資産ポートフォリオのうち、スプレッド変動に感応的な資産のウエイトの合計を表す。

【検討経緯及び検討状況】

調整後スプレッドの目的は、金融市場においてスプレッドの変動等によって生じる資本の潜在的な過度のボラティリティを軽減することにある。しかしスプレッドが拡大するような金融危機局面において、調整後スプレッドの設計上、資産と負債のスプレッドに対する感応度のミスマッチがある方が、負債の減少が資産の減少を上回り、資本の増加につながり、保険会社の健全性が改善したかのような変動が起こり得る「オーバーシュート」の問題が指摘されていた。こうした問題を緩和する一つの方策として、資産・負債のスプレッドの感応度に応じて一般バケット及びミドルバケットの適用率を調整することが考えられ、当該方策導入に伴う影響等について FT22 でデータ収集し、検討を行ってきた。

一方で、FT22 で試行した仕様に対し、下記のような意見や課題が指摘された。

- 調整後スプレッドは保険負債を裏付ける資産ポートフォリオの構成比によって加重平均されており、適用率（一般バケットは 80%、ミドルバケットは 90%）や、ミドルバケットの場合に適用される TOM 比率といった要素を踏まえると、資産・負債どちらのスプレッドも 1bp 上昇するという前提条件は過度に保守的である。
- 日本円を含むリスクフリーの金利を定める際に国債の利回りを参照している通貨においては、国債を含む全ての資産のスプレッドが上昇するという前提は、国債のスプレッドをゼロとする調整後スプレッドの仕様と不整合である。
- 代表ポートフォリオに基づき計算される一般バケットと自社の資産ポートフォリオの状況が一定程度反映されるミドルバケットとではオーバーシュートの影響が異なり得るため、一般バケットとミドルバケットで同一の調整係数ではオーバーシュートの問題への対応が困難な可能性がある。

これらの意見や課題への対応として【基準の最終化に向けての方向性】に記載した仕様とすることが考えられる。ただし、従来に比べ複雑化した当該仕様を採用することによって生じる保険会

¹⁴ リスクフリーの金利を定める際に国債の利回りを参照している通貨の場合には国債を除き、スワップレートを参照している通貨の場合には国債を含む。

¹⁵ TOM 比率（トータル・オブザード・マッチング・レシオ）は、負債の存続期間と LOT のいずれか小さい方に対する、一定の精度でキャッシュフローのマッチングが行われている期間の割合を表し、ミドルバケットの調整後スプレッドの計算に用いられる。

社の実務負荷、保険会社の追加的なシステム開発や、全社一律に適用される標準モデルとしての簡明性が損なわれる可能性にも留意する必要がある。FT23の結果、ICSの議論の動向、各社の実務への影響を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

オーバーシュートに係る調整について、ICSの議論の動向を踏まえつつ、FT23で追加的な情報収集を行い、引き続き検討する。

論点 3.3.2⑦

調整後スプレッド スプレッドの期間構造(暫定決定 P39)

【基準の最終化に向けての方向性】

以下のとおり、調整後スプレッドに期間構造を組み込むことを1つの案として検討する。

なお、期間構造を設定した調整後スプレッドとする場合、スプレッドリスクのストレス係数について、期間構造導入に伴う影響を考慮したストレス係数とすることが必要と考えられる。(論点 3.5.4.2③を参照)

年限 t における加重平均調整後スプレッドは、算式で以下のとおり表される。(非固定利付資産の取扱いは論点 3.3.2⑨を参照)

$$\begin{aligned} \text{加重平均調整後スプレッド}(t) &= \omega_{\text{国債}} \times \text{Spread}_{\text{国債}}(t) \\ &+ \sum \omega_{\text{格付区分}i} \times \text{Spread}_{\text{格付区分}i}(t) \end{aligned}$$

ここで、算式中の記号は以下のとおりとする。

- a. $\omega_{\text{国債}}$ は、国債のウエイトを表す。
- b. $\omega_{\text{格付区分}i}$ は、格付区分 i に属する債券のウエイトを表す。
- c. $\text{Spread}_{\text{国債}}(t)$ は、年限 t の国債に対応するスプレッド(リスク修正控除後)を表す。無リスク金利が国債を基に算出されている場合、国債のスプレッド(リスク修正控除後)はゼロとする。
- d. $\text{Spread}_{\text{格付区分}i}(t)$ は、格付区分 i に属する年限 t の債券に対応するスプレッド(リスク修正控除後)を表す。

【検討経緯及び検討状況】

これまでの仕様では、調整後スプレッドは無リスク金利に対して年限によらずフラットに適用されるとしていたが、実際の社債等市場においては投資期間によってスプレッド水準に差異がある

ことから、保険負債の評価に使用する調整後スプレッドについても期間構造を組み込むことが適切との意見があった。ただし、スプレッド計算及びスプレッドリスク計算の複雑化、それに伴う保険会社の実務負荷にも留意が必要である。FT23 の結果、ICS の議論の動向、各社の実務への影響を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

スプレッドの期間構造について、ICS の議論の動向を踏まえつつ、FT23 で追加的な情報収集を行い、引き続き検討する。

論点 3.3.2⑧

調整後スプレッド 区分管理に関するバケット判定基準(暫定決定 P39)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、トップバケット及びミドルバケットの適用要件である、「保険負債を裏付ける資産ポートフォリオが対応する負債とともに特定され、その他の事業から生じる損失をカバーするために用いられることなく、区分して管理されていること」に関しては、社内規定に定められている等、客観性のある区分となっているか、また特段の事情がない限り継続的に当該区分を使用することとなっているか等、恣意的な運用がなされないような統制の確保に努めることをもって、区分管理されているとみなすことを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.2⑨

調整後スプレッド 非固定利付資産の取扱い(暫定決定 P39)

【基準の最終化に向けての方向性】

ミドルバケットの調整後スプレッドの計算における非固定利付資産の取扱いについて、以下のとおりとすることを検討する。FT23 による情報収集、ICS の議論の動向を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

- 加重平均調整後スプレッドの計算に用いるウエイトの分母から、現金と同様に、株式等の非固定利付資産を除くこととする。
- ミドルバケットにおけるキャッシュフローテスト(TOM 比率の計算に用いる M の決定)にお

いては、現金も使用可能な資産に含めることとする。

【検討経緯及び検討状況】

現在の仕様では、株式等の非固定利付資産は、キャッシュフローの不確実性を踏まえ、スプレッド計算上の不適格資産とみなされており、スプレッドゼロとして加重平均調整後スプレッドの計算に含まれている。

本仕様については、株式についてもその期待リターンをスプレッドの計算に含めるべきといった意見や、ミドルバケットにおけるキャッシュフローテストにおいて、トップバケットと同様に不適格資産も使用可能とすべき、特に、基準日の翌年度の保険金支払等に備え現金を保有する会社の場合、現金は適格資産とみなされないことから、その現金を資産の期待キャッシュフローに含めることができないといった課題があるとの意見があった。

非固定利付資産についてはキャッシュフローの不確実性が高いことから、固定利付資産と同等の取扱いとすることは必ずしも適切とは言えない一方で、上記の意見を踏まえた代替案として、一般バケット及びミドルバケットの調整後スプレッドの計算上、非固定利付資産については、固定利付資産との流動性の差異を反映してその 50%については容易に現金化可能と仮定し、一般バケット・ミドルバケットともに加重平均調整後スプレッドの計算に用いるウエイトの分母から除外するといった取扱いを FT22 で試行した。

一方で、50%という水準の合理性、一般バケットに比べ厳格な適格要件があるミドルバケットに分類される商品の非固定利付資産を一般バケットと同等に扱うことの是非等の課題もあり、これらへの対応として【基準の最終化に向けての方向性】に記載した取扱いが考えられる。FT23 による情報収集、ICS の議論の動向を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

非固定利付資産の取扱いについて、ICS の議論の動向を踏まえつつ、FT23 を通じて当該要件に関する ESR への影響を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。

論点 3.3.2⑩

代表ポートフォリオの資産構成(暫定決定 P40)

【基準の最終化に向けての方向性】

FT22 で収集した中小社を含む日本の保険会社のポートフォリオ構成に基づいた代表ポートフォリオとすることを検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定で述べたとおり、FT22 までは一般バケットの調整後スプレッドの計算に用いられる代

表ポートフォリオはICSと同様のものとしていたが、これはICSのデータコレクションに参加している社の資産構成に基づくものであり、中小社を含む日本の保険会社の実態を反映したものとなっているかどうか確認を行う必要があった。FT22で収集した中小社を含む日本の保険会社のポートフォリオのデータを踏まえ、【基準の最終化に向けての方向性】のとおりとする。

ただし、日本の保険会社のポートフォリオ構成に基づいた代表ポートフォリオとする対象は、すべての通貨ではなく、日本円をはじめとする一定程度データ量がある主要通貨のみとすることが考えられる。また、日本円以外の通貨について、日本の保険会社の外貨建商品に関する保険負債評価と海外子会社に関する保険負債評価で同一の代表ポートフォリオとすることが必ずしも適切ではない可能性もある。日本の保険会社の外貨建商品は日本の保険会社のポートフォリオ構成に基づいた代表ポートフォリオを適用し、海外子会社ではICS同様の代表ポートフォリオを適用することも考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

代表ポートフォリオの資産構成について、FT23を通じて当該要件に関するESRへの影響を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。

論点 3.3.2⑪

その他の実務的な論点 実務負担を踏まえたキャッシュフローテスト等の簡便的な対応（暫定決定 P41）

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、バケット判定の際の「キャッシュフローテストにおける資産の期待キャッシュフロー」や「解約オプションにおける将来時点の資産価値」の計算については、プロポーシヨナリティ原則に従って、結果に与える影響が軽微と認められる範囲において、簡便的な対応を行うことも認めることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.2⑫

その他の実務的な論点 バケット判定の簡略化（暫定決定 P41）

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定では、プロポーショナルリティ原則に従い、厳格なバケット判定を実施せずに一般バケットとすることも考えられるとしていたが、プロポーショナルリティ原則によらない、各社の裁量によるバケット判定の簡略化を容認することを暫定的な結論とする。具体的には、「以下の基準を全て満たす保険負債は、トップ(ミドル)バケットに分類することとする。」としていた記載を「以下の基準を全て満たす保険負債は、トップ(ミドル)バケットに分類できる。」へ変更する。ただし、合理的な理由がない限り、当該取扱いを継続的に適用することとする。

【検討経緯及び検討状況】

バケット判定には一定の実務負荷が伴う。保守性を確保しつつ、実務負荷を軽減する観点から、上記のとおりとした。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.2⑬

その他の実務的な論点 バケット判定の安定性(暫定決定 P41)

【基準の最終化に向けての方向性】

トップバケット及びミドルバケットの基準日時点における定量的な評価に基づく要件において、一時的な要因によって要件を満たさなくなった場合の救済措置を設けないことを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

トップバケット及びミドルバケットの要件の中には定量的な要件が含まれており、基準日時点における定量的な評価に基づき要件を満たしているかどうか判定されることとなる。この点について、バケット判定の安定性を確保する観点からは、一時的な要因によって要件を満たさなくなった場合に、何らかの救済措置を設けることも考えられる。

保険負債の現在推計等が一時的な要因により大きく変動し、バケット判定の定量的な要件を満たさなくなることが原因と考えられるが、現在推計の変動要因を死亡率等の非経済前提の変動、金利等の経済前提の変動に分けて考えた場合、

- 非経済前提については、ガイドラインにも示しているとおり、同様の傾向は今後継続しないと判断される場合には、一時的な要因により生じた実績データを除くことが考えられ、特段の救済措置は不要と考えられる。
- 経済前提については、変動を一時的とみなし得るかが論点となるが、基準日時点の金利等の経済環境の変動を一時的とみなすことは非経済前提に比べ困難であると考えられ、救済措置を設けることが過度な緩和となる可能性がある。

以上を踏まえ、【基準の最終化に向けての方向性】のとおりとする。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.2⑭

その他の実務的な論点 調整後スプレッドの計算に用いる格付別スプレッドの設定根拠(暫定決定 P42)

【基準の最終化に向けての方向性】

設定根拠等の開示については可能な限り開示を行っていくことを基本的な方向性とするが、内容・時期については ICS の議論の動向を踏まえ引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

調整後スプレッドの計算に用いる格付別スプレッドの設定根拠について、ICS の議論の動向を踏まえ、引き続き検討する。

論点 3.3.2⑮

その他の実務的な論点 一般バケットにおけるベースリスク修正

【基準の最終化に向けての方向性】

一般バケットのベースリスク修正について、必要性・適切性を検討する。

【検討経緯及び検討状況】

現在の仕様では、一般バケットの調整後スプレッドについて、各社の資産ポートフォリオと一般バケットの代表ポートフォリオの間のベースリスクを考慮して、以下の 2 種類のベースリスク修正を行うことができる。

- a. 同一通貨を異なる法域で用いている場合の修正
- b. 保険負債と異なる通貨建の資産に重要な投資を行っている場合の修正

FT22 で収集した情報によると、上記のうち、b を採用している会社が数社あった。b は、保険負債と異なる通貨建の資産に重要な投資を行っている場合、当該保険負債の通貨の調整後スプレ

ットは、獲得し得るスプレッドを反映しない可能性があるため、以下 S_{rc} に置き換えるというもの。

$$\frac{\text{保険負債と異なる通貨建の(為替リスクがヘッジされた)適格資産}}{\text{保険負債の通貨に換算した全資産(現金を除く)}} \geq 5\% \text{の場合、}$$

$$S_{rc} = S_{rc_currency} + 50\% \cdot (S_{rc_adjusted} - S_{rc_currency})$$

S_{rc} : ベーシスリスク修正後のスプレッド(リスク修正控除後)
 $S_{rc_currency}$: ベーシスリスク修正前のスプレッド(リスク修正控除後)
 $S_{rc_adjusted}$: 保険負債と異なる通貨建の(為替リスクがヘッジされた)適格資産のうち、5%の閾値を超える部分から獲得できる追加スプレッド(リスク修正控除後)。なお、複数の資産格付区分及び通貨のエクスポージャーを組み合わせると5%の閾値を超過する場合、閾値を各資産格付区分及び各通貨に比例的に配分する。

当仕様について、一部の保険会社及び関係者から、以下の意見があった。

- ✓ 厳格な適格要件があるトップバケットやミドルバケットに比べ、資産と負債のマッチングの程度が低いと考えられる一般バケットにおいて、当該ベーシスリスク修正を行うことの必要性・適切性が不明。
- ✓ 仕様が複雑であり、実務負荷が高い。

【基準の最終化に向けての残課題】

一般バケットのベーシスリスク修正の必要性・適切性について、調整後スプレッドにおけるその他の論点、ICS の議論の動向、各社の ESR への影響及び実務負荷等を踏まえ、引き続き検討する。

3.3.3 MOCE

保険負債を経済価値ベースで評価するために現在推計に上乗せされるマージンである MOCE については、その規制上の位置付けや計測手法に関し、有識者会議や FT 等を通じて様々な検討が行われてきた。暫定決定において、MOCE の位置づけを整理し、資本コスト法を採用することを暫定的な結論としたが、資本コスト法による MOCE の計測に当たっては、資本コスト率や将来の所要資本の推計方法等、様々な技術的・実務的論点がある。

また、一部の保険会社から、資本コスト法における割引率についての意見があり、新たな論点として加えている。(論点 3.3.3⑥)

論点 3.3.3①

MOCE の位置付け(暫定決定 P44)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、MOCE は、経済価値ベースの保険負債の一部に含まれるとともに、所要資本から控除せず、適格資本にも加えないことを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.3②

MOCE の計測手法(暫定決定 P44～47)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、MOCE の計測手法として資本コスト法を採用することを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.3③

資本コスト率(暫定決定 P48～52)

【基準の最終化に向けての方向性】

資本コスト率は、3%を基本的な方向性として、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定において、資本コスト率は、EU ソルベンシーII の取扱い、ICS で求められる MOCE の水準等を踏まえると、3%前後が1つの目線として示唆されるとしつつも、今後の FT 等を通じて引き続き検討を深めるとした。

FT22 で収集した情報によると、資本コスト率 3%の資本コスト法と ICS で採用されているパーセンタイル法の MOCE を比較すると、資本コスト法への変更により、生保単体の全社合計で約 24%増加、損保単体の全社合計で約 11%増加という結果であった。したがって、ICS で求められる MOCE の水準からの過度な乖離は示されていない。また、個社別にみると、比較的保険期間が短期の商品を扱う社においては、パーセンタイル法に比べて、資本コスト法の MOCE が小さくなっているケースも見られた。これは暫定決定で述べられた資本コスト法の「会社間のデュレーション差異が適切に反映可能」(P43)という特性が表れた結果と考えられる。

表 1 FT22 資本コスト法とパーセンタイル法の MOCE 比較 (単位:10 億円)

	(A) 資本コスト法 MOCE (資本コスト率 3%)	(B) パーセンタイル法 MOCE	(A)/(B)-1
生保単体	8,491	6,852	24%
損保単体	376	339	11%

暫定決定で示した EU ソルベンシーII の取扱い、ICS で求められる MOCE の水準、上記の FT22 の結果等を踏まえ、資本コスト率は 3%を基本的な方向性とする。FT23 においても資本コスト率を 3%とし、他論点の影響も含め MOCE の水準を再度確認の上、新規制導入時点における資本コスト率を決定する。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 においても資本コスト率を 3%とし、MOCE の水準を再度確認する。

論点 3.3.3④

将来の所要資本の推計方法(暫定決定 P52)

【基準の最終化に向けての方向性】

次のとおりとすることを基本的な方向性とし、引き続き検討する。

- 原則としては、将来の推計所要資本は、将来の各時点において各リスクの所要資本の計算方法を適用することによって計算することとする。
- ただし、原則どおりの計算は、実務負荷が極めて大きいため、基準日時点の所要資本を基準として、各社が適切と考えるリスクドライバーを用いたランオフパターン(時間の経過に伴い所要資本がどのように減少するか)に基づき将来の所要資本を推計することを認めることとする。なお、ランオフパターンの決定に用いるドライバーについては、全社一律の統一的な取扱いを定めないこととするが、一定程度の幅を揃えるためのガイダンスの作成について、日本アクチュアリー会と連携し、引き続き検討する。
- ランオフパターンによる計算の場合のドライバー選択の妥当性も含め、将来の推計所要資本の妥当性について、保険数理機能が検証を行い、保険負債の検証レポートに検証結果を記載することとする。
- 将来の推計所要資本の計算において、基準通貨と異なる通貨建の所要資本を基準通貨に換算する場合、フォワード為替レートの使用等により通貨間の金利差を考慮するものとする。ランオフパターンを用いた計算の場合も同様とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定において、将来の所要資本の推計方法については、今後の FT 等を通じて検討を深めていくこととした。

FT22 で各社の取扱いを確認したところ、一部の保険会社では原則どおりの計算方法を採用しているものの、多くの会社で各社が適切と考えるリスクドライバーを用いたランオフパターンに基づき将来の所要資本を推計していた。原則に従った将来の所要資本の精緻な計算は、実務負荷が極めて高く、多くの会社において適用が困難なことが想定されるため、第 1 の柱の標準モデルとしては、「各社が適切と考えるリスクドライバーを用いたランオフパターン(時間の経過に伴い所要資本がどのように減少するか)に基づく将来の所要資本の推計を認める」ことが必要と考えられる。

ランオフパターンの決定に用いるドライバーについては、一部の保険会社からは統一的な取扱いを定めるべきという意見があるものの、原則どおりの計算方法を採用している会社もあること、各社の商品特性、保有ポートフォリオ、リスクの性質・規模・複雑性によって適切なドライバーは異なり得ることから、全社一律の統一的な取扱いを定めないこととする。

ただし、一定程度各社の取扱いの幅を揃えるため、想定される手法の例示、その解説・補足等を含むガイダンスの作成について、日本アクチュアリー会と連携し、引き続き検討する。また、各

社におけるドライバーの選択の妥当性を確保するため、保険数理機能が妥当性の検証を行い、保険負債の検証レポートに検証結果を記載することとする。

また、MOCE の対象の各リスクで基準通貨と異なる通貨建の所要資本を有する場合、将来時点の所要資本を基準通貨に換算する際は、フォワード為替レートの使用等により通貨間の金利差を考慮することが必要と考えられる。その旨明確化した。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 において、各社の取扱いを引き続き確認する。また、ランオフパターンに関するガイダンスについては、日本アクチュアリー会と連携し、引き続き検討する。

論点 3.3.3⑤

所要資本の計算において MOCE の変動を考慮すべきか（暫定決定 P52～53）

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、所要資本の計算において MOCE の変動を考慮しない現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.3.3⑥

MOCE の計算における割引率について、次のいずれとすべきか。

- a. （基準通貨建ての将来の推計所要資本を、関連する各通貨に配分したうえで、）各通貨の無リスク金利を用いる。（FT22 の仕様）
- b. （基準通貨建ての将来の推計所要資本を、関連する各通貨に配分せず、）基準通貨である日本円の無リスク金利を用いる。

【基準の最終化に向けての方向性】

b の基準通貨である日本円の無リスク金利とすることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

FT22 においては、過去の ICS の仕様も踏まえ、a の取扱いとしていたが、一部の保険会社が

ら以下のような意見があった。

- 厳密に将来の所要資本を通貨別に配分することは実務負荷が高い。
- ヘッジ不能リスクに対する所要資本が基準通貨(日本円)で調達されるものと考えれば、資本コストは日本円の無リスク金利で現価にすることが自然ではないか。

上記の観点や、資本コスト率が日本の市場データも踏まえて設定した水準であることを踏まえ、MOCE の計算における割引率は、b の基準通貨である日本円の無リスク金利とすることを暫定的な結論とする。したがって、各通貨への所要資本の配分は不要となる。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

3.3.4 資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債

保険負債の評価は、現在推計と MOCE の合計とすることが基本的な考え方であるが、保険負債に関連する将来キャッシュフローが、市場価値が観測可能な金融商品を用いて高い信頼性をもって複製可能な場合、当該キャッシュフローに関連する保険負債を、当該金融商品の市場価値に基づいて測定することができる。

現在の仕様では、上記の要件を次のとおり定めている。

FT22 仕様書「V.5. 資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債」

193. 保険負債は、そのキャッシュフローがいかなる場合においても裏付資産のキャッシュフローと正確にマッチング可能な場合には、高い信頼性をもって複製されるものとみなす。

194. 以下のような場合は、保険負債に関連するキャッシュフローは高い信頼性をもって複製できないものとみなす。

- a. 保険契約者が、解約・失効等の契約上のオプションを行使できる。
- b. 保険負債が、死亡率、障害発生率及び罹患率に依存している。
- c. 保険負債に関連する経費を、高い信頼性をもって複製できない。

195. 保険負債の評価に用いられる金融商品は、深み、流動性及び透明性のある市場で取引されるものとする。

これらの要件について、一部の保険会社から、「死亡・満期・解約等に対する保証がなく、単純に資産価値をパススルーしているだけの商品」については、194 項 a の要件を満たさないものの、「資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債」としてよいのではないかと意見があった。

論点 3.3.4①

死亡・満期・解約等に対する保証がなく、単純に資産価値をパススルーしているだけの商品の取扱い

【基準の最終化に向けての方向性】

高い信頼性をもって複製できないことの要件 (FT22 仕様書 194 項) について、解約・失効等の契約上のオプションは、行使できるかではなく、保険負債がこれらのオプションに依存するか (解約・失効等に関する保証をしているか) という観点で判定することを暫定的な結論とする。具体的には現在の「a. 保険契約者が、解約・失効等の契約上のオプションを行使できる。」を「a. 保険負債が、解約・失効等の契約上のオプションに依存している。」へ変更する。

したがって、死亡・満期・解約等に対する保証がなく、単純に資産価値をパススルーしているだ

けの商品は、その他の要件を満たす場合には、資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債として取り扱うことが許容される。

なお、ある契約の保険負債を異なる部分に分離するアンバンドリングは通常認められないが、特別勘定・ユニットリンク契約を2つに分離する場合において、そのうちの1つが資産ポートフォリオによって複製可能とみなされる場合には、アンバンドリングが許容され、当該複製可能部分は、「資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債」に従い評価することができる。(FT22 仕様書 129 項の脚注)

【検討経緯及び検討状況】

死亡・満期・解約等の保証はなく、単純に資産価値をパススルーしているだけの商品であるため、その金融商品の市場価格をもって保険負債の価値とすることは合理的と考えられる。

なお、一部の保険会社からは、死亡・満期・解約等の保証がある場合にも、確率論的に扱えば合理的に複製ポートフォリオを使用できると考えられるのではないかという意見があった。当ケースでは、死亡・満期・解約等の保証があり、資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債として取り扱うための要件の全体に照らすと、解約行動、死亡率、経費率等を考慮して確率論的に扱ったとしても、保険負債のキャッシュフローを高い信頼性をもって複製できると解釈することは困難と考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

3.4 適格資本

適格資本の仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.4①

基金(暫定決定 P54)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、基金の償還期限に係る Tier1 資本への算入要件は、ICS の仕様と整合的に、期間 10 年以上とすることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.4②

払込未済資本の取扱い(暫定決定 P54～55)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、払込未済資本については、相互会社に限り Tier2 資本算入を認めることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.4③

適格資本の構成制限(暫定決定 P55～56)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、所要資本を基準として設定することを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.4④

資本の流用可能性(暫定決定 P56)

【基準の最終化に向けての方向性】

グループベースでの資本の流用可能性については、以下のとおり非支配株主持分(NCI)に対する上限を設定することを検討する。FT23による情報収集、ICSの議論の動向を踏まえつつ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

NCIに対する上限を、「NCI割合×所要資本への貢献度」とする。なお、「会計上のNCIの金額」、「会計上の純資産」、「会計上の負債残高」は子会社ごとに現地の会計基準に基づく金額、「連結ベースの会計上の負債残高」は経済価値ベースのバランスシートの出発点となった会計基準に基づく金額を計算すること。

なお、会計上連結の対象外であるがESRに与える影響から保険会社が重要と判断し連結対象とした金融子会社がある場合、当該子会社に関する連結調整を反映し計算することとする。

- $NCI \text{ 割合} = \text{会計上の NCI の金額} / \text{会計上の純資産}$
- $\text{所要資本への貢献度} = \alpha \times \text{会計上の負債残高}$
- $\alpha = \text{連結ベースの所要資本} / \text{連結ベースの会計上の負債残高}$

NCIの金額が上限を超える部分については、Tier1資本から控除する。

【検討経緯及び検討状況】

連結ベースの計算において、グループ内のある保険会社の所要資本を超える超過資本は、法的制約等によって、グループ内の他の保険会社の損失や所要資本をカバーするために必ずしも利用できない場合があり、グループベースでの資本の流用可能性については、ICSの議論を踏まえて検討を行うこととしていた。

子会社の資本のうち、特に非支配株主持分については、グループの持分ではないため、損失や所要資本をカバーするために利用できない蓋然性が高く、何らかの上限を設けることの重要性が高いと考えられる。他方で、非支配株主持分以外の子会社の資本については、必ずしも流用可能ではない可能性があるものの、法域によって規制が異なることが想定され、現時点においては、

子会社の資本の流用可能性の合理的かつ画一的な評価方法を定めることは困難である可能性が高いと考えられる。

したがって、資本の流用可能性について、【基準の最終化に向けての方向性】のとおり、非支配株主持分に上限を設けることを検討するとしたが、当論点については、ICS のモニタリング期間中に分析が行われることとなっており、ICS の議論の動向を踏まえて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 を通じて、当該上限に関する ESR への影響を把握し、ICS の議論の動向も踏まえつつ、必要に応じて仕様の修正を行う。

論点 3.4⑤

資本調達手段の算入に関する経過措置(暫定決定 P56)

【基準の最終化に向けての方向性】

各社の資本戦略への影響等も踏まえつつ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

資本調達手段の算入に関する経過措置の取扱いについて、FT23 の結果や保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

3.5 所要資本

各リスクカテゴリーに係る論点については「3.5.1 生命保険リスク」以降に示すこととし、ここでは所要資本に係るリスク削減手法等に関連する論点について述べる。

論点 3.5①

市場リスクのエクスポージャーに対するリスク削減手法の更新(暫定決定 P57～58)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、以下に示した点等を踏まえて各社においてリスク削減手法の更新可能性を判断することとし、リスク削減手法の更新可能性の判断根拠等を金融庁に報告する取扱いとすることを暫定的な結論とする。

- ✓ 平時における自社の取引高と市場の取引高を比較すること等により、当該取引に係る十分な流動性が認められるか。
- ✓ 過去の市場のショック時(例:リーマンショック、コロナショック)において、自社のヘッジポジションの一部又は全部が構築できなくなるレベルの問題が生じなかったか。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5②

ダイナミックヘッジ(暫定決定 P58)

【基準の最終化に向けての方向性】

ダイナミックヘッジについては、ICS の動向を踏まえつつ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり、ダイナミックヘッジの取扱いについては、ICS においてモニタリング期間中に議論されることとなっていることから、ICS の動向も踏まえつつ、新規制上の取扱いについて基準の最終化に向けて検討を進めていくこととする。

【基準の最終化に向けての残課題】

ダイナミックヘッジについて、ICS の動向を踏まえ、引き続き検討する。

3.5.1 生命保険リスク

生命保険リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

なお、論点 3.5.1⑦において、会社固有のストレス係数について、当制度を導入することを基本的な方向性としているが、今後検討すべき課題が多岐にわたる。引き続き、FTや関係者との対話等を通じて検討を行っていくこととするが、今後の状況に応じて、当論点に関するタイムラインや方向性を再検討する可能性もある点に留意が必要である。論点 3.5.1⑧以降では、会社固有のストレス係数に関する諸論点について、現時点での検討状況を示している。

論点 3.5.1①

同質なリスクグループの基準の設定(暫定決定 P59)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、各社の判断に基づき設定することとするが、合理的な範囲で安定的なものとなるよう、同質なリスクグループの設定方法に関する留意事項を定める。ただし、後述の論点 3.5.1④のとおり、解約失効リスクの大量解約の要素については、仕様を明確化する。

<同質なリスクグループの設定方法に関する留意事項(FT22 仕様書 280 項)>

同質なリスクグループが、合理的な範囲で安定的なものとなるように、例えば、以下の点に留意することとする。

- a. 同質なリスクグループの設定プロセスは、適切に文書化されているか。
- b. 同質なリスクグループの設定方法は、合理的な理由がない限り変更を行わないこととし、当初の設定及び変更を行う場合には、設定者と独立した立場の者が検証を行う等、適切な態勢が構築されているか。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

なお、FT22 において、各社の対応状況を確認したところ、一部の会社においては、留意事項を遵守できているとの回答であったが、約半数程度の会社では今後の課題としていた。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 において、引き続き各社の対応状況を確認する。

論点 3.5.1②

罹患・障害リスクの計算区分について、区分の定義の更なる明確化(暫定決定 P59～60)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、複数区分にまたがるような商品の取扱いは各社判断とする。各社間で共通性の高い第三分野給付については、比較可能性を確保する観点から取扱いを例示することも考えられるが、その必要性については、保険会社及びその他の関係者との対話を通じ、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

第三分野給付に関する取扱いについて、各社の設定方法を引き続き確認する。

論点 3.5.1③

解約失効リスクの水準及びトレンドの要素における、上昇シナリオがリスクとなるグループと下降シナリオがリスクとなるグループのリスクを統合する際の相関係数(暫定決定 P60)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、単純和とすることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.1④

解約失効リスクの大量解約の要素(大量解約リスク)における、ストレス係数及び同質なリスクグループの設定方法(暫定決定 P60～62)

【基準の最終化に向けての方向性】

ストレス係数については、現在の仕様(個人契約 30%、法人契約 50%)を維持することを暫定的な結論とする。

同質なリスクグループの設定方法については、「個人契約全体及び法人契約全体をそれぞれ一つの同質なリスクグループ」として設定することを暫定的な結論とする。

なお、個人契約は団体年金保険以外の契約、法人契約は団体年金保険契約を指すこととする。

【検討経緯及び検討状況】

● ストレス係数について

次の理由から、ICS と同一のストレス係数とすることとした。

- 信頼性のある経験データが乏しく、ICS から修正するだけの定量的根拠が不十分であり、監督規制としては一定の保守性を踏まえた監督上の判断に依拠せざるを得ない。
- 日本における大量解約に係る十分な経験データは存在しないものの、1 つの事例として、日本の保険会社の破綻が相次いだ 1990 年代～2000 年代において、20%～30%程度の解約率が観測されたケースがあり、VaR99.5%のリスク計測を踏まえると過度に保守的な水準とも言えない。

● 同質ナリスクグループの設定方法について

大量解約が前提とするシナリオは、現時点においては、ICS の考え方が明確に示されていないものの、商品特性によらず個人契約・法人契約でのみストレス係数が分かれていることから、保険会社の財務状況の悪化や不適切な行動等に起因する信用不安や風評被害等による大量解約の発生を想定することが妥当と考えられる。

上記のような風評による解約を前提とし、次の観点から、個人契約全体と法人契約全体をそれぞれ一つの同質ナリスクグループとして設定することが妥当と考えられる。

- 一般的に、法人契約の契約者である企業は、個人に比べ、得られる情報量が異なりと想定され、上記で想定するようなシナリオが発現した場合には個人契約の契約者とは異なる契約者行動を取る可能性がある(団体年金保険のように貯蓄性の高い商品では、よりリスクに感応的かつ経済合理的な行動をとることが想定される)。これは個人契約・法人契約で水準を分けるストレス係数の考え方とも整合的である。
- 商品性等による更なるグループ化が必要かどうかについては、個人契約・法人契約それぞれにおいて契約者属性や商品特性の違いによる情報量の差は大きくないと考えられ、解約返戻金と契約の経済的な価値の大小関係で判断するとも考えにくく、更なるグループ化は不要と考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.1⑤

経費リスクにおける、経費単価の上昇とインフレ率の上昇の関係性、及びインフレ率上昇と整合的な割引率を適用すべきかどうか(暫定決定 P62)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.1⑥

新規制導入時におけるストレス係数(暫定決定 P62～64)

【基準の最終化に向けての方向性】

FT22 で収集した実績データからカリブレーションした結果に基づき、地理的区分「日本」のストレス係数を次のとおりとすることを暫定的な結論とする。FT22 から、長寿リスク、罹患・障害リスクの商品区分 1・長期のストレス係数を変更している。

表 2 生命保険リスクのストレス係数

区分	商品区分	導入時 ストレス係数	FT22	ICS 日本 (2022 年時点)
死亡リスク	-	12.5%	12.5%	10.0%
長寿リスク	-	20.0%	17.5%	17.5%
罹患・障害リスク (短期)	区分 1	20.0%	20.0%	20.0%
	区分 2	25.0%	25.0%	25.0%
	区分 3	20.0%	20.0%	20.0%
	区分 4	25.0%	25.0%	25.0%
	区分 4・回復	20.0%	20.0%	20.0%
罹患・障害リスク (長期)	区分 1	12.0%	8.0%	8.0%
	区分 2	20.0%	20.0%	8.0%
	区分 3	12.0%	12.0%	10.0%
	区分 4	20.0%	20.0%	20.0%
	区分 4・回復	20.0%	20.0%	20.0%
解約失効リスク(水準)	-	25.0%	25.0%	20.0%
経費リスク(経費単価)		6.0%	6.0%	6.0%
経費リスク(インフレ)	-	1.0%	1.0%	1.0%

【検討経緯及び検討状況】

● 暫定決定までの経緯

生命保険リスクのストレス係数は、FT21 までは、ICS と同一のものを使用していたが、当該係数は、主に国際的に活動する大規模な保険グループを中心としたデータを用いてカリブレーションされていることから、我が国の保険会社の規模や商品特性によっては、必ずしも適切な水準となっていない可能性があった。

そのため、FT19 において保険リスクに関する実績データの収集を実施し、金融庁においてストレス係数の分析を行った。その結果、いくつかの区分では、金融庁でカリブレーションしたストレス係数が ICS のストレス係数よりも高い水準であることが示唆され、FT22 において、地理的区分「日本」に適用されるストレス係数の変更を行った。加えて、FT22 において、再度実績データの収集を実施し、2023 年頃に新規制導入時におけるストレス係数を決定することとしていた。

● FT22 で収集した実績データに基づく分析方法

以下の方法に基づき、ストレス係数の分析を行った。(検討状況 2021(P32~34)で示した分析方法と同様)

- 予測に対する実績の比率が正規分布に従うと仮定し、データから推定した信頼水準 99.5%点に基づくストレス係数を各社ごとに算出。なお、実績及び予測は、各会計年度における次のデータを指す。
 - 死亡リスク : 死亡保険金
 - 長寿リスク : 死亡件数
 - 罹患・障害リスク : 商品区分 1 は支払給付金、商品区分 1 以外は支払件数
 - 解約・失効リスク : 解約・失効件数
 - 経費リスク : 経費
- 予測は、各会計年度の前年度末の現在推計の算出に使用した前提条件に基づき算出したもの。
- 現在推計の前提に基づけば予測と実績の差異の期待値はゼロとなるが、実際のデータには一定の偏り(期待値からの乖離)が見られる場合があり、必要に応じて偏りをストレス係数に反映するための調整を加える。
- 各社の提出したデータが、正確性、完全性及び適切性の基準を十分に満たすものではない可能性があるが、全体的に保守的に取り扱うことで、考慮することとした。

なお、現時点においては、IAIS より ICS のストレス係数で採用されたカリブレーション方法が開示されておらず、詳細は明らかではないが、上記の方法に基づきカリブレーションした契約規模が大きい社におけるストレス係数と ICS のストレス係数を比較すると、過度な乖離は示されなかった。新規制導入時におけるストレス係数は、上記の方法に基づきカリブレーションすることとするが、

ストレス係数等は、新規制導入後においても、必要に応じて適宜見直しが行われることが望ましく、ICS のカリブレーション方法等の情報収集を行いつつ、保険会社及びその他の関係者と議論していくことが必要と考えられる。

- FT22 で収集した実績データに基づく分析結果概要
上記の方法に基づき各社ごとのストレス係数を算出した。

表 3 FT22 収集データに基づく生命保険リスクの分析結果の概要

リスク	分析結果の概要
全般	前回の FT19 収集データに基づく分析と同様、いずれのリスクについても、保有保険金額や保有件数等の規模が大きい社ほど、ストレス係数の水準が低くなる傾向が見られた。
長寿リスク	<p>契約規模が大きい社では 10%～20%程度の水準となっているが、その他の社については 10%～30%程度となっている。FT22 で採用した係数(及び ICS の係数)17.5%と比較すると、本分析ではより高い水準が示唆された。なお、前回の FT19 収集データと異なり、死亡・長寿データは「死亡リスクの対象となるグループ」と「長寿リスクの対象となるグループ」で分けて収集しており、前回の分析結果と異なる傾向を示した 1 つの要因と考えられる。</p> <p>したがって、FT22 で採用した係数(及び ICS の係数)17.5%を 20%へ変更することが考えられる。</p>
罹患・障害リスク	<p>新型コロナウイルスの影響を分析するため、新型コロナウイルスを要因とする給付金支払を除外しない場合に加え、除外した場合についても分析を行ったが、商品区分 3・長期以外では、新型コロナウイルスを要因とする給付金支払の影響は限定的であった。</p> <p>(商品区分 1・長期)</p> <p>契約規模が大きい社では 7%～12%程度の水準となっているが、その他の社については 10%～20%程度となっている。FT22 で採用した係数(及び ICS の係数)8%と比較すると、本分析ではより高い水準が示唆されている。また、前回の FT19 収集データに比べ、全体的にやや高い水準となっていた。</p> <p>したがって、FT22 で採用した係数(及び ICS の係数)8%を 12%へ変更することが考えられる。</p> <p>(商品区分 3・長期)</p>

リスク	分析結果の概要
	<p>契約規模が大きい社では 10%～20%程度の水準となっているが、その他の社については 10%～30%程度となっている。ICS の係数 10%、FT22 で採用した係数 12%と比較すると、本分析ではより高い水準が示唆されている。また、前回の 2019 年収集データに比べ、全体的にやや高い水準となっていた。</p> <p>ただし、商品区分 3 は、入院保障等が含まれており、新型コロナウイルスの影響を受けている可能性も考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社によって、新型コロナウイルスを要因とする給付金の支払件数の規模が異なり、ストレス係数へ与える影響も異なる傾向を示している。 新型コロナウイルス以外を要因とする給付金支払が減少し、予測と実績の乖離が大きくなっている可能性が示唆されている。 <p>実際、2020 年度、2021 年度の 2 年分のデータを除外してカリブレーションを行ったところ、ストレス係数は全体的にやや低下した。以上を踏まえると、更なる分析が必要なことから、FT22 で採用したストレス係数 12.0%で据え置きとし、引き続きモニタリングの上、必要に応じて見直しを図ることが考えられる。</p>
経費リスク	<p>契約規模が大きい社では 5%～10%程度の水準となっているが、その他の社については 10%～20%程度となっている。FT22 で採用した係数(及び ICS の係数)6%と比較すると、本分析ではやや高い水準が示唆されている。これは、前回の FT19 収集データに基づくカリブレーションの結果と概ね整合的である。</p> <p>ただし、経費リスクは、死亡率等と異なり、各社の経営判断によっても左右され、また、事業の効率化等によって、一定程度事後的にコントロールすることも可能である。したがって、実績データに基づき、全社共通の標準ストレス係数を設定することは必ずしも適切ではない可能性があり、ICS と同一の 6%を維持することが考えられる。</p>
その他の区分	<p>前回の FT19 収集データに基づくカリブレーション結果と比較し、顕著な差異は見られなかった。</p> <p>なお、いくつかの商品区分では、会社間のばらつきが大きい、データ量が十分ではない、異常値を示す社が多い等の理由により、全体的な保守性も踏まえつつ、FT22 及び ICS と同一の係数を維持することとしている。</p>

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 において、最終的なストレス係数に基づく ESR の結果を確認する。

論点 3.5.1⑦

各社の実績データに基づく会社固有のストレス係数¹⁶(以下、「USP」)の方向性(暫定決定 P63、検討状況 2021 P34)

【基準の最終化に向けての方向性】

各社のリスク特性を反映するため、一定の要件及び当局による審査の下、USP を適用可能とする制度を導入することを基本的な方向性とする。(USP を適用しない社においては、論点 3.5.1 ⑥のストレス係数(以下、「標準ストレス係数」)を適用する。)

ただし、新規制導入までの期間が限られている中、後述のとおり、審査基準を含む様々な論点がある。FT23 を通じた情報収集や、保険会社及びその他の関係者との対話を通じて、引き続き検討を進めていくが、2024 年春頃までに新たな課題が検知された場合等には、当論点に関するタイムラインや方向性を再検討する可能性もある。

【検討経緯及び検討状況】

生命保険リスクについて、以下の観点から、会社ごとにリスク特性が異なるものと考えられる。

- FT22 実績データに基づき金融庁で分析を行ったところ、会社間でストレス係数の水準に差異が見られた。また、契約規模の大きい会社ほど、ストレス係数の水準が低くなる傾向が見られた。(表 3)
- 各社の募集チャネルや引受査定基準等の特性によって、被保険者集団の性質が異なる可能性がある。
- 第三分野商品は、商品特性・給付事由が多岐にわたり、会社ごとにストレス係数の水準が異なる可能性がある。

したがって、標準モデル・全社の平均に基づく標準ストレス係数では、各社のリスク特性を十分に捉えきれていない可能性があり、かえって比較可能性・公平性を損なうおそれがあることから、検討状況 2021(P34)で示唆されていた、USP の適用、若しくは、内部モデルを用いた所要資本の計測を認めるといった対応が考えられる。

検討状況 2021 で示されていたとおり、内部モデル¹⁷と比較し、USP の適用¹⁸は、審査の観点が

¹⁶ EU ソルベンシーII においても、Undertaking-Specific Parameters と呼ばれる会社固有の係数に関する枠組みが定められている。

¹⁷ 内部モデルの場合は、各社の内部管理と同様の計測手法、計算区分、統合方法、ストレス係数等を用いて、所要資本を計測する。したがって、広範囲に及ぶ審査が必要。

¹⁸ USP の場合は、ストレス係数のみを各社の実績データに基づく会社固有のものとし、計測手法、計算区分、統合方法等は標準モデルを用いて、所要資本を計測する。

限定されるため、新規制導入までのタイムライン、保険会社及び当局における審査負担を踏まえ、新規制導入時に向けての対応としては、USP の適用が現実的な方策と考えられる。

ただし、審査の観点が限定されるものの、USP の適用においても、算出された係数の妥当性の検証や、使用されるデータ品質の確保等が適切に実施される仕組みが必要である。また、カリブレーションの結果、ストレス係数が低下する場合にのみ USP を適用する等のチェリーピッキング防止の観点から、USP を適用する社においては、原則、継続的に適用することを要件とすべきと考えられる。

USP 適用の制度導入に当たっては、保険会社及び当局にとって過度な負担とならない実行可能な制度設計としつつも、ストレス係数の妥当性・適切性を確保する必要があり、以下のような様々な論点について引き続き検討していかなければならない。

- カリブレーション方法
- USP の適用範囲
- データに関する要件(データ品質を含む)
- 審査基準
- 審査プロセス・承認後の運用
- 連結における取扱い

今後、新規制導入までのプロセスとして、以下のスケジュールを念頭に進めていくこととするが、2024 年春頃までに新たな課題が検知された場合等には、当論点に関するタイムラインや方向性を再検討する可能性もある。

表 4 USP 適用の制度導入に関する今後の想定スケジュール

時期	想定される主な実施内容
2023 年後半 ～2024 年前半	<ul style="list-style-type: none"> ✓ FT23 において、USP に関する定量的情報、適用要件に関する自己評価等について情報収集(任意提出) ✓ USP の適用における課題の洗い出し及び検討 ✓ 審査基準案に則した保険会社による自己評価の実施及び当局によるレビュー
2024 年後半 ～2025 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最終化された審査基準に即した予備審査の実施
(新規制導入) 2025 年 4 月～	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ESR の初回報告に向けて本審査の実施

【基準の最終化に向けての残課題】

以下を引き続き検討する。

- カリブレーション方法
- USP の適用範囲
- データに関する要件(データ品質を含む)
- 審査基準
- 審査プロセス・承認後の運用
- 連結における取扱い

論点 3.5.1⑧

USP に関する論点 カリブレーション方法

【基準の最終化に向けての方向性】

1 つの選択肢として、論点 3.5.1⑥で示したカリブレーション方法を標準的な手法として定め、その手法のみを適用可能とすることが考えられる。FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- 予測に対する実績の比率が正規分布に従うと仮定し、データから推定した信頼水準 99.5%点に基づくストレス係数を各社ごとに算出。なお、実績及び予測は、各会計年度における次のデータ等が考えられるが、各社における現在推計の前提条件の基礎と統合的なものとする(例えば、件数、保険金額、解約返戻金等)。
 - 死亡リスク : 死亡保険金等
 - 長寿リスク : 死亡件数等
 - 罹患・障害リスク: 商品区分 1 は支払給付金、商品区分 1 以外は支払件数等
 - 解約・失効リスク: 解約・失効件数等
- 予測は、各会計年度の前年度末の現在推計の算出に使用した前提条件に基づき算出したもの。
- 実績は、予測との整合性の観点から、各会計年度に獲得した新契約に相当する部分は除く。
- 現在推計の前提に基づけば予測と実績の差異の期待値はゼロとなるが、実際のデータには一定の偏り(期待値からの乖離)が見られる場合があり、必要に応じて偏りをストレス係数に反映するための調整を加える。
- ストレス係数の信頼性・安定性のため、10 年分以上の実績データを用いる。

【検討経緯及び検討状況】

カリブレーション方法について、一般的な手法の 1 つとしては、死亡率・発生率・解約率等が正規分布に従うと仮定して、それらの過去の実績から期待値 μ と標準偏差 σ を推計し、標準正規分布の 99.5%点(≈ 2.58)から、 $2.58\sigma/\mu$ をストレス係数とすることが挙げられる。当手法と比較する

と、予測に対する実績の比率によるカリブレーション方法は、以下のメリットがあると考えられる。

- 実績の変動が現在推計の前提条件に織り込まれている場合、その変動はストレス係数から除かれる。例えば、トレンドがある場合や何らかの理由により死亡率等の傾向が変わる場合に、現在推計の前提条件に織り込まれていればストレス係数に反映されない。(死亡率等の変動ではなく、実績が予測と乖離することをリスクと捉える。)
- 予測と実績を対比し、その差異を分析することを通じて、現在推計の前提条件が高度化される可能性がある。

ただし、予測に対する実績の比率によるカリブレーション方法では、例えば死亡リスクのカリブレーション結果の中に解約率等の予測と実績の差異の影響が含まれる点に留意が必要である。これらの影響については、保有契約の予測と実績の差異に応じてデータを補正することが考えられるが、その具体的な方法については保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

また、プロセスリスク、パラメータリスク、トレンドリスク等の観点で生命保険リスクを整理するという考え方もあるが、ストレス係数のカリブレーション方法だけでなく、リスク計測手法自体の見直しを要する可能性がある。リスク計測手法については、ICS との整合性、手法のわかりやすさ、既に暫定決定を終えており各社のシステム開発等に影響を及ぼし得る変更は困難なこと、等を考慮して、第 1 の柱の標準モデルとしては現在の計測手法を維持することが妥当と考えられる。

カリブレーション方法について、当局が標準的手法を定めその手法のみを認めるか、その他の手法も認めるかといった選択肢が挙げられるが、前者には以下のメリット・デメリットがあると考えられる。

- カリブレーション方法が定められているため、保険会社の対応負荷、当局の審査負担が軽減される。(メリット)
- 各社の裁量が限定的なため、各社における妥当性検証、文書化等の対応事項を軽減できる可能性がある。(メリット)
- 手法による会社間の差異がなく、公平性・比較可能性が確保されやすい。(メリット)
- 各社が内部管理で採用する手法を適用できず、規制と内部管理の整合性が高まらない。(デメリット)
- 各社が妥当と考える手法が採用できず、カリブレーション方法高度化等の議論につながりにくい。(デメリット)

上記の観点を総合的に勘案すると、新規制導入までの期間も限られていることから、まずは効率性・実行可能性を重視し、当局が標準的手法を定めその手法のみを認めることが現実的な対応と考えられる。ただし、新規制導入後、カリブレーション方法に関する議論が進み知見が深まれば、段階的にその他の手法も選択肢に加える、各社が妥当と考える手法も審査の上で認める、さ

らには生命保険リスクを内部モデルの対象とする等も選択肢となり得る。

カリブレーションに必要なデータの年数については、ストレス係数の安定性・信頼性の観点から、一定年数以上のデータを用いるべきと考えられる。目安として 10 年程度が考えられるが、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

カリブレーション方法について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 3.5.1⑨

USP に関する論点 USP の適用範囲

【基準の最終化に向けての方向性】

新規制導入時においては、以下のように定めることが 1 つの考え方であるが、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- 地理的区分「日本」のみを対象とする。
- USP を採用する会社は、原則生命保険リスクのすべてのサブリスクカテゴリーに対して USP を適用する。(特定の区分でデータが僅少等の特段の事情がある場合を除く。)
- ただし、生命保険リスクにおける次のサブリスクカテゴリーは、USP の適用対象外とし、全社一律の標準ストレス係数を適用する。
 - ・ 解約リスクの大量解約の要素
 - ・ 経費リスクの経費単価上昇
 - ・ 経費リスクのインフレ率上昇

【検討経緯及び検討状況】

● USP の適用対象とする地理的区分について

以下の観点から、新規制導入時においては、地理的区分「日本」のみを対象とすることが妥当と考えられる。

- FT19、FT22 での実績データの収集、金融庁における分析は、地理的区分「日本」のデータのみを対象としており、それ以外の地理的区分の生命保険リスクについて、十分な分析ができていない。
- 連結においても、現時点では、地理的区分「日本」の生命保険リスクが大宗を占めている。
- 新規制導入までの期間が限られていることから、議論の対象を地理的区分「日本」に限定することが現実的である。

ただし、新規制導入時に地理的区分「日本」のみを USP 適用の対象とした場合も、新規制導入後、保険会社及びその他の関係者と議論し、それ以外の地理的区分へ対象を拡大することも考えられる。

- USP の適用対象とするサブリスクカテゴリーについて

USP 適用の制度設計に当たっての論点の 1 つがチェリーピッキングの防止である。例えば、自社のデータに基づくストレス係数が、全社平均に基づく標準ストレス係数よりも低くなったサブリスクカテゴリーにのみ USP を適用するといった取扱いが起こりうる。そのようなチェリーピッキングを防止し、各社のリスク特性を反映するという本来の目的を踏まえ、USP を採用する社においては、原則生命保険リスクのすべてのサブリスクカテゴリーに対して USP を適用することが妥当と考えられる。

ただし、一部のサブリスクカテゴリーで保有契約が十分にない等、合理的な理由が認められる場合には、部分的に標準ストレス係数を適用することも考えられる。USP の適用対象外のサブリスクカテゴリーについて、その理由を審査上の着眼点とすること、対象外とした区分についても実績データを定期的に提出する等によって、適切な運用を確保することも選択肢となり得る。

また、解約リスクの大量解約の要素、経費リスクの経費単価上昇、経費リスクのインフレ率上昇について、それぞれ次の理由から、USP の適用対象外とし、全社一律の標準ストレス係数を適用することが考えられる。

- 解約リスクの大量解約の要素：信頼性のある経験データが十分ではないと考えられ、一定の保守性を踏まえた監督上の判断に基づく全社一律の標準ストレス係数とすることが考えられる。
- 経費リスクの経費単価上昇：論点 3.5.1⑥のとおり、FT22 実績データに基づくストレス係数は、ICS のストレス係数よりも高いことが示唆された。しかし、各社の経営判断にも左右される可能性があることから、標準ストレス係数は、全社の実績データに基づくストレス係数とせず、ICS のストレス係数を継続的に適用することとしている。USP 適用社にのみ、実績データに基づくストレス係数を適用した場合、かえって会社間の公平性に欠ける取扱いとなる可能性もあり、USP の適用対象から除外することが考えられる。
- 経費リスクのインフレ率上昇：各社での共通性が高いため、USP 適用対象外とすることが考えられる。

上記は、現時点での素案であり、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

USP の適用範囲について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 3.5.1⑩

USPに関する論点 データに関する要件

【基準の最終化に向けての方向性】

カリブレーションに用いるデータに関する要件を以下のとおり定めることが考えられるが、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- 実績は、現在推計の計算に用いたデータとし、正確性、完全性、適切性が確保されたものとする。
- 予測は、現在推計の作成に使用した前提条件に基づき計算されたものとする。

【検討経緯及び検討状況】

ストレス係数は、カリブレーション方法に照らして妥当、かつ、一定の品質が確保されたデータに基づきカリブレーションされるべきである。

実績については、予測に対する実績の比率によるカリブレーション方法を前提とすると、現在推計の計算に用いたデータと整合的なデータを用いることを要件とすることが妥当と考えられる。また、一定の品質を確保する観点から、現在推計の計算に用いるデータと同様、正確性、完全性及び適切性を基準とすることが考えられる。予測については、生命保険リスクの趣旨やカリブレーション方法を踏まえると、現在推計における将来の予測が実績とどの程度乖離するのが焦点であり、現在推計の作成に使用した前提条件に基づき計算したものとすることが妥当と考えられる。

なお、新規制導入後においては、現在推計の計算に用いたデータや前提条件は、保険数理機能によって検証済みのものと想定され、同一のデータや前提条件を用いることによって、品質が確保されると考えられる。

ただし、カリブレーションに用いるデータを10年以上等とする場合、新規制導入前のデータを使わざるを得ない状況も想定される。同等のデータ品質が確保されていることを要件に、FTを行った年度はFTのデータ、FTを行っていない年度は内部管理上の現在推計(類似の指標を含む)に使用したデータを用いること等が考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

データに関する要件について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 3.5.1⑩

USPに関する論点 審査基準

【基準の最終化に向けての方向性】

算出されたストレス係数の妥当性、使用されるデータの品質確保等の観点から、以下のとおりとすることが考えられる。なお、ここでは、カリブレーション方法は、標準的な手法のみ適用可能とすることを前提としており、カリブレーション方法自体についての検証基準、統計的品質基準、文書化基準等は省略できるものとしている。これらは現時点における素案であり、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

表 5 USP 適用の審査基準(案)

基準	審査における着眼点
検証基準	<ul style="list-style-type: none">保険数理機能によってストレス係数の適切性が検証されているか。
統計的品質基準	<ul style="list-style-type: none">使用したデータは、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全、かつ適切なものとなっているか。(現在推計のガイドライン「データ品質における「正確性」、「完全性」、「適切性」の基準」にも留意すること。)使用したデータ・前提条件は、現在推計の算出に用いたデータ・前提条件と整合的か。(すなわち、保険数理機能によって既に検証されたデータか。)特段の理由により、データを調整する場合には、その理由が合理的なものか。USP の適用対象外としたサブリスクカテゴリーについて、その理由が合理的なものか。
較正基準	<ul style="list-style-type: none">保有期間 1 年、信頼水準 99.5%の VaR で較正されたものか。

【検討経緯及び検討状況】

検証基準については、生命保険リスクは保険数理機能が関与すべき領域であること、予測と実績を対比したカリブレーション方法のためストレス係数が現在推計やその前提条件と密接に関係していること等から、保険数理機能によって検証されることが適当と考えられる。

統計的品質基準は、技術的な観点での基準となるが、標準的なカリブレーション方法のみ適用可能とする場合には、カリブレーション方法自体についての妥当性の審査が不要となり、主には使用するデータ・前提条件の品質が着眼点となる。基本的には、論点 3.5.1⑩に挙げたデータに関する要件を満たしているかどうかのポイントになるが、加えて、データの調整を行った場合や USP の適用対象外としたサブリスクカテゴリーがある場合には、その合理性を審査することが必

要と考えられる。

なお、内部モデルの場合は、さらにユーステスト及びガバナンス基準、文書化基準が設けられている。ユーステスト及びガバナンス基準については、USP の意義に鑑みると、過度に厳しい要件と考えられる。文書化基準については、カリブレーション方法が定められ、各社の裁量が限定的な場合、詳細な文書化は過度な負担となり得る。統計的品質基準におけるデータの調整や、USP 適用対象外等の判断を伴っている場合には、当局への申請書類等にその概要や合理性を記載することをもって、文書化の一部とすることが考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

審査基準について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 3.5.1⑫

USP に関する論点 審査プロセス・承認後の運用

【基準の最終化に向けての方向性】

論点 3.5.1⑧～⑪の方向性にも依存するが、各社の裁量を限定的とする場合には、保険会社及び当局の負担軽減のため、申請書の様式を定めて効率化することが考えられる。具体的には次のような内容を含めることが考えられ、新規に USP を適用する場合や、手法・対象を変更する場合に、必要事項を記載の上、当局へ提出し、当局が審査・承認することが考えられる。

<申請書の様式(案)>

- 直近データによるカリブレーション結果
- 各審査基準についてその基準を満たすことの説明
- カリブレーションに用いた実績データ

また、承認後の各基準日における ESR の報告において、データ・ストレス係数の更新のみであれば、当様式を更新して、ESR 報告と併せて当局へ提出するのみとすることが考えられる¹⁹。

ただし、これらは現時点における一案に過ぎず、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

¹⁹ 論点 3.5.1⑦のとおり、USP を適用する社においては、原則、継続的に USP を適用することを念頭に検討を進めている。

他論点の方向性にもよるが、新規制導入時において、各社の裁量が限定的であれば、審査におけるプロセスや書類の簡素化が可能となり得る。USP の意義を踏まえて、適切性を確保しつつ、保険会社及び当局にとって、効率的で実行可能な制度となるよう、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

審査プロセスについて、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 3.5.1⑬

USP に関する論点 連結における取扱い

【基準の最終化に向けての方向性】

次の2とおりの考え方があるが、新規制導入時においては b とすることが考えられる。FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- a. 連結のデータでカリブレーションし、連結として USP の審査・承認を経て、連結のストレス係数を適用(又は審査・承認を経ず標準ストレス係数を適用する)
- b. グループ内各社が単体で適用する標準ストレス係数/USP(少額短期保険業者・海外子会社等、単体規制の適用がない場合は標準ストレス係数)を連結でも適用

【検討経緯及び検討状況】

連結におけるリスクを計測するという観点では、a が適当と考えられる。他方で、以下の観点からは、b とするという考え方もあり、新規制導入時においては保険会社及び当局の審査負担等も考慮して、b とすることが考えられる。

- グループの会社間で、商品特性・リスク特性が異なる可能性がある。
- 現在推計やその前提条件は、グループの会社毎に算出されることが一般的と想定され、予測と実績を対比しその差異を分析するという観点からは、グループの会社毎にカリブレーションを行うことも一定の合理性がある。
- 連結として再度申請・審査・承認する a に比べ、b は単体で適用されるストレス係数を用いるため、実務負荷が軽減される。

【基準の最終化に向けての残課題】

連結における取扱いについて、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

3.5.2 損害保険リスク

損害保険リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

なお、論点 3.5.2④において、会社固有のリスク係数について、生命保険リスクと同様、当制度を導入することを基本的な方向性としているが、今後検討すべき課題が多岐にわたる。引き続き、FT や関係者との対話等を通じて検討を行っていくこととするが、今後の状況に応じて、当論点に関するタイムラインや方向性を再検討する可能性もある点に留意が必要である。

論点 3.5.2①

新規制導入時におけるリスク係数(暫定決定 P65~66)

【基準の最終化に向けての方向性】

FT22 で収集した実績データからカリブレーションした結果に基づき、地理的区分「日本」のリスク係数を次のとおりとすることを暫定的な結論とする。FT22 から、商品区分「自動車」の保険料リスクのリスク係数を変更している。

表 6 損害保険リスクのリスク係数 保険料リスク

商品区分	導入時リスク係数	FT22	ICS 日本 (2022年時点)
火災	20.0%	20.0%	20.0%
船舶	40.0%	40.0%	40.0%
貨物	35.0%	35.0%	35.0%
運送	40.0%	40.0%	40.0%
傷害	10.0%	10.0%	10.0%
自動車	10.0%	7.5%	7.5%
航空	50.0%	50.0%	50.0%
保証・信用	35.0%	35.0%	35.0%
機械	35.0%	35.0%	35.0%
賠償責任(船客傷害賠償責任を除く)	17.5%	17.5%	17.5%
建設工事	35.0%	35.0%	35.0%
動産総合	17.5%	17.5%	17.5%
労働者災害補償責任	35.0%	35.0%	35.0%
費用・利益(介護費用を除く)	35.0%	35.0%	35.0%
介護費用	35.0%	35.0%	35.0%

商品区分	導入時リスク係数	FT22	ICS 日本 (2022年時点)
ペット	15.0%	15.0%	35.0%
その他	35.0%	35.0%	35.0%

表7 損害保険リスクのリスク係数 支払備金リスク

商品区分	導入時リスク係数		FT22		ICS 日本 (2022年時点)	
	含む	除く	含む	除く	含む	除く
(潜在的な賠償責任)						
火災	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
船舶	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
貨物	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
運送	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
傷害	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	15.0%	15.0%
自動車	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	10.0%	10.0%
航空	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
保証・信用	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
機械	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
賠償責任(船客傷害賠償責任を除く)	27.0%	25.0%	27.0%	25.0%	27.0%	25.0%
建設工事	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
動産総合	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
労働者災害補償責任	22.0%	20.0%	22.0%	20.0%	22.0%	20.0%
費用・利益(介護費用を除く)	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
介護費用	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
ペット	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	40.0%	40.0%
その他	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

【検討経緯及び検討状況】

● 暫定決定までの経緯

生命保険リスクのストレス係数と同様。(論点 3.5.1⑥参照)

● FT22 で収集した実績データに基づく分析方法

以下の方法に基づき、リスク係数の分析を行った。なお、生命保険リスクと同様、各社の提出したデータが、正確性、完全性及び適切性の基準を十分に満たすものではない可能性があるが、全体的に保守的に取り扱うことで、考慮することとしている。

保険料リスク

- 期待損害率に対する実績損害率の比率が対数正規分布に従うと仮定し、データから推定した信頼水準 99.5%点に基づくリスク係数を各社ごとに算出。
- 期待損害率は、過去の FT において使用した損害率前提と整合的なものとする。(すなわち、現在推計で使用した損害率前提)
- 現在推計の前提に基づけば期待損害率と実績損害率の差異の期待値はゼロとなるが、実際のデータには一定の偏り(期待値からの乖離)が見られる場合があり、必要に応じて偏りをリスク係数に反映するための調整を加える。
- 上記の他、参考に、実績損害率が対数正規分布に従うと仮定し、データから推定した信頼水準 99.5%点に基づくリスク係数を各社ごとに算出した。

支払備金リスク

- 最小二乗法を用いて、各社ごとにリスク係数を算出した。
(計算前提)
 - 「y+1 年度末における y 年度末以前に発生した保険事故に係る最終発生保険金(y 年度末において支払われていないもの)(割引前)」は、「y+1 年度に支払われた y 年度末以前に発生した保険事故に係る保険金」と「y+1 年度末における y 年度末以前に発生した保険事故に係る最終発生保険金(y+1 年度末において支払われていないもの)(割引前)」の合計とする。
 - 「y+1 年度末における y 年度末以前に発生した保険事故に係る最終発生保険金(y 年度末において支払われていないもの)(割引前)」と「y 年度末支払備金」との差額の分散は、「y 年度末支払備金」に比例する。
 - lob は、リスク係数を設定する商品区分を表す。

$\hat{\beta}_{lob}$	= 計算前提における比例定数 β_{lob}^2 の 1/2 乗の推計値(最小二乗法)
$\varepsilon_{Y,lob}$	= 第 Y 会計年度における平均 0 分散 1 の分布に従う確率変数。ただし、この確率変数は特定されたものではない。(計算過程において使用)
$PCO_{lob,i,j}$	= 商品区分別の第 i 事故年度、第 j 経過年度の支払備金
$I_{lob,i,j}$	= 商品区分別の第 i 事故年度、第 j 経過年度の支払保険金増額分
$V_{Y,lob}$	= 第 Y 会計年度における商品区分別のリスク対象金額(ボリューム・メジャー)。これは、第 Y 会計年度末の支払備金のことで

	$V_{Y,lob} = \sum_{i+j=Y+1} PCO_{lob,i,j}$ と表される。
$R_{Y,lob}$	<p>= 第Y会計年度における商品区分別のリスク対象金額によってカバーされているエクスポートジャーに対する、第(Y+1)会計年度の支払保険金増額分と第(Y+1)会計年度末支払備金との合計額。これは、</p> $R_{Y,lob} = \sum_{\substack{i+j=Y+2 \\ i \neq Y+1}} PCO_{lob,i,j} + \sum_{\substack{i+j=Y+2 \\ i \neq Y+1}} I_{lob,i,j}$ <p>と表される。</p>
N_{lob}	= 商品区分別の、 $V_{Y,lob}$ 、 $R_{Y,lob}$ の両方に値がある会計年度の数(利用可能であるデータ数)
PCO_{lob}	= 商品区分別の支払備金の現在推計

このとき、リスク係数を、以下のとおりとする。

$$\left\{ \frac{\exp\left(2.58\sqrt{\log(\sigma^2_{(res,lob)} + 1)}\right) - 1}{\sqrt{\sigma^2_{(res,lob)} + 1}} \right\}$$

ただし、

$$\sigma_{(res,lob)} = \frac{\hat{\beta}_{lob}}{\sqrt{PCO_{lob}}}, \hat{\beta}_{lob} = \sqrt{\frac{1}{N_{lob} - 1} \sum_Y \frac{(R_{Y,lob} - V_{Y,lob})^2}{V_{Y,lob}}}$$

- 上記の他、参考に、マックモデルを用いて、各社ごとにリスク係数を算出した。

なお、現時点においては、IAISよりICSのリスク係数で採用されたカリブレーション方法が開示されておらず、詳細は明らかではないが、上記の方法に基づきカリブレーションした契約規模が大きい社におけるリスク係数とICSのリスク係数を比較すると、過度な乖離は示されなかった。新規制導入時におけるリスク係数は、上記の方法に基づきカリブレーションすることとするが、リスク係数等は、新規制導入後においても、必要に応じて適宜見直しが行われることが望ましく、ICSのカリブレーション方法等の情報収集を行いつつ、保険会社及び関係者と議論していくことが必要と考えられる。

- FT22で収集した実績データに基づく分析結果概要
上記の方法に基づき各社ごとのリスク係数を算出した。

表 8 FT22 収集データに基づく損害保険リスクの分析結果の概要

商品区分	分析結果の概要
全般	前回の FT19 収集データに基づく分析と同様、いずれの商品区分・リスクについても、保険料や支払備金等の規模が大きい社ほど、リスク係数の水準が低くなる傾向が見られた。
自動車 (保険料リスク)	期待損害率と実績損害率の乖離に基づきカリブレーションした結果、平均的な水準としては、10%程度となっている。なお、暫定決定で公表した FT19 収集データに基づく分析と同様のカリブレーション方法とすると 15%程度であった。 他の商品区分に比べ、規模が大きい社以外も含め会社間での極端なばらつきは見られなかった。したがって、FT22 で採用した係数(及び ICS の係数)7.5%を 10%へ変更することが考えられる。
その他の商品区分	前回の FT19 収集データに基づく分析と比較し、顕著な差異は見られなかった。 なお、いくつかの商品区分では、会社間での過度なばらつきが見られる、データ量が十分ではない、異常値を示す社が多い等の理由により、全体的な保守性も踏まえつつ、FT22 及び ICS と同一の係数を維持することとしている。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 において、最終的なリスク係数に基づく ESR の結果を確認する。

論点 3.5.2②

リスクの統合に用いる相関係数(暫定決定 P66)

【基準の最終化に向けての方向性】

新規制導入時においては、現在の相関係数を維持することを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

一部の保険会社からは、リスクの統合に用いる相関係数が実態より高く設定されているため見直すべきといった意見もあった。現時点においては、相関係数の設定について、定量的根拠が不十分であり、規制上は一定の保守性を踏まえる必要があることから、現在の相関係数を維持することを基本的な方向性とする。

ただし、今後、相関係数の設定に関する知見を深め、国内の保険会社のデータを用いて分析を行う等によって、定量的根拠が十分に示されれば、必要に応じて適宜見直すことも考えられる。

ICS のカリブレーション方法等の情報収集をいっつつ、保険会社及び関係者と議論していくことが必要と考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.2③

保険料リスクに用いる翌年度の既経過保険料(暫定決定 P66~67)

【基準の最終化に向けての方向性】

損害保険リスクの保険料リスクは、直近年度の正味既経過保険料に加え、翌年度の正味既経過保険料を用いて算出される。算出に用いる翌年度の既経過保険料の予測には、判断・見積もりの要素が含まれるため、必要に応じて判断の妥当性を確保するための方策を検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定で述べたとおり、翌年度の既経過保険料は各社の予測に基づくものであり、妥当性を確保することが難しい可能性がある。各社の合理的な予測に基づき適切なリスク量を算出する観点と、予測に対する客観性・妥当性を確保する観点とのバランスに留意する必要があり、暫定決定においては、「各社の個別の状況を踏まえた適切な判断が行われることが重要であり、全社一律の方法を設定することは現時点においては想定していないが、判断の妥当性を確保するための一定の目線を整備することも必要と考えられ、今後の FT 等を通じて検討を行う」としていた。

FT22 の質問票における主な回答は以下のとおり。ただし、多くの会社が 4 点目の回答としており、推定方法については記載がなかったため、詳細を把握できていない。

- 当年度の既経過保険料に、前年度から当年度の既経過保険料(又は収入保険料)の伸び率を乗じて算出する。
- 新契約は予測の申込件数、成立率等に基づき、保有契約は保有件数、継続率等に基づき、試算した。
- 翌年度の数値の推定方法を確立できていないため、当年度の正味既経過保険料と同値としている。
- 取締役会等から承認を受けた事業計画上の翌年度の正味既経過保険料を使用。(ただし、推定方法について未回答)

例えば、1 点目の「前年度から当年度の保険料の伸び率を活用する方法」については、一定の客観性を確保できる方法ではあるものの、例えば特殊要因によって翌年度の既経過保険料の急激な増加が予測される状況等においてリスクを過小評価する可能性もある。また、4 点目につい

では、客観性を確保するための 1 つの方法として、ガイドライン等における着眼点として定めることも考えられる。

暫定決定のとおり、翌年度の既経過保険料の予測においては、各社の個別の状況を踏まえた適切な判断が行われることが重要であり、全社一律の方法を設定することは現時点においては想定していないが、FT23 を通じて再度情報収集を行い、必要に応じて、ガイドライン等により目線を定める等、妥当性確保のための方策を検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

翌年度の既経過保険料について、FT23 を通じて再度情報収集を行い、必要に応じて判断の妥当性を確保するための方策を検討する。

論点 3.5.2④

各社の実績データに基づく会社固有のリスク係数の方向性(暫定決定 P66、検討状況 2021 P38)

【基準の最終化に向けての方向性】

生命保険リスクと同様、各社のリスク特性を反映するため、地理的区分「日本」を対象に、一定の要件及び当局による審査の下、USP を適用可能とする制度を導入することを基本的な方向性とする。(USP を適用しない社においては、論点 3.5.2①のリスク係数(以下、「標準リスク係数」)を適用する。)

ただし、生命保険リスクにおける USP と同様、新規制導入までの期間が限られている中、制度設計に当たっては審査基準を含む様々な論点がある。FT23 を通じた情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて、引き続き検討を進めていくが、2024 年春頃までに新たな課題が検知された場合等には、当論点に関するタイムラインや方向性を再検討する可能性もある。

【検討経緯及び検討状況】

生命保険リスクの論点 3.5.1⑦と同様、損害保険リスクについても、会社ごとにリスク特性が異なるものと考えられるため【基準の最終化に向けての方向性】のとおりとした。

ただし、生命保険リスクと同様、以下のような様々な論点について、引き続き検討が必要である。

- カリブレーション方法
- USP の適用範囲(生命保険リスク論点 3.5.1⑨と同様)
- データに関する要件(データ品質を含む)(生命保険リスク論点 3.5.1⑩と同様)
- 審査基準(生命保険リスク論点 3.5.1⑪と同様)

- 審査プロセス・承認後の運用(生命保険リスク論点 3.5.1⑫と同様)
- 連結における取扱い(生命保険リスク論点 3.5.1⑬と同様)

今後、新規制導入までのプロセスとして、生命保険リスクの論点 3.5.1⑦と同様、表 4 のスケジュールを念頭に進めていくこととするが、2024 年春頃までに新たな課題が検知された場合等には、当論点に関するタイムラインや方向性を再検討する可能性もある。

【基準の最終化に向けての残課題】

生命保険リスクと共通の論点 3.5.1⑨～⑬に加え、損害保険リスクのカリブレーション方法について、引き続き検討する。

論点 3.5.2⑤

USP に関する論点 カリブレーション方法

【基準の最終化に向けての方向性】

1 つの選択肢として、論点 3.5.2①で示したカリブレーション方法を標準的な手法として定め、その手法のみを適用可能とすることが考えられる。FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- 保険料リスクについては、論点 3.5.2①で示した期待損害率に対する実績損害率の比率が対数正規分布に従うとしてリスク係数を算出する方法
- 支払備金リスクについては、論点 3.5.2①で示した最小二乗法
- リスク係数の信頼性・安定性のため、10 年分以上の実績データを用いる。

【検討経緯及び検討状況】

生命保険リスクと同様、新規制導入までの期間も限られていることから、まずは効率性・実行可能性を重視し、当局が標準的手法を定めその手法のみを認めることが現実的な対応と考えられる。

保険料リスクについては、実績損害率が対数正規分布に従うと仮定して、リスク係数を算出する方法もあるが、生命保険リスクのカリブレーションと同様の観点から(論点 3.5.1⑧参照)、期待損害率に対する実績損害率の比率によるカリブレーション方法とすることにも一定の合理性があると考えられる。

また、支払備金リスクについては、手法のわかりやすさ、各社が実際に見込んだ支払備金や最終発生保険金をベースとしていること等を踏まえ、最小二乗法が選択肢の 1 つと考えられる。

カリブレーションに必要なデータの年数については、生命保険リスクと同様、目安として10年程度が考えられるが、FT23による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

カリブレーション方法について、FT23による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

3.5.3 巨大災害リスク

巨大災害リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

なお、巨大自然災害リスクの計測については、ベンダーモデルや自社開発モデル等の確率論的モデルを用いることができるとされているが、有識者会議報告書で指摘されたとおり、これらについては、当局による審査等によって一定の品質を確保する必要があると考えられる。そのため、国内規制においては、標準的手法以外の計測手法を用いて巨大自然災害リスクを計測する場合は、内部モデルとして扱うこととする。審査基準等についての詳細は、「4. 第1の柱における内部モデルの活用」を参照すること。

論点 3.5.3①

巨大自然災害リスク 火災保険に係る日本の地震リスク及び風水災リスクの標準的手法(暫定決定 P68～69)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、火災保険に係る日本の地震リスク及び風水災リスクについては、損害保険料率算出機構が元受契約に係る大規模自然災害リスクに対応するリスクカーブを算出するモデル(以下、「機構モデル」)を標準的手法とすることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.3②

巨大自然災害リスク 火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスクの標準的手法(暫定決定 P69～70)

【基準の最終化に向けての方向性】

火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスクについては、「機構モデルの火災のリスクカーブを調整する方法」、「ファクター方式による計測方法」のいずれか、又は両方を標準的な手法として位置付けることを基本的な方向性としつつ、各手法に関する技術的な課題も踏まえ引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定においては、火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスクに関する標準的手法として、以下の2つを例示した。

<手法1:機構モデルの火災のリスクカーブを調整する方法>

火災保険に係る機構モデルのリスクカーブをベースに、種目ごとの過去の自然災害に係る発生保険金の火災保険に対する割合や保有保険金額等、各社が妥当と考える比率を用いて所要資本を計測する方法。

<手法2:ファクター方式による計測方法>

保有保険金額又は既経過保険料といったエクスポージャー額に全社共通のリスク係数を乗じて所要資本を計測する方法。

FT22においては、標準的手法として各社で上記のいずれかの手法を選択して計測できるとし、選択した手法について情報収集を行った。FT22では手法1を用いた社が10社、手法2を用いた社が11社、商品によって手法1,2を使い分けた社が2社であり、適用社数に大きな差異は見られなかった。また、手法1では保険金額をエクスポージャーとして用いている社が多く見られた。

暫定決定においても示したとおり、いずれの手法についても技術的な課題があり、今後詳細な検討を行っていくこととしていた。特に手法2においては適切なリスク係数の設定が重要となることから、FT23を通じて、巨大自然災害に係る保険金等のデータを収集することが考えられる。手法2のリスク係数について、再度検討を行い、手法1と手法2のいずれか、又は両方を標準的手法と位置付けることを検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

火災保険以外の種目に係る標準的手法について、FT23を通じて情報収集を行い、引き続き検討する。

論点 3.5.3③

巨大自然災害リスク ペリル間の統合方法の標準的手法(暫定決定 P70)

【基準の最終化に向けての方向性】

特に風災と水災の標準的な統合方法について、上記の論点の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定においては、特に日本における風災と水災の統合方法について、各社の合理的な判断を妨げない範囲で一定の標準的な統合方法を設定することも考えられるとしていた。FT22 では、実際に計算に用いた統合方法について情報収集を行った。

FT22 では、日本における風災と水災の統合方法について、相関係数を 1 として統合している社が 13 社、相関係数を 0 として統合している社が 6 社、その他の手法により統合している社が 6 社であり、相関係数を 1 として統合している社が多く見られた。

火災保険及び火災保険以外に係る標準的な手法の検討状況や、FT23 を通じて収集予定の巨大自然災害に係る保険金のデータ等を踏まえて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

特に風災と水災の標準的な統合方法について、関連する論点の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

論点 3.5.3④

巨大自然災害リスク その他の巨大自然災害リスク(暫定決定 P70~71)

【基準の最終化に向けての方向性】

標準的な手法が利用可能でない場合や、標準的な手法が対象としていないリスクを計測しているケースについては、重要性に応じた下記の対応を行うことを基本的な方向性としつつ、引き続き検討する。

- 重要性がある場合：内部モデルに関する審査を実施し、内部モデルで計測する。
- 重要性がない場合：内部モデルを利用している社は、簡素な審査を実施し、内部モデルで計測する。内部モデルを利用していない社は、プロポーショナルリティ原則に従った対応とする。

【検討経緯及び検討状況】

その他の巨大自然災害リスクについて、保険会社及び当局における実務負荷を踏まえ、重要性に応じて効率的に対応することが考えられる。なお、重要性がない場合の、内部モデルを用いている社の簡素な審査の実施については、論点 4.④「重要性が小さいリスクに係る審査」を参照すること。

ただし、国内の地震及び風水災以外の巨大自然災害リスクについて、FT23 を通じて収集予定の巨大自然災害に係る保険金のデータを分析した結果、地震及び風水災以外のペリルで一定の重要性がある場合には、全社が利用可能なファクター方式による標準的な手法を設定すること等

も考えられる。保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

また、海外の自然災害リスクについて、原則は、各社が妥当と考える手法により計測することだが、暫定決定で述べたとおり、重要性が小さい地域・ペリルについては、全社共通の簡便的手法を設定することも考えられる。共通手法の設定要否、及び設定する場合はその内容について引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

その他の巨大自然災害リスクについて、重要性に応じた対応とすることを基本的な方向性としつつ、以下の点について引き続き検討する。

- 国内における地震及び風水災以外のリスクについての標準的手法の設定要否及びその内容
- 海外の自然災害リスクについて、重要性が小さい場合に適用可能な簡便的手法の設定要否及びその内容

論点 3.5.3⑤

その他の巨大災害リスク テロ攻撃(暫定決定 P81)

【基準の最終化に向けての方向性】

テロ攻撃のシナリオについて、最も大きな地理的な集積リスクとは異なる計算対象とすることが、より蓋然性の高いシナリオと認められる場合等においては、当該シナリオに基づく計算を認めることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定においては、会社のリスク実態等を踏まえ、テロ攻撃による損失額の計算対象として、最も大きな地理的な集積リスクとは異なる計算対象とすることがより蓋然性の高いシナリオであると認められる場合等においては、当該シナリオに基づく計算を認めるといったことが考えられ、こうした観点を踏まえ、今後の FT 等を通じて検討を行うこととするとしていた。

FT22 においても、最も大きな地理的な集積リスクを有する箇所が現実的にテロ攻撃の対象として考えにくいものとなるとの意見があった。そのような場合、蓋然性が著しく乏しい事象に対して資本を要求することは、保険会社の事業運営上にとっても好ましくないものと考えられるため、各社が蓋然性の高いシナリオと考えるシナリオに基づき計算することを認めることとした。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.3⑥

その他の巨大災害リスク 取引信用保険(暫定決定 P81~82)

【基準の最終化に向けての方向性】

取引信用保険に対する信用ストレスについて、以下のとおりとすることを検討する。

- 外部格付が利用可能な場合、外部格付区分(投資適格と投資不適格)ごとに所定のストレス係数(投資適格:80%、投資不適格:200%)を使用する。(現在の仕様のとおり。)
- 顧客が無格付の場合又は外部格付が利用できない場合、内部格付区分を使用することができることとし(変更点①外部格付が利用できない場合も含めるよう緩和)、「内部格付区分のストレス係数」と「2008年から2010年の間の3会計年度のうち最も高かった損失率」の高い方をストレス係数として使用する(変更点②保守性の観点から、後者による下限を設定)。
- 外部格付及び内部格付が利用できない場合、「2008年から2010年の間の3会計年度のうち最も高かった損失率」と「投資不適格区分におけるストレス係数(200%)」の高い方をストレス係数として使用する(変更点③保守性の観点から、後者による下限を設定)。

【検討経緯及び検討状況】

変更点①については、暫定決定で記載したように、契約者の取引先(顧客)が多岐にわたり、外部格付を有しているかどうかを確認することが実務上困難であることから、外部格付の有無にかかわらず内部格付を使用できるようにしてほしいといった意見があったことに対応したものである。外部格付が利用できない場合においても内部格付の利用を拡大することで、実態に沿ったリスク計測が可能となると考えられるため、一定程度緩和することとした。

変更点②については、内部格付の利用を拡大することに伴い、内部格付の利用に対して一定の保守性を確保する観点も必要と考えられるため、「内部格付区分のストレス係数」と「2008年~2010年の3会計年度のうち最も高かった損失率」を比較して、いずれか高い方を取ることとした。

変更点③については、暫定決定で記載したように、内部データの不足により投資適格・投資不適格の区分が困難な場合には、2008年から2010年の間の3会計年度のうち最も高かった損失率を使用することができるが、当該損失率が必ずしも投資適格の損失率(80%)よりも保守的とならない可能性や、2008年から2010年の間の実績データが存在しない場合も想定されていたことに対応したものである。

FT22において、2008年から2010年の間の3会計年度の損失率の実績に関する情報収集を行い、3会計年度で最も高い損失率は2008年の損失率77%(回答のあった社の平均)であった。

この水準は投資適格の損失率(80%)より低い水準であり、内部データの不足により投資適格・投資不適格の区分が困難な場合の保守的な計算方法として提示している手法が必ずしも保守的な仕様となっていないことが確認された。一方で、200%を超える損失率となっている社も確認された。これらを踏まえ、保守性の観点から「2008年～2010年の3会計年度のうち最も高かった損失率」と「投資不適格区分におけるストレス係数(200%)」を比較して、いずれか高い方を取ることとした。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23を通じて当該要件に関するESRへの影響を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。

論点 3.5.3⑦

その他の巨大災害リスク 保証(暫定決定 P82)

【基準の最終化に向けての方向性】

保証に対する信用ストレスとして、以下のとおりとすることを検討する。

- 米国以外のエクスポージャーにおいては、現在の仕様を維持し、過去10年間のグロス損害額の1番目に大きいエクスポージャーに対する割合を損失額計算モデルの95%PMLとして用いる。
- 十分な実績が存在しない社においては、保険金額に対する損失率100%を損失額計算モデルの95%PMLとして用いる。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定においては、下記の点を踏まえつつ、仕様の調整を行うことを念頭に、今後のFT等を通じて検討を行うこととしていた。

- 米国以外のエクスポージャーにおいては、過去10年間の最大グロス損害額のエクスポージャーに対する割合を損失額計算モデルの95%PMLとして用いることとされている。
直近10年間の実績にリーマンショックのようなイベントが含まれるかどうかで算出結果が大きく変わるため、リスク量安定化等の観点からより実態に則した計測(例:過去20年間の上位2番目のグロス損害率を用いて算出した結果を用いる等)の許容
- 十分な過去実績が存在しない社も想定されることから、標準的な損失率の設定

FT22では、各社が計算に使用したグロス損失率(過去10年間の最大グロス損失率)及び過去20年間の上位2つのグロス損失率について情報収集を行ったものの、社によって回答されたグロス損失率に用いるエクスポージャーの定義が異なり、合理的な分析を行うことが困難であった。現時点で国内独自の修正を行う妥当性・合理性の分析はできていないことから、FT23で再度情報収集を行い引き続き検討する。

一方で、十分な過去実績が存在しない社については、リスク量計測が行えない可能性があることから、標準的な係数としては保守性の観点から、保険金額に対する損失率を 100%とする。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 を通じた情報収集及び当該要件に関する ESR への影響を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。

3.5.4 市場リスク

3.5.4.1 金利リスク

金利リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.5.4.1①

標準モデルの仕様(暫定決定 P83)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

金利リスクの算出前提となるパラメータ推計方法やデータ観測期間等の開示について、引き続き検討する。

論点 3.5.4.1②

内部管理と標準モデルで保険負債の割引率の LOT・UFR が異なることが原因で、内部管理で金利リスクをヘッジしているにも関わらず、規制上の ESR で金利リスクが過大評価されてしまう課題(暫定決定 P83～84)

【基準の最終化に向けての方向性】

第 1 の柱における標準モデルの仕様がリスク管理の高度化を停滞・後退させる可能性のある課題と考えられ、例えば、次のいずれかによる対応が現時点の選択肢と考えられる。FT23による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

- a. 標準モデルの保険負債の割引率について、日本円に適用される LOT や UFR の水準が、日本の市場実態に照らして妥当なものとなっていない場合には、ESR への急激な影響にも留意しつつ、より妥当な水準へと変更していく。
- b. 内部モデルの活用によって対応する。
- c. 金利リスクの計測手法は標準モデルと同一とするが、金利リスク計測時の割引率は内部管理で用いる割引率を適用できるとする。

ただし、b、c については、金利リスクを削減することだけを目的としたこれらの措置の適用を防

ぐため、以下のような要件を設けることが考えられる。

- ① 明確な ALM の方針を定め、適切な態勢で同方針に従い資産と負債が管理されている。
- ② ALM は、自社において適当と考える経済価値評価、すなわち、市場価格に整合的な評価又は、市場に整合的な原則・手法・パラメータを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づいて行われている。
- ③ ②の経済価値評価及び金利リスクモデルは、組織の様々なマネジメントレベルにおけるリスク管理、意思決定、リスクとソルベンシーの評価において重要な役割を果たしている。
- ④ 標準モデルの割引率で設定されている LOT や UFR が原因で、標準モデルの金利リスクが自社の ALM の実態を反映していない。

これらの対応を検討するに当たり、更なる検討や保険会社及び関係者との十分な議論が必要であり、新規制導入後を含む中期的な検討を要する場合や、段階的な対応とする可能性もある。

【検討経緯及び検討状況】

● 課題の概要(暫定決定 P83)

一部の保険会社から、現在の標準モデルの仕様では、内部管理で UFR を適用しない保険会社においては、金利リスクのヘッジが逆効果となる(UFR を適用しない保険負債の金利感応度と資産の金利感応度がマッチするよう債券等を購入すると、UFR を適用した保険負債の金利感応度に対しては資産の金利感応度が過大となってしまう、規制上の ESR においては逆に金利リスクが増加してしまう)事態を生じさせることから、内部管理上も金利リスクのヘッジを促進できるよう、第 1 の柱において制度的な手当が必要との意見があった。

● 保険負債の割引率における、第 1 の柱の標準モデルと各社の内部管理の相違点

ICS では、「UFR を用いた補外」や「3 バケット・アプローチに基づく調整後スプレッドの適用」といった措置が採用されており、これらは有識者会議報告書においても、「経済価値ベースという基本的なコンセプトを維持しつつ、ESR の過度な変動性の抑制や保険会社の資産運用の実態を考慮すべきという保険会社からの意見にも配慮する形で採用されたものであり、第 1 の柱の標準モデルの中で用いることは現実的な方策である²⁰」とされている。

FT を通じて収集した情報によれば、多くの会社で、内部管理においては標準モデルとは異なる割引率を採用している。代表的な事例は以下のとおり。

- UFR を用いない補外を実施。(例:40 年超のフォワードレートは一定として補外、40 年超のフォワードレートは 40 年スポットレートに過去の金利変動を踏まえた調整を行い補外)

²⁰ UFR そのものは合理的な手法とは言えないものの、ESR の数字のみが独り歩きして外部の過剰な反応を引き起こすことを防ぐ等の観点からは(第 1 の柱において)活用することも許容されうる、との意見があった。なお、EU ソルベンシーII においても、UFR を用いた補外や資産・負債のマッチングの程度に応じたスプレッドの調整(マッチング調整)等の要素が織り込まれている。(有識者会議報告書 P19、脚注 29)

- 自社の分析やフォワードルッキングな視点を考慮し、標準モデルとは異なる水準のUFRを用いるとともに、UFRを用いないESRも参考指標としてモニタリング。
- 日本円に用いるLOTについて、自社のALM方針との整合性や社外の評価に基づき、40年を採用。
- 上乗せスプレッドに関して、内部管理上はゼロと設定。

● 現時点における検討状況

ALM・金利リスクの管理は、契約者保護・リスク管理の観点で、重要性が高い。本論点は、第1の柱における標準モデルの仕様(ESRの過度な変動を抑制するための措置であるUFR等)が内部管理上のリスク管理の高度化を停滞・後退させる可能性のある課題であり、何等かの対応を検討していくことが望ましいと考えられる。例えば、【基準の最終化に向けての方向性】で示したa,b,c等による対応が考えられるが、以下、現時点における検討状況を示す。

なお、選択肢のうち、aは全社一律の標準モデルの変更、他方で、b及びcは、現行の標準モデルの仕様は維持しつつ、一定程度各社の内部管理における取扱いを規制上のESRにおいて適用可能とする対応である。

- 標準モデルにおける、保険負債の割引率の見直しについて(選択肢a)

日本円に適用されるLOT・UFRについて、日本の国債市場等の実態に照らして妥当なものとなっているか十分な検証が必要と考えられる。「3.3.2 割引率」で示したとおり、以下の論点があり、引き続き継続的な検証を行っていくこととしている。

- 日本円のLOTを30年とすることについて、40年の保険負債の一般バケットの割引金利(2021年3月末:1.45%、2022年3月末:1.65%、2023年3月末:2.01%)は40年の市場金利(2021年3月末:0.69%、2022年3月末:0.95%、2023年3月末:1.39%)よりも高い状態にあり、30~40年の保険負債の現在価値は過小評価されているとの指摘や、LOTを30年としていることにより、ヘッジ対象である保険負債の変動よりも、ヘッジ手段である国債価格の変動の方が大きくなる「オーバーヘッジ」の状態となり、第1の柱におけるESRの計算上は金利リスクが高いと評価されてしまう(当論点の課題)といった指摘も見られる。
- 日本円のUFRを3.8%とすることについて、主要先進国市場に係る期待実質金利の平均値の計算に含まれており、直近のデータを基に算出した日本円の期待実質金利は0.9%となっている。仮に日本円単独での期待実質金利を用いた場合、日本円に適用されるUFRはより低い水準(期待実質金利として0.9%を用いた場合、期待インフレターゲットと合わせて2.9%)となる可能性がある点には留意が必要である。また、市場で観測できない長期の年限において適用される割引率に唯一の正解は存在せず、どのようなものであっても一定の不確実性を伴うことになる。保険

会社の内部管理においては、このような不確実性を適切に認識し、第 1 の柱の標準モデルに過度に依存することなく、各社としてのあるべき姿を検討していくことが重要と考えられる。

ただし、保険負債の割引率の見直しは、ESR の水準に大きな影響を及ぼす可能性が高く、各社の経営行動に影響を与える可能性やレベルプレイングフィールド確保の観点も考慮する必要がある。したがって、今後の国債市場や ICS 等の国際的な議論の動向を踏まえつつ、日本円に適用される LOT・UFR 等が日本の国債市場の実態に照らして妥当なものとなっているか検証を行い、必要に応じて、標準モデルの保険負債の割引率の見直しを検討することが望ましいと考えられる。

➤ 標準モデルと各社の内部管理・ALM との関係

「各社が内部管理で適用する保険負債の割引率」で述べたとおり、保険負債の割引率は、ほとんどの会社で標準モデルとは異なるものが採用されている。内部管理においては、保険会社が自身のビューやリスクの特性を踏まえて、最適な手法を選択しているものと考えられる。そのような中、標準モデルによる全社一律の割引率・計測手法とすることによって、各社のリスク特性や ALM の実態を反映できない可能性や、さらには、当課題のようにリスク管理における経営判断が、規制上逆効果となってしまう可能性がある。

その他の市場リスク等についても、各社の ALM・リスク管理の実態を適切に反映できない可能性があるが、金利リスクは、以下の観点から、規制が各社のリスク管理・ALM 高度化の停滞・後退要因となることを防ぐため、特に検討の優先度が高いと考えられる。

- ALM・金利リスクの管理は契約者保護・リスク管理高度化の観点で、相対的に重要性が高い。
- 標準モデルの UFR は、有識者会議でも議論されているとおり、ESR の過度な変動を抑制するための規制上の措置と考えられる。
- 標準モデルの LOT は、30 年超の国債の流通量等に関する更なる検証や各社の ESR へ与える影響も踏まえた慎重な検討が必要であるため、全社一律に適用される標準モデルでは LOT を 40 年とはせず 30 年で維持することとしている。他方で、一部の会社では、内部管理における保険負債の割引率の LOT を 40 年としてリスクや資本の評価を行い、30 年超の国債も購入して ALM を行っている。
- FT で収集した標準モデルと内部モデルの差異を分析すると、株式リスクや信用リスク等のその他のリスクに比べ、金利リスクは差異が非常に大きい。計測手法等の差異に加え、各社の内部管理において、標準モデルとは異なる割引率が採用されていることが 1 つの要因と考えられる。

上記を踏まえると、例えば、現行の標準モデルの仕様は維持しつつも、選択肢 b や c によって、金利リスクにおいては一定程度各社の内部管理での取扱いを規制上の ESR で適用できるとする等、制度的な手当てを行うことが考えられる。

- 選択肢 b と c における課題

課題 1: 会社間の公平性の確保

保険会社全体でみると、上述のとおり、金利リスクは標準モデルと内部モデルの差異が非常に大きい。会社によっては、株式リスク、信用リスク等の差異が大きい場合や、リスクの統合に用いる相関係数の相違によって、金利リスクのみの対応では、各社のリスク特性や ALM の実態を反映できない可能性もあると考えられる。

また、標準モデルと内部モデルで、リスクカテゴリーが同じ分類となっていない場合や、市場リスク全体を統合アプローチで評価している場合等、金利リスクのみでの内部モデルの適用が困難な場合もある。

したがって、金利リスクのみ特別な対応を取ることで、会社間の公平性を損なう可能性がある。b の内部モデルの活用においては、市場リスク全体で、内部モデルを適用するという考え方も選択肢の 1 つであるが、「4. 第 1 の柱における内部モデルの活用」でも述べているとおり、新規導入時には、内部モデルのスコープは自然災害リスクから、段階的に拡大していくことを基本的な方向性としており、市場リスク全体での内部モデルの活用は中期的な検討を要すると考えられる。

課題 2: ESR 評価全体における経済前提の整合性

暫定決定で述べたとおり、資本とリスクを整合的に評価する観点からは、保険負債評価に用いる割引率を含め、ESR 全体において内部管理の割引率を適用することが考えられる。

他方、例えば UFR の適用有無を例にすると、現在の市場金利及び UFR の水準を前提とすれば、UFR を適用しない割引率を用いることで保険負債が大きく(適格資本が小さく)評価され、UFR を適用して ESR を算出する会社との間の比較可能性が確保されなくなる点や、監督措置における各社間の公平性をどのように確保するかといった点が課題として生じ得る。実際、FT を通じて収集した各社の内部モデルに関する情報によると、保険負債・適格資本への影響が非常に大きく、これらの課題が顕在化する可能性は高いと考えられる。

したがって、比較可能性や監督措置における公平性の観点から、金利リスクのみ内部管理の割引率で評価し、金利リスク以外の ESR 全体においては、標準モデルの割引率を適用することも 1 つの選択肢と考えられる。この場合、資本とリスクの評価が不整合となってしまうが、このような不整合な取扱いによって生じ得る具体的な問題として、「金利リスクは低い、金利感応度は高い」等の矛盾した結果が出てしまう可能性が挙げられる。当問題に対しては、保険負債における標準モデルと内部管理の割引率の差異による影響を内訳として表示する

ことで、金利リスクと金利感応度の関係性を一定程度明確にできるのではないかと考えられる。

ESR 全体において内部管理の割引率を適用すること、金利リスクのみ内部管理の割引率を適用することの双方にメリット・デメリットがあり、更なる検討が必要である。

課題 3:適切な制度設計

b の「内部モデルの活用」の場合は、過度に楽観的でリスク実態を適切に反映できていないモデルが用いられる可能性等を排除するため、一定のプロセスを経た上で、内部モデルの利用を承認しなければならない。「4. 第 1 の柱における内部モデルの活用」で述べている、審査基準に基づく審査や承認後におけるモニタリングの実施等によって、適切性を確保することが重要であるが、自然災害リスクと異なり、これまで審査基準案に基づく保険会社による自己評価を実施しておらず、各社の態勢整備については、更なる情報収集が必要であると考えられる。

c の「金利リスク計測時の割引率は内部管理で用いる割引率を適用可とする」場合も、b の「内部モデルの活用」と同様、一定のプロセスを経た上で、当該措置の適用を承認する必要があると考えられるが、計測手法等は標準モデルと同一とするため、b の「内部モデルの活用」に比べ、保険会社及び当局の審査に係る負担が軽減されると考えられる。ただし、当選択肢についても、当課題に対して十分に有効かという検証も含め、FT での更なる情報収集や、保険会社及び関係者との十分な対話が必要であり、今後、新たな課題等が検知される可能性がある点には留意が必要である。

また、c については、新規制導入までの検討期間が限られる中、規制が各社のリスク管理・ALM 高度化の停滞・後退要因となることを防ぐことのみを目的としたものであり、仮に c を採用した場合も、a による割引率の中期的な見直しや、b による内部モデルの活用を継続的に議論し、必要に応じて、それらへの移行を検討することが望ましいと考えられる。

以上のとおり、当論点については、様々な観点を考慮し、バランスのとれた方策を検討する必要がある。いずれの選択肢においても、更なる検討や保険会社及び関係者との十分な議論が必要であり、新規制導入後を含む中期的な検討を要す場合や、段階的な対応とする可能性もある。

【基準の最終化に向けての残課題】

当課題への対応について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

3.5.4.2 スプレッドリスク

スプレッドリスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.5.4.2①

スプレッドリスクの対象資産(暫定決定 P85)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、スプレッドの変化に感応的な全ての資産をストレスの対象とすることとする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.4.2②

資産側のスプレッドリスクの計測方法(暫定決定 P85)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、保有資産の時価とキャッシュフロー及び無リスク金利から(銘柄単位又は通貨・格付区分別等適切な単位で)スプレッドを逆算し、所定のストレスを適用したスプレッドを用いてストレス後の資産を評価する等、各社において合理的な方法で計算することとする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.4.2③

スプレッドリスクのストレス係数(暫定決定 P85)

【基準の最終化に向けての方向性】

スプレッドリスクのストレス係数について、現在の仕様は、格付区分別の絶対的なストレス水準としているが、相対的なストレス水準(スプレッドの絶対値の 75%)とすることを 1 つの案として検

討する。

【検討経緯及び検討状況】

現在のスプレッドリスクのストレス係数は、格付区別に絶対的なストレス水準(下降ストレスの場合は相対限度との組み合わせ)だが、以下のような観点もあり、相対的なストレス水準(スプレッドの絶対値の75%)とすることも考えられる。

- 通貨や時点によってスプレッドの水準が異なると考えられるが、絶対的なストレス水準とすることが妥当か。
- 現在の仕様において、下降ストレスの場合は、スプレッドの絶対値の50%という相対限度が設けられているが、下降ストレスに対してのみ限度を設けることが妥当か。

また、論点3.3.2⑦に記載したとおり、調整後スプレッドに期間構造を組み込むことを検討しているが、その場合は、投資期間によってスプレッド水準に差異があるため、スプレッドリスクについては相対的なストレス水準とすることが適当と考えられる。

FT23の結果、ICSの議論の動向に加え各社の実務への影響を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

スプレッドリスクのストレス係数について、ICSの議論の動向を踏まえつつ、FT23で追加的な情報収集を行い、引き続き検討する。

3.5.4.3 株式リスク

株式リスクの仕様に関する主要な論点には、大きく「単体規制における子会社株式の取扱い」、「株式リスクに係る対称調整メカニズム」、「インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減」の3点がある。

「単体規制における子会社株式の取扱い」について、子会社株式に係る株式リスクは、現在の仕様ではリスク実態が適切に反映されていない可能性があるため、子会社が実際に保有する資産・負債をバランスシートに反映し、それをベースに所要資本・適格資本を計測することで、子会社の経済実態を反映した評価を行うLTAを認めることを暫定的な結論とした。ただし、以下の論点については、引き続き検討することとしている。

- 適用要件
- 適用対象
- 適用方式

- LTA 適用時の ESR の評価における諸論点
- LTA 適用時の内部検証・外部専門家による検証
- LTA 適用時の開示

なお、LTA を適用した場合、単体 ESR と連結 ESR で類似する指標となるが、この場合の連結規制の報告対象については、論点 2.4②の観点と合わせて、引き続き検討が必要である。

また、「株式リスクに係る対称調整メカニズム」、「インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減」についても引き続き検討することとしていた。

以下、これらの論点についての現時点の検討状況を示す。

論点 3.5.4.3①

単体規制における子会社株式の取扱い LTA の適用要件(暫定決定 P88)

【基準の最終化に向けての方向性】

LTA の適用要件について、以下の観点を踏まえ、引き続き検討する。

- 恣意的な選択適用を防止する観点から、例えば、原則 LTA を適用する場合は、継続的に適用すること等を要件とすることが考えられる。
- 報告会社(親会社)の契約者保護のための単体 ESR 規制であることを踏まえ、報告会社(親会社)及びその子会社それぞれでの資本規制の充足状況に関する要件を定めることが考えられる。

【検討経緯及び検討状況】

上記のとおり、恣意的な選択適用を防止する観点から、原則 LTA を適用する場合は、継続的に適用することを要件として定めることが適当と考えられる。

また、LTA を適用した単体 ESR は連結 ESR と類似した指標となるが、あくまで単体規制の ESR であることから、連結規制における ESR、それに基づく連結ベースでの監督措置との関係整理が必要である。具体的には、保険会社から指摘された課題(暫定決定 P87)にもあるとおり、次の 2 つのケースが想定される。

- 報告会社(親会社)の財務状況が良好な場合に、子会社の財務状況の悪化等によって単体 ESR が PCR に抵触するおそれがある。
- 報告会社(親会社)の財務状況が悪化した場合に、報告会社(親会社)の契約者の保険金支払に使えない子会社の未実現のマーゲンによって単体 ESR が底上げされた結果、単体ベースの健全性が正しく評価されないおそれがある。

両者について、子会社の経済実態を反映した評価を行うという LTA の趣旨を踏まえれば、単体 ESR の結果として然るべきものと考えられることができる。他方で、あくまで報告会社(親会社)の単体 ESR という位置づけを踏まえれば、報告会社(親会社)と子会社の財務状況の極端な相違によって報告会社(親会社)の単体 ESR が過度に歪められる可能性もある。

したがって、あくまで単体規制の ESR であることや、報告会社(親会社)単体での契約者保護の観点から、LTA の適用要件として、報告会社(親会社)及びその子会社それぞれでの資本規制の充足状況に係る要件を追加的に定めることが考えられる。例えば、報告会社(親会社)が子会社の現地規制の遵守状況も含めグループ内の資本管理を適切に行っていること、簡易的な計算によって子会社の未実現のマーヅンを含まない報告会社(親会社)の単体 ESR を算出し 100%を確保できていること、報告会社(親会社)の単体 ESR における適格資本から子会社の資本規制の充足に必要な金額を控除すること(論点 3.5.4.3④)における資本の流用可能性)、等が考えられるが、その具体的な内容については引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

LTA の適用要件について、引き続き検討する。

論点 3.5.4.3②

単体規制における子会社株式の取扱い LTA の適用対象(暫定決定 P88)

【基準の最終化に向けての方向性】

恣意的な選択適用を防止する観点から、連結ベースでの取扱いと整合的に適用することを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

恣意的な選択適用を防止する観点から、FT22 の仕様のとおり、単体ベースの報告会社が連結ベースの報告(単体ベースの報告会社を頂点とする連結ベースの報告又はその親会社に係る連結ベースの報告)において連結対象とした社の株式(子会社が保有する子会社株式も含まれ得る)に対して、LTA を適用することとした。

【基準の最終化に向けての残課題】

LTA の適用対象について、FT23 を通じて情報収集を行い、「論点 2.4③連結の範囲」の検討状況も踏まえつつ、必要に応じて仕様の修正を行う。

論点 3.5.4.3③

単体規制における子会社株式の取扱い LTA の適用方式(暫定決定 P88~89)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定で基本的な方向性としていたとおり、持分比率が 100%未満の子会社株式について、比例連結ベース²¹に加え、比例連結ベースと全部連結²²ベースで重要な差異がない場合は、全部連結ベースを適用できるとすることを暫定的な結論とする。

なお、現在の LTA に関する仕様のとおり、全部連結ベースの場合、全部連結ベースの LTA の適用によって生じた自社の持分相当以外の部分(非支配株主持分)については、保守性の観点から Tier1 資本から控除することとする。

また、比例連結ベースの場合の具体的な計算手順については、連結会計や企業結合に準じた基準を参照し、各社が妥当と考える手法とすることが考えられるが、必要に応じて仕様を明確化する。

【検討経緯及び検討状況】

単体ベースの計算上、子会社株式は子会社の純資産に対する自社の持分に相当するものであり、LTA の適用方式としては、子会社の資産・負債のうち、自社の持分に相当する部分のみを認識する比例連結ベースが適当と考えられる。

他方で、持分比率が 100%未満の子会社を有する場合、比例連結ベースのバランスシートを新たに作成することは、既存の連結会計の実務とは異なる処理やデータが必要となる場合があり、実務負荷の増加が想定される。したがって、現在の仕様では、持分比率が 100%未満の子会社株式についても、比例連結ベースとの差異に重要性がなければ全部連結ベースを適用できることとしている。

ただし、全部連結ベースの場合、子会社の資産・負債及び所要資本の計算におけるエクスポージャーのうち、非支配株主持分まで認識した上で、適格資本及び所要資本を計算することとなる。比例連結ベースを適用した場合と比べて、適格資本・所要資本のいずれも増加することが想定されるが、ESR に対する影響は明らかではなく、保守性の観点から、当該非支配株主持分は Tier1 資本から控除することとしている。

これらの仕様について、これまでの FT で特段大きな課題は認識されていないため、【基準の最終化に向けての方向性】のとおりとした。

²¹ 子会社が保有する資産・負債及び所要資本の計算におけるエクスポージャーを、株式の持分割合に応じて比例的に認識するアプローチ

²² 子会社の持分比率を 100%とみなして LTA を適用するアプローチ

また、当論点に関連して、一部の保険会社から、比例連結ベースの具体的な計算手順を示してほしいとの意見があった。連結会計や企業結合に準じた基準を参照すること等が考えられるが、FT23による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

比例連結ベースの計算手順について、必要に応じて仕様を明確化する。

論点 3.5.4.3④

単体規制における子会社株式の取扱い LTA 適用時の ESR の評価における諸論点(暫定決定 P89～90)

【基準の最終化に向けての方向性】

現時点の検討状況は以下のとおりであるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

- MOCE の所要資本の計算で、報告会社(親会社)のリスクと子会社のリスクの分散効果を反映すべきかどうかについて、実務負荷及び分かりやすさの観点から、連結ベースの計算と同様、分散効果を反映することが考えられる。
- 資本の流用可能性について、非支配株主持分については保守性を踏まえ Tier1 資本から控除しており(論点 3.5.4.3③)、更なる制限は不要と考えられる。ただし、「論点 3.5.4.3① LTA の適用要件」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。
- 税効果について、税効果の計算は連結ベースの仕様と整合的な取扱いとすることが考えられる。
- 生命保険リスク及び損害保険リスクで、USP を適用する場合は、論点 3.5.1⑬「USP に関する論点 連結における取扱い」と整合的な取扱いとすることが考えられる。

【検討経緯及び検討状況】

➤ MOCE

暫定決定で述べたとおり、資本コスト法に基づく MOCE の計測を前提とした場合、MOCE の計算根拠として保険契約の移転価格を想定していることとなる。親会社の有するリスクと子会社の有するリスクの間の分散効果が反映された所要資本を用いて MOCE を計算することは、親会社の保有契約と子会社の保有契約をまとめて移転することを想定していることになるが、単体ベースにおいてこのような前提を想定することが適切と言えるかどうかは自明ではない。そのため、LTA の適用によって分散効果の影響が過大評価される可能性もある。

親会社と子会社の分散効果を反映しない場合、MOCE の計算の基礎となる将来の所要資本及び資本コストを、親会社と各子会社それぞれで算出し、単純合算とすることが考えられる。ただし、当該計算は、所要資本の計算とは異なるプロセスを経ることになり、非常に計算が複

雑となる。標準モデルとして、一定の分かりやすさや実務負荷を考慮すべきであることから、連結ベースと同様、分散効果を反映して所要資本の計算を行うことが考えられる。

➤ 資本の流用可能性

連結ベースの計算において、グループ内のある保険会社の所要資本を超える超過資本は、法的制約等によって、グループ内の他の保険会社の損失や所要資本をカバーするために必ずしも利用できない場合がある。これは、LTA を適用した場合の適格資本の評価においても同様と考えられる。

子会社の資本のうち、特に非支配株主持分は損失や所要資本をカバーするために必ずしも利用できない蓋然性が高い。「論点 3.4④資本の流用可能性」のとおり、連結規制における適格資本においては、Tier1 資本への算入に上限を設けることを検討しているが、LTA の場合は論点 3.5.4.3③のとおり、保守性の観点から Tier1 資本から非支配株主持分を控除している。したがって、連結規制における取扱いとの関係性を踏まえると、LTA 適用時は保守的な取扱いとしており、更なる制限は不要と考えられる。

ただし、「論点 3.5.4.3①LTA の適用要件」のとおり、あくまで単体規制の ESR であることから、子会社の超過資本の流用可能性について、何等かの制約を設けることも考えられる。「論点 3.5.4.3①LTA の適用要件」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

➤ 税効果

税効果の仕様に関しては、「3.7 税効果」において述べているとおり、単体ベースと連結ベースで考え方が異なる部分がある。LTA を適用した場合、税効果の計算は基本的に連結ベースの仕様と整合的に行うことが適切と考えられる。現時点においては、現在の仕様に大きな問題は把握されていない。

➤ 生命保険リスク及び損害保険リスクにおける USP

論点 3.5.1⑬「USP に関する論点 連結における取扱い」と同様の観点から、LTA 適用時においても、報告会社（親会社）及び各子会社それぞれのストレス係数・リスク係数（標準係数 / USP）とすることが考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

MOCE、資本の流用可能性、税効果、生命保険リスク及び損害保険リスクにおける USP 等の各論点について、LTA 適用時の取扱いを引き続き検討する。

論点 3.5.4.3⑤

単体規制における子会社株式の取扱い LTA 適用時の内部検証・外部専門家による検証（暫定決定 P91）

【基準の最終化に向けての方向性】

LTAを適用する場合、単体 ESR に含まれる子会社の資産・負債についても内部検証及び外部専門家による検証の対象とすることが考えられるが、「5.1 内部の検証態勢」や「5.2 外部専門家による検証」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

子会社の資産・負債についても、ESR の構成要素である以上、報告会社（親会社）の資産・負債と同様の検証によって、妥当性が確保されるべきと考えられる。

この場合、子会社の資産・負債に対する検証の方法、及び、連結ベースの検証との重複が論点となり得ると考えられ、引き続き検討が必要である。

子会社の資産・負債に対する検証の方法について、例えば、保険数理機能による保険負債の検証においては、「5.1 内部の検証態勢」で述べているとおり、連結ベースではグループ保険数理機能が次のいずれかの方法により、子会社の保険負債の検証を行うことを想定している。

- 各子会社の保険負債の検証レポートをレビューし、その内容を確認すること。
- 直接子会社の保険負債を検証すること。

LTA 適用時においても、子会社の資産・負債については、各社の態勢に応じて、上記のいずれかの方法によって検証を行うことが考えられる。

また、連結ベースの検証との重複については、既に検証済みの検証結果があればそれを参照できることとする等、実効性を確保しつつ、過度な実務負荷とならないような制度とすることが考えられる。「5.1 内部の検証態勢」や「5.2 外部専門家による検証」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

LTA 適用時の内部検証及び外部専門家による検証について、「5.1 内部の検証態勢」や「5.2 外部専門家による検証」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

論点 3.5.4.3⑥

単体規制における子会社株式の取扱い LTA 適用時の開示（暫定決定 P91）

【基準の最終化に向けての方向性】

LTA 適用時の開示について、「8. 第 3 の柱」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

LTA を適用することで ESR の構成要素となる各種数値が大きく変わり得るため、情報利用者のニーズや保険会社の実務負担等も踏まえつつ、追加的な開示の要否及びその内容・方法について検討を行う必要がある。

例えば、LTA 適用時には、次を追加的に開示することも考えられるが、「8. 第 3 の柱」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

- LTA の適用対象とした子会社について以下の情報
 - 会社名
 - 所在地
 - 親会社単体 B/S の株式評価額(会計)
 - 子会社株式全体における構成割合
 - 持分割合
 - 経済価値ベースの評価に基づく純資産の額

【基準の最終化に向けての残課題】

LTA 適用時の開示について、「8. 第 3 の柱」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

論点 3.5.4.3⑦

株式リスクに係る対称調整メカニズム(暫定決定 P92~97)

【基準の最終化に向けての方向性】

株式リスクに係る対称調整メカニズムについて、ICS の議論の動向を踏まえつつ、我が国における当該措置によるプロシクリカルな影響を軽減することの有効性等も評価し、保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化に対して意図せざる影響を与えないよう引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

● 暫定決定までの経緯

生命保険業界から、生命保険会社の資産運用環境が大きく悪化した場合に、株式の大量売却、又は、そのような大量売却を想定した他の投資家の行動により、株式市場が暴落する、いわゆるプロシクリカリティの懸念を否定できない等、生命保険会社の機関投資家としての役割維持の観点から、株式リスクに係る対称調整メカニズムを導入することを要望する意見があった。

本措置の導入要否の検討に当たっては、措置の目的及びその目的に照らした措置の有効性や、導入によって想定される影響について整理する必要がある。

有識者会議報告書においては、政策的措置の必要性については、新たな制度が保険会社の経営に与えるインパクトやリスク軽減の定量的根拠等を把握しつつ検討すべきと指摘されていることを踏まえ、本措置の必要性及び有効性を確認する観点から、以下の点について検討を行うことが考えられる。

- ✓ 市場環境が急激に悪化した場合において、保険会社が短期間でESRの水準を回復させるための手段として株式の大量売却を行うことの蓋然性
- ✓ 株式の大量売却(若しくはそれを想定した他の投資家の行動)により、株式市場へのプロシクリカルな影響を与える可能性、及び、本措置を導入することによって上記のプロシクリカルな影響を回避又は抑制する効果

これらの点について、暫定決定で仮想的なストレスシナリオを設定して ESR の回復に必要な売却率等を試算し分析を行いつつ、FT 等を通じて補足的な情報収集を行い株式の大量売却が発生する蓋然性等について分析を行うこととしていた。

● FT22 の結果を踏まえた検討

FT22 では、金融市場への不利なストレスにより生じ得る保険会社の経営行動の変化を分析するため、下記のストレスシナリオ²³下における ESR の計算等を実施し、ストレスシナリオ下において想定される経営行動への影響等について ESR の回復手段及びその蓋然性について情報収集を行った。

- ✓ 円金利のイールドカーブを 42bps 下降(第 1 区分のみパラレルシフト)
- ✓ 米ドル金利のイールドカーブを 130bps 下降(第 1 区分のみパラレルシフト)
- ✓ 株式・不動産の時価を 53%下落
- ✓ 米ドルの為替レートを 25%円高

また、株式リスクに関するカウンターシクリカルな措置を導入した場合の影響を把握するため、株式リスクの所要資本の計算に用いる価格下落ストレス係数を表 9 の 2 パターンとした際の、ストレスシナリオ下における ESR の計算を行った。

表 9 株式リスクの所要資本の計算に用いる株式下落ストレス

資産区分	パターン 1(措置なし)	パターン 2(措置あり)
先進国市場における上場株式	35%下落	25%下落

²³ 当ストレスシナリオは、日本銀行による「金融システムレポート(2022 年 4 月号)」(<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsr220421.htm/>)におけるマクロ・ストレステスト(リーマンショック期並みの大幅かつ急速な金融調整が生じるシナリオ)を参考としているが、金融市場への不利なストレスにより生じ得る保険会社の経営行動の変化を分析することを目的に、金融庁が仮想的に設けたものであり、金融経済環境等に関する金融庁の見通しや、その蓋然性の高さを示すものではない。

新興市場における上場株式	48%下落	38%下落
その他の株式	49%下落	39%下落

「市場環境が急激に悪化した場合において、保険会社が短期間で ESR の水準を回復させるための手段として株式の大量売却を行うことの蓋然性」について、FT22 において、ストレスシナリオ下で各社の目標とする ESR 水準への回復手段として回答数が多かったものから挙げると以下のとおりであった。

- ✓ 生保単体
 - 事業費の削減:概ね 1 年程度での実施を想定している社が多く、また実施の蓋然性も比較的高いと評価している社が多くみられた。
 - 市場リスクのヘッジ(金利リスクを除く):為替リスクのヘッジが多く、一部株式リスクのヘッジを回答している社もあった。期間としては即時~1 年以内での実施を想定している社が多く、また実施の蓋然性を比較的高く評価している社が多くみられた。
 - グループ内からの資本調達:概ね 1 年以内での実施を想定している社が多くみられた。
 - 配当の抑制:概ね 1 年程度での実施を想定している社が多くみられた。
 - 株式の売却(子会社株式を除く):1 か月~1 年以内での実施を想定している社が多くみられた。
- ✓ 損保単体
 - 再保険の拡充:1 年以内や早急の手配は難しいといった回答もみられた。
 - 外部からの資本調達:3 か月超や 1 年以内といった回答がみられ、また実施の蓋然性を比較的高く評価している社が多くみられた。
 - グループ内からの資本調達:概ね 1 年以内での実施を想定している社が多くみられ、また実施の蓋然性を比較的高く評価している社が多くみられた。

保険会社が短期間で ESR の水準を回復させる手段として株式の売却を挙げた会社は一定程度あり、他の回復手段を実施する蓋然性の高い手段として挙げた保険会社も多く確認された。ただし、当該回答は、記載したストレスシナリオ下における回答であり、さらに ESR が悪化する環境下では保険会社の取る経営行動の蓋然性等は変わり得る点には留意する必要がある。

次に、「株式の大量売却(若しくはそれを想定した他の投資家の行動)により、株式市場へのプロシクリカルな影響を与える可能性、及び、本措置を導入することによって上記のプロシクリカルな影響を回避又は抑制する効果」であるが、FT22 において試行したストレスシナリオ下においてカウンターシクリカルな措置を導入した場合の影響の結果(表 10)によれば、生保単体の平均 ESR への影響は+5pt 程度、損保単体の平均 ESR への影響は+11pt 程度であった。

仮に当該措置による株式リスクの差異を株式売却によって対応する場合、先進国市場におけ

る上場株式を前提とすると、全社合計で 5.4 兆円程度となることが推定される。5.4 兆円程度といった金額は、表 11「過去の年間上場株式売買代金高」に照らすと、全体の 1%未満ではあるが、さらに ESR の悪化するストレス環境下では、風評リスクの観点から短期間で ESR の改善をするためにより短い期間で株式の売却を行う可能性もあるため、両者の数値は単純に比較できるものでもないことには留意が必要である。これらの結果として、市場環境の悪化等により適格資本が減少した際に、当該措置によってストレス係数が引き下げられる場合は、ESR の低下を一定程度抑制することから、保険会社の株式売却のインセンティブを引き下げる効果はあると考えられる。一方で、当該措置によって減少する 5.4 兆円という株式売却規模の推計からは、当該措置を取り入れないことで株式市場へのプロシクリカルな影響を与えとは言い切れず、対称調整メカニズムの導入が必要という確証は得られていない。また、本措置を導入した場合に、金融システムにおける過度な潜在的プロシクリカル効果を緩和する可能性がある一方、景気悪化時のリスクオフによる保険会社のポジション削減効果を低下させ、リスク蓄積に繋がる可能性もある点にも留意が必要である。

当該措置のプロシクリカルな影響の検討に関しては、2023 年 5 月に公表した「保険会社の新たな健全性規制の導入に係る市場への影響度調査」²⁴の結果も踏まえ、その有用性を引き続き検討する。

表 10 カウンターシクリカルな措置による影響(兆円)

	ストレス前		ストレス後(措置なし)		ストレス後(措置あり)	
	ESR	株式リスク	ESR	株式リスク	ESR	株式リスク
生保単体	204%	15.0	141%	6.0	146%	4.6
損保単体	194%	5.2	142%	2.2	152%	1.7

表 11 年間上場株式売買代金高(10年平均:2013-2022年)(兆円)

	合計
売り	718.9
買い	719.2

(出所)JPX

その他の考慮すべき点として、ストレスシナリオと対称調整メカニズムの整合性の点が挙げられる。日本を含む先進国市場における上場株式に対しては、即時に 35%下落といったストレスシナリオが用いられている。EU ソルベンシーII では、以下の算式に従って、基準日時点での株価と過去 3 年平均株価を比較し、±10%の範囲内で、平均に比べて株価が下落していれば株式リスクを引き下げ、上昇していれば係数の引き上げが行われる。

²⁴ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230524-2/20230524-2.html>

$$SA = \frac{1}{2} \left(\frac{CI - AI}{AI} - 8\% \right)$$

SA: 対称リスク調整(±10%を限度)

CI: 現在の株価指数

AI: 過去3年間の株価指数の平均

ICS では、ストレスシナリオの設定において、日本を含む先進国市場のデータをベースとしていることが想定されるため、対称調整メカニズムを導入する場合、計算式で用いられる CI、AI についても先進国市場のデータをベースに計算することが整合的な取扱いとなる。この場合、日本国内の株式市場と整合的な対称リスク調整が得られないことも想定されるため、導入目的を十分達成できないことも考えられる。

取り得る選択肢として、対称リスク調整を日本国内の株式市場と整合的なものとするために、CI、AI に用いる指数を例えば TOPIX といった日本国内の指標とすることが考えられる。この場合、ストレスシナリオの設定も日本と先進国市場(日本以外)で分けることが取扱いとして整合的と考えられる。日本単独で評価する場合、ストレスシナリオが現状の35%より高くなる可能性(現時点においては、IAIS より ICS のストレス係数で採用されたカリブレーション方法が開示されておらず、詳細は明らかではないが、例えば2007/12~2022/12における TOPIX を基に年次リターンが対数正規分布に従うと仮定した場合、ストレス係数を試算すると40%程度)や、日本と先進国市場(日本以外)との相関係数の設定といった点も考慮する必要がある。

その他の取り得る選択肢や監督措置のあり方、ICS における議論の動向も踏まえ引き続き検討をすることとするが、保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化に対して意図せざる影響を与えないような制度設計が重要と考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

株式リスクに係る対称調整メカニズムについて、ICS における議論の動向を注視するとともに、当該措置に係る保険会社への影響を踏まえて、引き続き検討する。

論点 3.5.4.3⑧

インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減(暫定決定 P97~98)

【基準の最終化に向けての方向性】

インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減について、ICS の議論の動向を踏まえて、規制上の裁定行為の誘発、保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化に対して意図せざる影響を与えないよう引き続き検討する。

また、定量的な根拠に基づきリスク係数を設定することも考えられる。FT23 による情報収集を通じて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定に示したとおり、日本を含む全世界において ESG 投資の促進が社会的要請となっており、グリーンボンド投資やその他さまざまな形態での投資が行われることも予想される中、このような動向に沿った規制とする必要があり、機関投資家としての役割を果たす観点からもインフラ投資・長期投資に係るリスク係数を削減することに意義があるという意見が生命保険業界からあった。

これについては、インフラ投資案件の競合相手は保険会社だけではないこと、他国の保険会社と比較した規制上求められる資本余力の差異は仕様の一部のみをもって判断できるものではないこと、日本の資本規制において海外の投資案件にまで政策的措置を設けることの意義等について、慎重に検討する必要がある。

国内の動向に目を向けると、金融庁において、持続可能な社会を実現するための金融の推進を議論するサステナブルファイナンスに係る有識者会議報告書を、2021年6月、2022年7月に公表している。2022年7月公表の第2次報告書では、機関投資家である生命保険会社についても、投資先企業の成長・持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、自らも保有・受託資産の持続的増大を図っていくために現状どのような課題があり得るか、把握・共有を図っていくところであるとしている。

一方で、投資の促進という観点のみで特定の運用手段について、リスク係数を引き下げることには、規制上の裁定行為を誘発し、また保険会社のリスク管理の高度化を阻害する可能性もある点にも留意する必要がある。

インフラ投資等に関しては、投資の促進と異なる観点として、定量的な根拠に基づきリスク係数を設定することも考えられる。FT23による情報収集、ICSの議論の動向を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減について、ICSにおける議論の動向を注視するとともに、FT23による情報収集も踏まえ、引き続き検討する。

3.5.4.4 不動産リスク

不動産リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.5.4.4①

ストレス係数の妥当性(暫定決定 P99)

【基準の最終化に向けての方向性】

現時点のストレス係数を維持することを基本的な方向性としつつ、係数の妥当性について確認する。

【検討経緯及び検討状況】

一部の保険会社から、現行の仕様がすべての不動産エクスポージャーに対して 25%の価格下落ストレスを想定しているところ、国や地域の特性を反映した係数・地域間の相関係数を設定することが望ましいという意見があった。

3.1 標準モデル総括に記載したとおり、現時点においては、IAIS より ICS のストレス係数で採用されたカリブレーション方法が開示されておらず、パラメータの設定根拠の詳細は明らかではないが、引き続き、ICS のカリブレーション方法等に関する情報収集を行い、新規制導入に向けて係数の妥当性を確認していくこととする。

ICS からの国内独自の修正を行うかどうかは、保険負債の割引率における UFR 等や、株式リスクのストレス係数等の設定粒度も含めて検討する必要がある、国内独自の修正を行う合理性・妥当性の十分な検証が必要である。

【基準の最終化に向けての残課題】

係数の妥当性について確認する。

3.5.4.5 為替リスク

為替リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.5.4.5①

為替リスクの正味エクスポージャー(暫定決定 P100～101)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

3.5.4.6 資産集中リスク

資産集中リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.5.4.6①

特定のカウンターパーティに極端に集中している場合の取扱い(暫定決定 P102~105)

【基準の最終化に向けての方向性】

特定のカウンターパーティに極端に集中している場合の取扱いについて、以下の上限を設定することを暫定的な結論とする。

- 株式エクスポージャー

子会社株式に対するエクスポージャーに係る所要資本への寄与については、当該エクスポージャーの額に 10%を乗じた額

- 信用エクスポージャー

グループ内再保険、銀行預金、未収保険料に対するエクスポージャーに係る所要資本への寄与については、当該エクスポージャーの額に格付区分に応じて設定した係数(表 12 参照)を乗じた額

【検討経緯及び検討状況】

- 暫定決定までの経緯

ICS で使用されている「GranularityAdjustment」と呼ばれる手法では、ポートフォリオが特定のカウンターパーティに極端に集中している場合、資産集中リスクの所要資本が過度に大きくなる可能性がある。特に、「グループ内再保険」、「銀行預金」、「子会社株式」等については、リスク実態に比して過大な所要資本となっているという意見が見られた。

これらを踏まえ資産集中リスクの計算方法は、ICS から何らかの修正を行うことを基本的な方向性とし、FT22 において当該修正について以下の考え方に基づく手法を試行した。

<株式エクスポージャー>

株式エクスポージャーについては、単体ベースにおける子会社株式について上限設定を行う。

FT21 のデータに基づけば、保険会社及び保険グループの純資産に対する所要資本(税効果反映前)の割合は約 60%であり、上限対象エクスポージャーに係る所要資本への寄与 $0.71656 \times \frac{0.95E_i K_i^{eq*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}$ は、その他のカウンターパーティとの間の分散効果が反映されたものであることから、

E_i^{eq*} の 60%を超えないものと仮定する。この場合、株式リスクの計算において、子会社株式評価額に対する 49%のリスクが認識されていることを踏まえ、FT22 では子会社株式に係る上限係数を 10%と設定する。

<信用エクスポージャー>

信用エクスポージャーについては、グループ内再保険エクスポージャー、銀行預金、未収保険料について、上限設定を行う。

上限対象エクスポージャーに係る所要資本への寄与 $0.71656 \times \frac{E_i K_i^{CR*}}{0.95 K^{eq} + K^{CR}}$ は、その他のカウンターパーティとの間の分散効果が反映されたものであり、単一のカウンターパーティに係るリスクとして計算される「上限対象エクスポージャー額×表 12 のリスク係数」を超えないものと仮定し、以下の表 12 の係数を上限係数と設定する。

表 12 グループ内再保険エクスポージャー等の上限係数

格付区分	上限係数
1 及び 2	2%
3	3%
4	5%
5	10%
6 及び 7	20%
無格付	15%
債務不履行状態	20%

● FT22 の結果を踏まえた検討

上限を設定した部分について、株式エクスポージャーに関する所要資本への寄与は全社平均で 43%程度減少し、信用エクスポージャーに関する所要資本への寄与は全社平均で 29%程度減少する結果となった。この結果から、ポートフォリオが特定のカウンターパーティに極端に集中している場合、資産集中リスクの所要資本が過度に大きくなる事象に対する処置として有効に機能していることが確認された。また、株式エクスポージャーにおける上限係数の設定は FT21 のデータに基づくものであったことから、保険会社及び保険グループの純資産に対する所要資本(税効果反映前)の割合を FT22 においても確認したところ、FT21 と同様約 60%であった。以上を踏まえ、特定のカウンターパーティに極端に集中している場合の取扱いについて、FT22 の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

3.5.5 信用リスク

信用リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.5.5①

日本の地方公共団体に対するエクスポージャー（暫定決定 P106）

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定において地方債（証券発行方式）を信用リスクの計算対象外としており、地方公共団体向け貸付金についても信用リスクの計算対象外とすることを暫定的な結論とする。

なお、公共部門²⁵に分類されるもののうち、地方債（証券発行方式）及び地方公共団体向けの貸付金以外のエクスポージャーについても、リスク実態を踏まえたリスク係数の妥当性について、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

地方公共団体向けエクスポージャーのうち地方債（証券発行方式）について、暫定決定では、地方財政制度等による我が国の地方債の安全性を考慮して、信用リスクの計算対象外とすることを暫定決定した。

地方公共団体は、地方自治法第 230 条第 1 項により、地方債を起すことができるとされているところ、地方債は第三者から資金の借入れを行うことによって負担する債務である。

地方公共団体向けの貸付金についても、返済に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること、及び財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度等を通じて地方公共団体の財政運営の健全性が確保されることから、安全性が高いものと考えられる。したがって、地方公共団体向けの貸付金についても、信用リスクの計算対象外とすることを暫定的な結論とする。

【基準の最終化に向けての残課題】

公共部門に分類されるもののうち、地方債（証券発行方式）及び地方公共団体向けの貸付金以外のエクスポージャーについても、リスク実態を踏まえたリスク係数の妥当性について、引き続き検討する。

論点 3.5.5②

NAIC 指定格付（暫定決定 P106～107）

²⁵ 公共部門は、地方公共団体、及びその他の政府組織であってその債務が中央政府により発行又は保証されていない組織が分類される。

【基準の最終化に向けての方向性】

NAIC 指定格付については、ESR への影響や ICS の動向を踏まえつつ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

現在の仕様では、全米保険監督官協会 (NAIC) が指定した格付 (以下、「NAIC 格付」) が利用可能な場合、当該格付を用いて格付区分を決定できることとしており、生保単体・損保単体とも米国に親会社又は子会社を有する社を中心とする一部の社が NAIC 格付を利用している。

ICS においては、NAIC 格付は監督者が所有・支配する信用評価 (SOCCA) となり得る信用評価の一例として示されており、新規制における取扱いについては ICS の議論の動向も踏まえつつ検討することとしていた。

FT22 においては、生保単体・損保単体とも米国に親会社又は子会社を有する社を中心とする一部の社が NAIC 格付を使用している。生保単体・損保単体で NAIC 格付の使用前後における格付区分別構成割合は図 1~4 のとおりであり、また NAIC 格付を使用している社において、NAIC 格付使用前後での ESR への影響は平均 3% 程度であった。FT23 の結果、ICS の動向を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

図 1 生保単体における格付区分別構成割合 (NAIC 格付使用前)

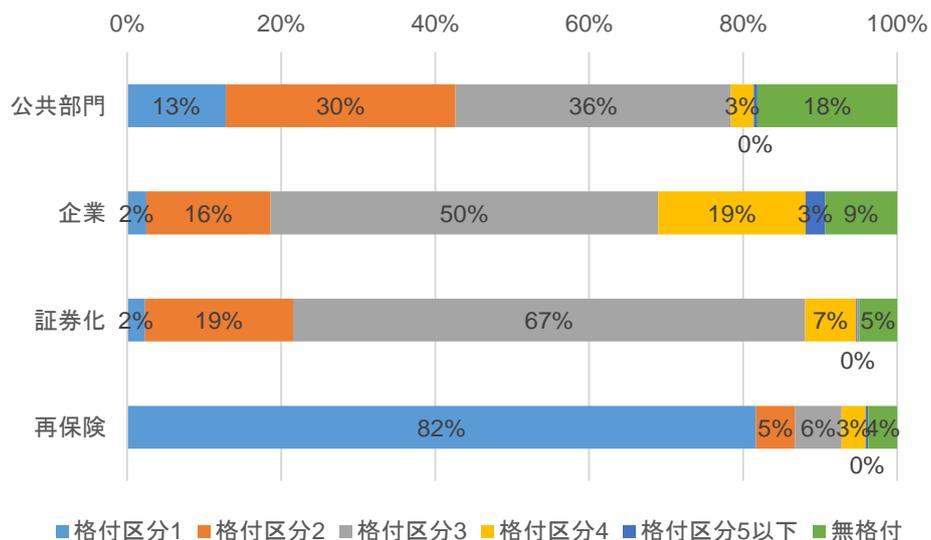


図2 生保単体における格付区分別構成割合 (NAIC 格付使用後)

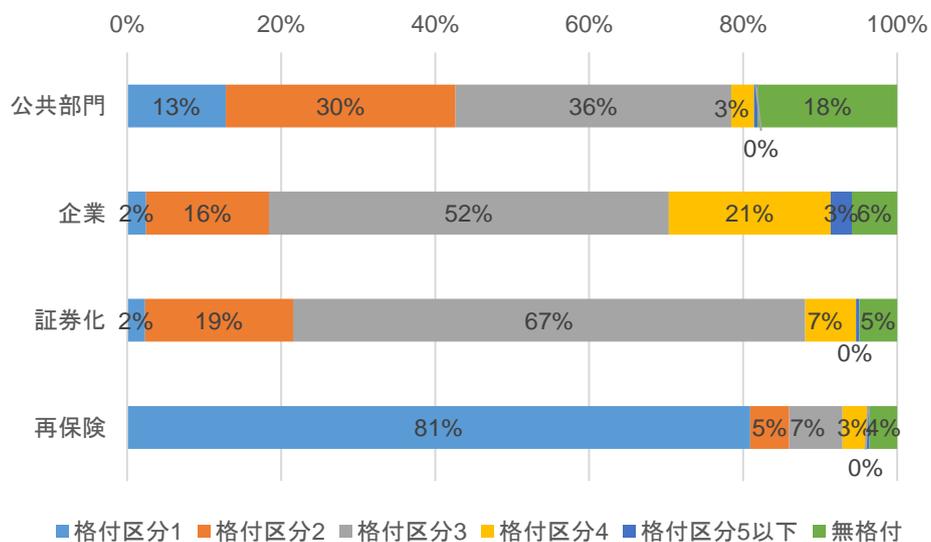


図3 損保単体における格付区分別構成割合 (NAIC 格付使用前)

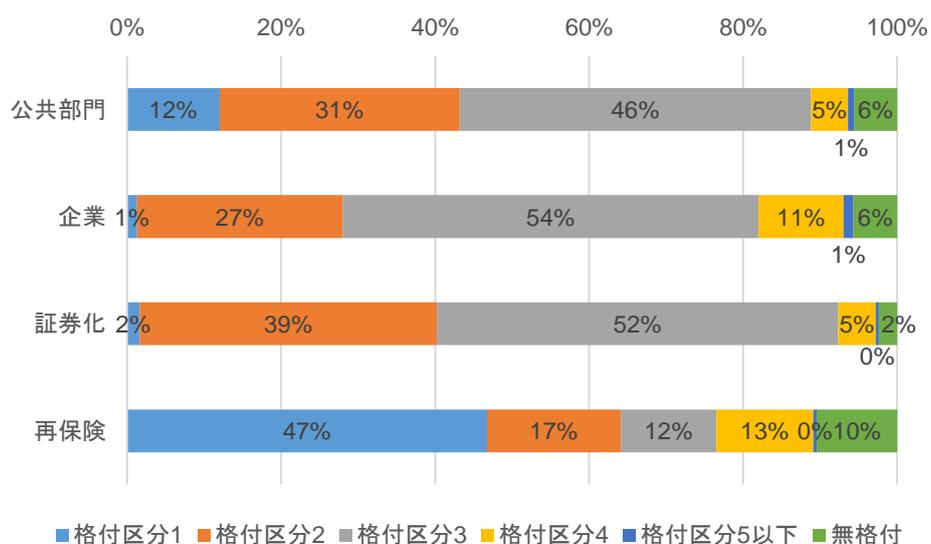
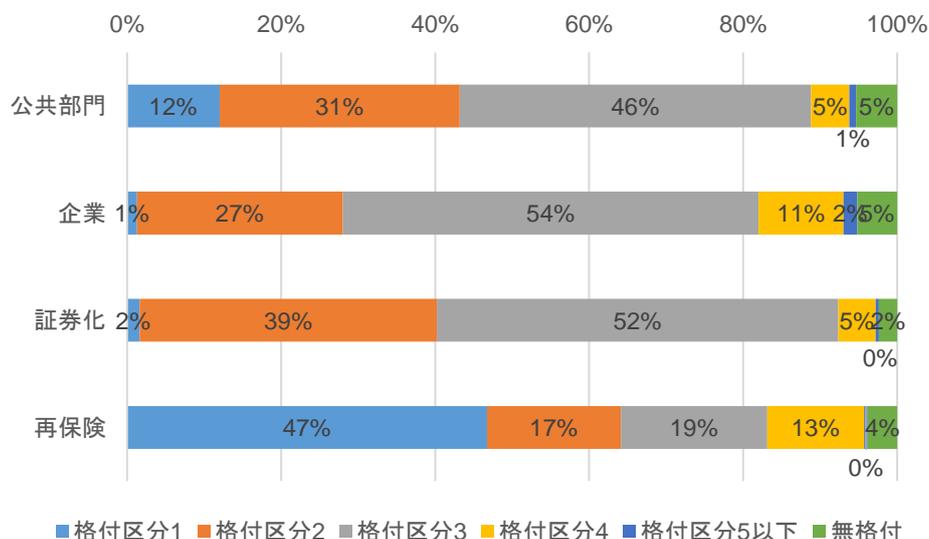


図4 損保単体における格付区分別構成割合 (NAIC 格付使用后)



【基準の最終化に向けての残課題】

各社の ESR への影響や、ICS の動向を踏まえ、引き続き検討する。

論点 3.5.5③

内部格付の使用 (暫定決定 P107)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、内部格付の使用は認めないことを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.5.5④

インフラ投資に係るリスク係数

【基準の最終化に向けての方向性】

インフラ投資に係るリスク係数の設定について ICS の議論の動向を踏まえつつ、FT23 による情報収集を通じて検討する。

【検討経緯及び検討状況】

論点 3.5.4.3⑧「インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減」において記載したとおり、インフラ投資等に関しては、定量的な根拠に基づきリスク係数を設定することも考えられる。FT23 による情報収集、ICS の議論の動向を踏まえ、基準の最終化に向けて検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

インフラ投資に係るリスク係数の設定について、ICS における議論の動向を注視するとともに、FT23 による情報収集も踏まえ、引き続き検討する。

3.5.6 オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.5.6①

オペレーショナルリスクの所要資本に関する上限の設定(暫定決定 P110)

【基準の最終化に向けての方向性】

オペレーショナルリスクの所要資本に関する上限について、「オペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本合計(分散効果反映後)」に対する 20%として定めることを暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

● 暫定決定までの経緯

オペレーショナルリスクの所要資本は、損害保険、生命保険(有リスク)、生命保険(無リスク)の商品区分ごとに、エクスポージャー(グロス収入保険料、グロス現在推計、グロス収入保険料の前年度からの増加額)にリスク係数を乗じて計算される。この方法について、一定の状況下においては、過度に保守的な所要資本が計算される可能性があった。

一方で、標準モデルについては一定の簡明性や比較可能性を求められることを踏まえつつ、過度な保守性を排除する観点から FT22 において、「オペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本合計(分散効果反映後)」に対する 20%をオペレーショナルリスクの所要資本に関する上限として設定し、その妥当性について確認することとしていた。

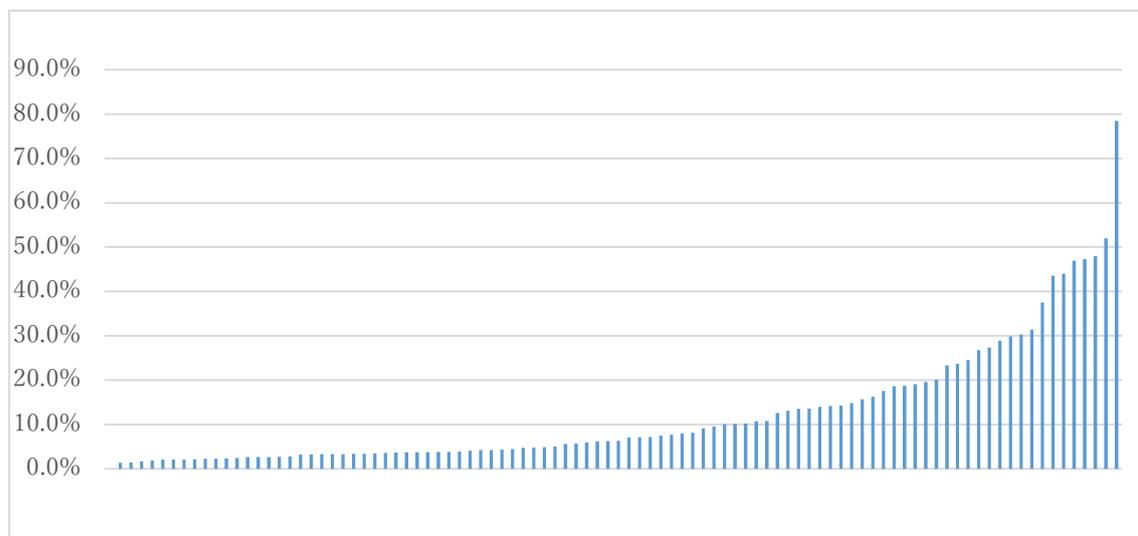
● FT22 の結果を踏まえた検討

図 5 は、FT22 におけるオペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本合計(分散効果反映後)に対する、オペレーショナルリスクの所要資本(上限適用前)の割合を、単体ベース全社について会社ごとに示したものである。当該割合が 20%未満の社が全体の約 80%(暫定決定で示した FT21 の結果では約 87%)を占めており、暫定決定における確認と同様、20%以上の社についてはばらつきが大きくなっている。

エクスポージャー及び適用するリスク係数については、オペレーショナルリスクが内部プロセス、役職員、システムが不適切又は有効に機能しないこと、あるいは外部事象に起因して、経済価値ベースの純資産に不利な変動が生じるリスクであることを踏まえると、ICS から国内独自の修正を行う合理性が認められるだけの定量的根拠の収集は困難である。したがって、規制上の一定の保守性、比較可能性及び計算方法の簡明性の観点を踏まえ、エクスポージャー及び適用するリスク係数は現在の ICS と同様の仕様を維持することとする。ただし、過度な保守性を排除する観

点から「オペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本合計(分散効果反映後)」に対する 20% を上限として設定することを暫定的な結論とする。

図 5 オペリスク以外の所要資本合計に対するオペリスクの所要資本の割合の分布



【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

3.6 非保険事業

非保険事業に関する論点は、事業体の分類に関する仕様の明確化及び所要資本の計算方法に関する ICS からの修正の要否である。

論点 3.6①

事業体の分類及び所要資本の計算方法(暫定決定 P111～112)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定において示した事業体の分類及び所要資本の計算方法とすることを暫定的な結論とする。(表 13)

ただし、少額短期保険業者については暫定決定で基本的な方向性を示したとおり、保険事業として取り扱うこととするが、重要性が低い場合に適用可能な簡便法として、「少額短期保険業者に適用される健全性基準の所要資本とできる」等を仕様等で定めることも考えられる。保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。また、FT22 を通じて、課題や保険会社からの大きな意見は見られなかった。

ただし、一部の保険会社からは、「例えば少額短期保険業者の所要資本については、重要性が低いうちは現行の健全性基準における所要資本を使用してはどうか。」という意見があった。少額短期保険業者について、暫定決定で基本的な方向性としたとおり、「保険事業の所要資本」の仕様に従い計算することを基本的な方向性とするが、重要性が低いケースも多いと考えられ、連結対象外とする、又は、プロポーシヨナリティ原則を適用し簡便的に計算する等の取扱いが想定される。後者の簡便的な取扱いについて、一定程度各社の取扱いが共通している場合には、標準的な簡便法として仕様等で定めることも考えられ、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

少額短期保険業者の取扱いについて、保険会社及び関係者との対話を通じて、引き続き検討する。

表 13 事業体の分類の定義及び所要資本の計算方法

#	分類	定義	所要資本の計算方法	
			連結子会社	持分法適用会社
1	金融事業	法106条1項1号から12号まで、14号及び15号		
2	保険事業	以下の#3及び#4		
3	保険者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生命保険会社(法106条1項1号) ✓ 損害保険会社(法106条1項2号) ✓ 少額短期保険業者(法106条1項2号2) ✓ 保険業を行う外国の会社(法106条1項8号) 	「保険事業の所要資本」の仕様に従い計算	持分法による投資額に対する株式リスク、資産集中リスク、為替リスク等を計算
4	保険関連会社	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険者の営む業務のために従属業務(法106条1項12号イ)を専ら営む会社 ✓ 保険持株会社(法2条16項) 	#3と同様	#3と同様
5	非保険金融事業	金融事業のうち、保険事業以外		
6	規制対象の銀行事業	下記のうちパーゼルIIIに準じた資本要件(国内基準を含む)を持つ事業： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行(法106条1項3号) ✓ 銀行業を営む外国の会社(法106条1項9号) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内基準行:リスクアセットの4% ✓ 国内基準行以外:リスクアセットの8%とレバレッジ比率の対象となるエクスポージャー額の3%のうち大きい額 	左記×持分割合
7	規制対象の非銀行金融事業	#6を除く、セクター固有の資本要件を持つ非保険金融事業	セクター固有の所要資本と当該事業の総収入(過去3年平均)の15%のうち大きい額	セクター固有の所要資本×持分割合
8	規制対象外の銀行事業	#6を除く、下記の事業 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行(法106条1項3号) ✓ 銀行業を営む外国の会社(法106条1項9号) 	レバレッジ比率の対象となるエクスポージャー額の4%	左記×持分割合
9	規制対象外の非銀行金融事業	非保険金融事業のうち、#6～#8以外	当該事業の総収入(過去3年平均)の15%	左記×持分割合
10	非金融事業	#1以外	純資産の推定額×株式リスクの係数	持分法による投資額×株式リスクの係数

3.7 税効果

税効果の仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

論点 3.7①

経済価値ベースへの調整から生じる DTA・DTL の相殺(暫定決定 P113～114)

【基準の最終化に向けての方向性】

グループ内の各保険会社について、会計ベースの単体バランスシートにおける規制上の準備金に係る DTA の取崩については、当該社の単体バランスシート上の DTA を上限に、連結ベースのバランスシートにおける DTA と直接相殺する手法を暫定的な結論とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり。また、FT22 を通じて、課題や保険会社からの意見は見られなかった。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 3.7②

所要資本の税効果(暫定決定 P114～116)

【基準の最終化に向けての方向性】

所要資本の税効果として、以下のような計算式を用いることを検討する。

$\text{Max}(0, \text{Min}(80\% \times \text{保険事業に係る所要資本} \times \text{実効税率}, a+b+c-d))$

- $a = 85\% \times \Sigma \text{Min}(\text{欠損金の繰戻還付金, 配賦された所要資本における税効果})$
- $b = \text{ストレス下において保険事業から生じる将来の課税所得} \times \text{法定実効税率}$
- $c = \text{Max}(0, \text{経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る DTL} - \text{経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る DTA})$
- $d = \text{Max}(0, \text{Min}(15\% \times \text{保険事業に係る所要資本}, \text{経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る DTA} - \text{経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る DTL}))$

【検討経緯及び検討状況】

ストレスから生じる課税損失を相殺する十分な課税所得を有している場合は、ストレスから生じる課税損失で課税所得を減少させることができると考えられるため、所要資本の計算において税による軽減効果を考慮することができるとしている。

ただし、FT22 までの仕様では、ICS と同様、実際に所要資本の軽減効果に反映できるのは将来の課税所得の範囲内であることから、上記の a+b+c-d を利用可能な税効果の上限として課し、さらに、将来の課税所得の不確実性を踏まえた保守性を考慮する観点から、保険事業に係る所要資本の 20% を上限として課すことで、最終的に利用可能な税効果を以下としていた。

$\text{Max}(0, \text{Min}(\text{所要資本における税効果(上限適用前)}, \text{保険事業に係る所要資本} \times 20\%, a+b+c-d))$

本仕様に関しては、日本の法定実効税率が 28% 前後という現状において、「保険事業に係る所要資本×20%」の上限が過度に保守的であるという意見や、20% の根拠が不明であるといった意見が見られた。

計算方法の簡明性や日本の法定実効税率の実態を踏まえつつ、将来の課税所得の見積もりに伴う不確実性から一定の保守性を勘案するため、「保険事業に係る所要資本×実効税率」に対して 80% を乗じた金額を所要資本における税効果の上限として設定することとし、a+b+c-d による利用可能な税効果の上限と比較して小さい金額を最終的に利用可能な税効果とすることが考えられる。FT23 を通じた情報収集や、ICS の議論の動向を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

所要資本の税効果の仕様について、FT23 を通じた当該論点に関する ESR への影響の把握や ICS の議論の動向も踏まえ、必要に応じて仕様の修正を行う。

4. 第 1 の柱における内部モデルの活用

暫定決定において、新規制の第 1 の柱における内部モデルの活用に関しては、以下を基本的な方向性として、引き続き検討するとしていた。

- 2024 年頃までは、自然災害リスクに関する審査基準の最終化及び予備審査に向けた検討・保険会社との対話を優先的に実施することとする。
- 自然災害リスク以外のリスクについては、自然災害モデルに関する審査に向けた保険会社・当局双方の準備状況や、標準モデルに係る検討(USP の適用に関する検討を含む)の状況、また ICS における内部モデルに関する検討状況等も踏まえて、2023 年以降に新規制における取扱いについて示すこととする。

金融庁においては、FT22 の結果分析や、保険会社及びその他の関係者との対話を通じ、引き続き検討を行ってきた。第 1 の柱における内部モデルの活用に係る各論点について、現時点の検討状況を示す。

論点 4.①

第 1 の柱における内部モデルのスコープ(暫定決定 P143)

【基準の最終化に向けての方向性】

第 1 の柱における内部モデルのスコープについて、新規制導入時には全てのリスクを対象とはせず、段階的に導入することを基本的な方向性とし、新規制導入時には自然災害リスクを優先的に検討する。

ただし、

- 個社ごとにリスク特性が異なる可能性の高い生命保険リスク・損害保険リスクについては、論点 3.5.1⑦、論点 3.5.2④のとおり、新規制導入時には、内部モデルではなく、USP による対応を検討する。
- 論点 3.5.4.1②に記載した金利リスクの課題に対しては、内部モデルの活用によって対応することが選択肢の 1 つと考えられる。FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

第 1 の柱における内部モデルのスコープについて、FT を通じて得られた業界意見をまとめると以下のとおり。

- 内部モデルを活用すべきか否かについての主な業界意見

- 内部モデルは個社のリスク特性をより適切に反映し、また資本規制と内部管理の整合性を高めることはリスク管理の高度化を促すことから、原則全てのリスクを対象として活用を認めるべき。
 - 外部に公表される ESR の比較可能性という観点からは、内部モデルの活用は慎重に検討すべき。
 - 内部モデルと標準モデルの差異が大きいリスクについて、申請により内部モデルの使用が認められるようにすべき。
- 内部モデルの対象とすべきリスクについての主な業界意見
 - 生命保険リスク・損害保険リスクについては、個社ごとにリスク特性が異なる可能性があり、標準モデルでは十分な反映が困難と考えられるため、対象とすべき。
 - 巨大自然災害リスクについては、各社の地域的・商品的な保険ポートフォリオによりそのリスク特性は大きく異なることから、その特性をより適切に反映可能な自然災害モデルを活用すべき。
 - 金利リスクについては、標準モデルと内部モデルの間の UFR の取扱いの差異により問題が生じる可能性があることに留意すべき。
 - 市場リスクや信用リスクについては、会社間の差異が小さいため対象とする必要性は保険リスクと比較して小さい。
 - 市場リスク・信用リスクについても、各社の資産ポートフォリオ内の相関等を適切に反映することが可能となるため、内部モデルの使用が有用であるとする。

業界意見にもあるとおり、規制上の要件と内部管理の整合性を高め、保険会社にリスク管理高度化のインセンティブを与えるという観点からは、すべてのリスクを対象として、内部モデルの活用を認めることが望ましい。また、すべてのリスクを対象とし、さらに全部内部モデルのみを認めるとする場合には、意図的に保険会社にとって有利な部分のみに内部モデルを用いようとする行動（一種のチェリーピッキング）が生じにくいとも考えられる。

他方で、有識者会議においても指摘されていたとおり、第 1 の柱における内部モデルのスコープについては、リスクカテゴリー毎に検討することにも合理性があると考えられる。

- ESR が監督介入の基準や外部向けの開示に用いられることから、過度に楽観的でリスク実態を適切に反映できていないモデルが用いられる可能性等を排除するため、適切な審査を行った上で、承認を行う必要がある。
- 第 1 の柱における内部モデルの活用にあたっては、当局における各社の内部モデルに関する状況の把握・分析、知見の蓄積が不可欠であるが、依然として標準モデルに関する検討すべき課題も多く残っており、当局においてもそれらの対応を優先せざるを得ない。そうした中、内部モデルの活用を拙速に進める場合、ESR の信頼性・比較可能性が損なわれ

る等の問題が生じる可能性も否定できず、新規制導入までのタイムラインを踏まえると現実的ではないと考えられる。

そこで、有識者会議においても指摘されていたとおり、優先度の高いリスクを特定し、リスクカテゴリーごとに内部モデルの利用を認め、新規制導入後においても、段階的にスコープを拡大していくことが現実的な方策と考えられる。

第 1 の柱において、内部モデルを活用する優先度の高いリスクは、これまでの議論のとおり、自然災害リスクである。引き続き、自然災害リスクに関する審査基準の最終化及び予備審査に向けた検討・保険会社との対話を優先的に実施することとする。

- 自然災害リスクについて、FT22 で審査基準案に則した保険会社による自己評価及び当局によるレビューを実施しているが、今後も、審査基準の最終化及び予備審査に向けた検討・保険会社との対話に一定のリソースを要する。
- 次に、優先度の高い論点として生命保険リスク・損害保険リスクが挙げられるが、個社ごとにリスク特性が異なる可能性は高いものの、論点 3.5.1⑦、論点 3.5.2④のとおり、新規制導入時には、内部モデルではなく、USP による対応を検討する。
- 金利リスクについては、論点 3.5.4.1②の課題がある。内部モデルの活用によって対応することが選択肢の 1 つと考えられるが、その他の選択肢による対応も考慮しつつ、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
- 金利リスク以外の市場リスク・信用リスクについては、有識者会議の議論等にもあるとおり、各社間での共通性が比較的高いと考えられるため、第 3 の柱における比較可能性の担保も念頭に置くと、内部モデルの導入に関しては他のリスクを優先して検討することとする。

【基準の最終化に向けての残課題】

第 1 の柱における内部モデルのスコープについて、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 4.②

審査基準（暫定決定 P72～77）

【基準の最終化に向けての方向性】

2022 年 6 月時点の審査基準案(FT22 における自己評価基準)をベースとした現時点の審査基準案を別紙 3 のとおりとする。ICS の動向、FT23 を通じた情報収集、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

2022年6月時点の審査基準案からの主な変更点は以下のとおり。

- 表現の見直し。
- 自然災害リスクに限らず、各リスクに適用可能な原則的な基準とした。その上で、自然災害リスクに関する特記事項は、補足している。
- 基準1: 検証基準について、
 - 内部モデルの検証レポートについて、観点を追加。(論点 4.⑧「内部モデル承認後におけるモニタリング」参照)
- 基準2: 統計的品質基準について、
 - モデルにおける仮定や、前提条件の作成手法に関する観点を追加。
 - エキスパート・ジャッジメントについての要件を修正。(文書化すべきことは文書化基準へ移行)
- 基準4: ユーステスト及びガバナンス基準
 - ユーステスト上の観点を追加。
 - 内部モデル承認後において、重要性に応じた迅速かつ柔軟なモデル変更を可能とするため、「基準4: ユーステスト及びガバナンス基準」の一部としてモデル変更方針を定めることを要件として追加。(論点 4.⑦「内部モデル承認後におけるモデル変更の取扱い」参照)
- 基準5: 文書化基準について、
 - ガバナンスに関する文書化について、含めるべき内容の明確化。

【基準の最終化に向けての残課題】

審査基準の最終化に向けて、FT23による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 4.③

審査プロセス

【基準の最終化に向けての方向性】

2024年後半から予定される予備審査に向けて、提出書類を含む、具体的な審査プロセスについて検討する。

現時点でのイメージは以下のとおりであるが、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

● 審査プロセス

- ① 内部モデル認可の申請

- ② 保険会社から当局への書類の提出等による情報提供
- ③ 内部モデルレビュー・結果の判定
- ④ 審査結果の保険会社への伝達

- 提出書類

- ① 承認を要請するカバーレター
 - ・ 責任者の名前
 - ・ 情報が適切かつ十分に網羅的である旨の記述
 - ・ 関係者の連絡先詳細、等
- ② 以下の観点について、知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に十分な文書及びそのリスト
 - a. 各審査基準(検証基準、統計的品質基準、較正基準、ユーステスト及びガバナンス基準、文書化基準)をどのように満たしているかについての説明
 - b. 内部モデルの技術的文書
 - c. 範囲内のすべての重要かつ定量化可能なリスクがカバーされていることの説明
 - d. モデル変更のログ・計画された将来の変更
 - e. モデル変更方針
 - f. 過去3年間の内部モデルによる計算結果、及び、規制上の標準モデルが定められている場合には標準モデルによる計算結果
 - g. 強み、弱み及び限界の評価、弱み及び限界を緩和する方法に関する計画
 - h. ステークホルダーに対する情報開示の計画

【検討経緯及び検討状況】

2024 年後半から予定される予備審査に向けて、より具体的な審査プロセスを検討していくことが必要と考えられる。上記は現時点の素案であるが、今後、審査のプロセス、審査における目安の所要期間、必要となる提出書類等を検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

提出書類を含む、具体的な審査プロセスについて、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 4.④

重要性が低いリスクに係る審査(暫定決定 P78～79)

【基準の最終化に向けての方向性】

内部モデルの審査対象のリスクのうち重要性が低いサブリスクカテゴリー(自然災害リスクの場

合は、重要性の低い地域・ペリル等)について、重要性が低い場合は審査を簡素化することを基本的な方向性とする。

また、重要性が低い場合審査を簡素化したサブリスクカテゴリーについて、継続的にモニタリングを行い(論点 4.⑧「内部モデル承認後におけるモニタリング」)、保険会社が環境変化等によって重要性が高まってきたと判断する場合等、必要に応じて追加的に審査を行うこととする。

【検討経緯及び検討状況】

例えば、自然災害リスクは、様々な地域・ペリルにわたることも想定される。審査においては、実務負荷を考慮し、重要性に応じて軽重を付けた対応とすることが現実的な方策と考えられる。

暫定決定においては、次の 2 つを想定されるアプローチとしているが、当局として、規制で活用される内部モデルの全体を理解し、その後のモニタリングの観点を明確にするため、前者の対応とした。

- プロポーショナリティ原則を踏まえ、重要性に応じた深度での審査とする
- 定量的な重要性等に関する一定の要件を満たす場合に、審査対象外とする

【基準の最終化に向けての残課題】

重要性が低い場合の簡素化した審査プロセスについて、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 4.⑤

単体ベースと連結ベースの取扱い(暫定決定 P79～80)

【基準の最終化に向けての方向性】

原則として、単体ベースと連結ベースのそれぞれで審査・承認とするが、実際の審査プロセスにおいて、共通している部分については審査済みの結果を適宜参照する等、効率化することを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定で述べたとおり、連結ベースの計算に用いられるモデルを単体ベースの計算においても使用している場合、連結ベースの審査において、単体ベースの審査を一定程度カバーすることが可能と考えられる。

ただし、審査の対象となるリスクによっても状況が異なる(ストレス方式か、ファクター方式か等)と想定されるため、原則としては単体ベースと連結ベースのそれぞれで審査・承認とすることが必要と考えられる。ただし、実際の審査のプロセスにおいて、例えば、連結ベースの審査で、単体ベースの審査を一定程度カバーする等、適宜効率化を図ることとした。

【基準の最終化に向けての残課題】

単体と連結でモデルの仕様やガバナンス態勢にどのような差異があるか等、情報収集を行い、引き続き検討する。

論点 4.⑥

海外の現地規制で承認を受けたモデルの取扱い(暫定決定 P80)

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、原則は、その他のモデルと同様に、金融庁による審査を受け、承認を得ることを基本的な方向性とする。ただし、実際の審査プロセスにおいて、現地規制上の取扱いも考慮して審査を行うこととする。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定で示したとおり、各国の現地規制における自然災害モデルの取扱いに応じて日本の規制上の取扱いを個別に定めることは現実的ではない。したがって、原則としては、その他のモデルと同様に取り扱うこととした。

ただし、実際の審査プロセスにおいては、現地規制上の取扱いも考慮した形で審査が行われるものと考えられる。また、審査に係る実務負担を軽減する観点から、例えば現地当局によるモデル審査の過程で作成された文書等を活用すること等により、効率的な審査を実施することも可能と考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

特になし。

論点 4.⑦

内部モデル承認後におけるモデル変更の取扱い(暫定決定 P79)

【基準の最終化に向けての方向性】

初期承認プロセスにおいて承認済みのモデル変更方針(論点 4.②「審査基準」)に従い、承認済みの内部モデルについて、モデル変更を行う場合には以下のとおりとすることを基本的な方向性とする。

- モデルの重大な変更及びモデル変更方針の重大な変更があった場合には、再度金融庁へ内部モデルの適用を申請し、承認を受ける。
- モデルの軽微な変更のみの場合は、定められた方針等に従って対応していることを前提に、事前の申請・承認は不要とし、後述の内部モデルの検証レポート(論点 4.⑧)を通じて、金融庁へ報告する。

【検討経緯及び検討状況】

承認済みのモデルについても、環境変化等に応じて適時・適切にモデルの変更及びその検証が行われることが重要である。

他方、あらゆるモデル変更について当局が再審査を行うことは効率性の観点から適切ではないため、モデルの適切性を確保すること、及び、実務上の対応可能性を踏まえたバランスのとれた方策として上記のとおりとした。

また、モデルに重大な変更があった場合の実際の審査について、新規に内部モデルを適用する場合と同一の審査とすると過度な負担となることも考えられる。変更した部分を中心とした限定的な審査とすることも考えられるが、他方で、変更点だけでなく、モデル変更が計測対象とするリスク全体へどのような影響を及ぼすかや、意図しない影響が生じていないか等の観点でも確認する必要があると考えられる。実務負荷と内部モデルの適切性確保のバランスを踏まえつつ、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

内部モデル承認後におけるモデル変更の取扱いについて、論点 4.②「審査基準」、及び論点 4.⑧「内部モデル承認後におけるモニタリング」の方向性も踏まえつつ、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

論点 4.⑧

内部モデル承認後におけるモニタリング

【基準の最終化に向けての方向性】

新規制の第 1 の柱において活用している内部モデルについて、各社が定めた検証態勢に従い、内部モデルの検証レポートを年 1 回作成し、取締役会等及び当局に提出することを基本的な方向性とする。当局への提出に当たっては、更新が行われた文書についても提出することとする。

内部モデルの検証レポートの記載事項は、例えば以下を含めることを念頭に引き続き検討する。

- 検証プロセスの概要
- 前回までのモデル検証の発見事項及びモデルの弱み・限界に対するフォローアップの実施状況と将来のモデル変更計画
- 前回からのモデル変更に関する情報
- モデルの構成要素又はモデル全体に対する基準 2 から基準 5 の遵守状況に関する検証の概要及びその結論
- 計測対象とするリスクの概要及びリスト

- 審査において重要性が低いとして審査を簡素化したリスクに関する重要性のモニタリング結果及びその結論
- 内部モデルによる所要資本の計算結果に関する適切性の検証の概要及びその結論
- 規制上の標準モデルが定められている場合には、標準モデルによる所要資本の計算結果及び内部モデルによる計算結果との比較
- 検証態勢及び検証者の独立性に関する説明
- 検証者に必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わっていることについての説明（例：経歴や関連する業務に従事した年数等）

【検討経緯及び検討状況】

承認後におけるモデル及びその管理・運用の継続的な適切性確保のため、保険会社が継続的に検証を行い、金融庁がレビューを行うことが重要と考えられる。

ただし、「規制上の標準モデルが定められている場合には、標準モデルによる所要資本の計算結果及び内部モデルによる計算結果との比較」は、保険会社において過度な実務負荷となる可能性もあり、実務負荷と得られる効果のバランスを踏まえて、引き続き検討が必要である。例えば、当該比較は、毎年ではなく、数年に一度実施すること等も考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

内部モデルの検証レポートの記載事項について、引き続き検討する。

論点 4.⑨

現時点で想定する今後のスケジュール(暫定決定 P78)

【基準の最終化に向けての方向性】

優先的に対応することとした自然災害リスクについて、暫定決定のとおり、以下のスケジュールに沿って進めていくこととする。

表 14 自然災害モデルの審査に関する今後の想定スケジュール

時期	想定される主な実施内容
2022 年後半 ～2023 年前半	審査基準案に則した保険会社による自己評価の実施及び当局によるレビュー。当局レビューにおいては、特に以下の点について重点的に確認。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然災害モデルのフレームワークの概観 ✓ 審査上の重要項目の特定 ✓ 審査基準に照らした課題の特定及び今後の対応方針の確認 ✓ 今後のモデル開発・変更計画の確認

2023 年後半 ～2024 年前半	審査基準案に則した保険会社による自己評価の再実施及び当局によるレビュー。当局レビューにおいては、特に以下の点について重点的に確認。 ✓ 審査上の重要項目に関する詳細レビュー ✓ 課題項目に関する対応状況の確認
2024 年後半 ～2025 年 3 月	最終化された審査基準に則した予備審査の実施。
(新規制導入) 2025 年 4 月～	ESR の初回報告のための本審査の実施。

【検討経緯及び検討状況】

優先的に対応することとした自然災害リスクについて、FT22 における自己評価の結果(別紙 4 参照)を確認したところ、大部分の保険会社では、新規制導入に向けて着実に準備が進められているように見受けられる。ただし、一部の保険会社や審査基準においては、現時点で必ずしも対応が十分ではない可能性もあり、引き続き計画的に準備を進めていく必要がある。

【基準の最終化に向けての残課題】

表 14 のスケジュールに従い、引き続き準備を進めていく。

5. ESRに関する検証の枠組み

5.1 内部の検証態勢

暫定決定では、ESRの制度としての信頼性・堅牢性を担保するため、ESRの計算全体の適切性が確保される仕組みとして、内部の検証態勢を以下のとおりとすることを基本的な方向性とした。

- ESR全体の適切性を確保する観点から、ESR全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社が定め、当該責任者はESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備²⁶すること。またESRの検証内容を取締役会等及び当局に報告すること。(ESR全体に関する検証を行う機能を以下「ESR検証機能」という)
- 判断・見積りの要素が大きい領域については、規制上で一定水準のガバナンス態勢の構築を求めること。また当該領域に関する適切性の検証結果及び検証プロセスを取締役会等及び当局に報告すること。
- 判断・見積りの要素が大きい領域のうち、特に保険負債については、保険負債に関する計算前提や計算手法といった保険数理に関する事項の適切性を確保する機能(保険数理機能)を定め、当該保険数理機能は少なくとも、規制上のESRの計算に用いる保険負債が適切に計算されていることを検証すること。また、保険負債の検証内容を取締役会等及び当局に報告すること。

さらに、保険数理機能及び保険計理人の位置付け等について基本的な方向性を示したが、今後より具体性をもった態勢整備を保険会社に促していく観点から、それぞれの検証機能の監督上の位置付けや役割等に関する現時点の方向性について、以下に記載する。

なお、以下に記載の内容については、特段の断りがない限り、単体・グループに共通するものとする。

論点 5.1①

検証機能の監督上の位置付け

【基準の最終化に向けての方向性】

保険会社における検証機能に関する監督上の要求事項等を保険会社向けの総合的な監督指

²⁶ 暫定決定のとおり、検証態勢を整備の上、①保険負債以外の資産・負債、適格資本への調整、標準モデルによるリスク計測において、判断・見積りの要素が小さいと検証機能が判断した場合、計算部門による検証を活用すること、②既存の内部統制の活用により数値の正確性が確保されると検証機能が判断した場合、当該統制を活用すること、③保険数理機能が判断・見積り要素に重点を置いた検証を実施している場合において、数値の正確性の確保に関し、計算部門における検証や既存の内部統制の活用を含め、検証責任者が必要に応じESR全体の適切性を確保するための措置を講じること、④判断・見積りの要素が大きいと検証機能が判断した領域について、計算機能から独立した検証者が検証を行うこと等の対応を想定しており、当該方向性で引き続き検討している。

針(以下、「監督指針」)において定めるとともに、報告徴求の枠組み(保険業法第 128 条及び第 271 条の 27)に基づき、検証機能からの情報(保険負債の検証レポート(論点 5.1②参照)や ESR 検証レポート(論点 5.1③参照))の提出を求めることを現時点の方向性とし、提出期限については引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

新規制の導入は、保険業法における早期是正措置の枠組みを高度化するものであり、保険業法の枠組みそのものに変更を加えることを現時点においては想定していないことや、各社の実態に応じた監督を行っていく観点からは必ずしも施行規則や告示において検証機能の要件に関する細則的な規定を設けることは適切ではないと考えられることから、監督指針において監督の立場から求めるガバナンス上の要求事項等を定めることを通じて、保険会社に必要なガバナンス態勢の整備を求めていく方向性で検討を進める。

一方で、監督指針で定めたガバナンス上の要求事項等、監督上必要な情報が保険会社から確実に提供されることは重要であることから、情報の提出については、保険業法第 128 条又は第 271 条の 27 の報告徴求の枠組みに基づく方向性で検討を進める。

なお、情報の提出期限については、論点 2.2①「ESR の報告期限」や論点 8.4②「開示時期」における検討を踏まえ、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

基準の最終化に向けて以下を実施する。

- 保険会社に必要なガバナンス態勢の整備に関する監督上の要求事項(監督指針等の具体的な内容)の検討
- 情報の提出期限の検討

論点 5.1②

保険数理機能の役割及び提出情報

【基準の最終化に向けての方向性】

保険数理機能の役割として想定されるもののうち、新規制導入に向けて優先的に検討すべき「規制上の資本要件の充足状況の評価」については、暫定決定のとおり、以下を基本的な方向性とする。

- 保険数理機能は、少なくとも、規制上の ESR の計算に用いる保険負債が適切に計算されていることを検証すること。
- 保険数理機能が実施した上記の検証の結果をまとめたレポート(以下、「保険負債の検証レポート」)を年 1 回作成し、取締役会等及び当局に提出すること。

保険負債の検証レポートの記載事項(保険負債の検証における着眼点)は、表 15 で示した記載事項のイメージを念頭に引き続き検討することとする。

また、グループレベルの保険負債の検証レポートの記載事項は、基本的には単体の保険負債の検証レポートと同じ記載事項としつつ、一部固有の項目を追記することや子会社による検証結果を活用することを現時点での方向性とする。

加えて、上記の対応は、グループ全体の観点から重要と判断される金額的閾値や事象等(以下、「グループ全体の重要性の基準」)やグループ全体の重要性の基準に照らした子会社等の重要性等を踏まえたものとする方向性で引き続き検討することとする。

表 15 保険負債の検証レポートの記載事項(イメージ)

#	単体の保険負債の検証レポート	グループレベルの保険負債の検証レポートにおける取扱い
1	結論	○下記の検証の結論を記載。 ○加えて、検証対象の保険負債の金額が、グループ全体の保険負債に対して、十分網羅的であることを確認し、その結果を記載。
2	経営陣との議論	○経営陣と議論した内容を記載。
3	重要情報(重要な要素、エキスパートジャッジメント)	○グループ全体の保険数理に関する方針に沿って各子会社に対応していることを、各子会社の保険負債の検証レポートに基づきレビューし、左記に対応する事項を記載。
4	計算及び検証プロセス	○グループ保険数理機能によってレビューされる各子会社の保険負債の検証レポートは、次のものを想定。
5	データ品質	
6	計算手法及びモデル	・国内保険会社:単体で作成し、取締役会等・当局に提出するレポート
7	前提条件	
8	MOCE	・海外保険会社:国内保険会社のレポートに準ずるもので、左記内容をカバーしたレポート(海外子会社が現地規制に基づく保険数理機能により作成した Actuarial Function Report を含み、当該レポートの適切性は我が国の規則に照らし各社で判断すること)
9	資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債	
10	プロポーシヨナリティ原則に基づく簡便法の適用	○上記は海外保険子会社等に対する保険負債の検証レポートの作成を義務付ける趣旨ではなく、グループ保険数理機能が直接海外保険子会社等の保険負債等を検証することも可能。
11	課題及び改善策等	○各領域・各子会社の 1~10 において認識された課題・想定される改善策・経営陣による対応・当該対応に対する保険数理機能の評価(認識された課題は解消されたか、経営

		陣による対応は適切か等)を記載。
12	変動要因分析	○検証対象の子会社毎に左記をレビューし、その結果を記載。(子会社が保険負債の検証レポートを作成していない場合はグループレベルの検証者が実施した結果を記載)さらにグループ全体での結果をレビューし、その結果を記載。
13	現在推計と実績の比較	
14	感応度分析	
15	検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況	グループレベル検証者に関する情報及び子会社における検証者 ²⁷ に関する概要を記載。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定においては保険数理機能を設けること、その「規制上の資本要件の充足状況の評価」における役割として保険負債を検証し、そのレポートを取締役会等及び当局に提出すること等の基本的な方向性を示したが、これらのみでは、保険会社において具体的な態勢整備を進めるには不十分な面もあることから、保険数理機能の実施すべき業務をより具体化するために、保険負債の検証レポートに含まれるべき情報(保険負債の検証における着眼点)について整理を行った。

また、暫定決定においてグループレベルの保険数理機能としての検証を求めることや単体ベースの保険数理機能と同様に、当該機能が実施した検証結果をまとめたレポートを取締役会等及び当局に提出することを基本的な方向性として示したことを踏まえ、当該レポートに含まれるべき情報(保険負債の検証における着眼点)についても併せて整理を行った。

上記に加え、生命保険リスク・損害保険リスクの USP を採用した場合の、保険数理機能による検証についても引き続き検討する。(論点 3.5.1⑦～論点 3.5.1⑬、論点 3.5.2④等)

【基準の最終化に向けての残課題】

基準の最終化に向けて以下を実施する。

- FT23 を通じた、グループレベルの保険負債の検証レポートの記載事項の検討
- (必要に応じて、)単体の保険負債の検証レポートの記載事項の検討
- 上記の要求事項に関する(監督指針の具体的内容)検討、生命保険リスク・損害保険リスクの USP における保険数理機能による検証の検討

論点 5.1⑬

²⁷ 海外子会社や少額短期保険業者に関しては、直接的に新規制の対象ではないため、単体の保険負債に関する検証責任者の設置を要求事項とすることは想定していないが、連結 ESR の構成要素として、子会社の保険負債についても、適切な独立性・適格性を有する者によって、検証される必要がある点に留意する。

ESR 検証機能の役割及び提出情報

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、ESR 検証機能の役割について、以下を基本的な方向性とする。

- ESR の計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること
- ESR の検証内容を取締役会等及び当局に報告すること

「5.1.2 保険数理機能の役割」における保険負債の検証レポートと同様、ESR 検証機能が実施した検証の結果をまとめたレポート(以下、「ESR 検証レポート」)を年 1 回作成することとし、ESR 検証レポートの記載事項(ESR 全体の検証における着眼点)については、表 16 で示した記載事項のイメージを念頭に引き続き検討することとする。

表 16 ESR 検証レポートの記載事項(イメージ)

#	単体 ESR 検証レポート	グループ ESR 検証レポート
1	スコープやレポートの位置付け ²⁸	同左
2	前年度からの主な変更点	
3	結論	
4	計算及び検証プロセス	
5	経営陣との議論	
6	重要な判断に関する検証(所要資本に限らない。プロポーショナルリティ原則に基づく簡便法の適用を含む。)	○グループ全体の ESR 検証に関する方針に沿って各子会社が対応していることを、各子会社の ESR 検証レポートに基づきレビューし、左記に対応する事項を記載。
7	所要資本の増減分析	○グループ ESR 検証機能によってレビューされる各子会社の ESR 検証レポートは、次のものを想定。 ・国内保険会社: 単体で作成し、取締役会等・当局に提出するレポート ・海外保険会社: 国内保険会社のレポートに準ずるもので、左記内容をカバーしたレポート(海外子会社が現地規制に基づく、リスク管理機能等により作成された Validation Report を含み、当該レポートの適切性は我が国の規制に照らし各社で判断すること)
8	所要資本、統合等の検証(内部モデル採用の場合に限る。)(※)	
9	適格資本の増減分析	
10	マネジメント・アクションの検証(マネジメント・アクションの効果を反映する場合に限る)(※)	
11	会計上の BS から評価替えを行った項目の検証(※)	

²⁸ 内部モデルや USP の利用の有無、対象とする子会社等の範囲等、レポートの前提となる事項を記載することを想定。

12	ユーステスト(内部モデル採用の場合に限る。)(※)	○上記は海外保険子会社等に対する ESR 検証レポートの作成を義務付ける趣旨ではなく、グループ ESR 検証機能が直接海外保険子会社等に係る数値等を検証することも可能。
13	保険数理機能による検証の結果の確認	グループ保険数理機能による検証の結果の確認
14	IT システムを含む内部統制の整備運用状況の評価(※)	同左
15	外部監査人による検証結果	
16	他の機能や外部監査人からの指摘や認識された課題・不備への評価及び対応	
17	検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況	

(※)保険数理機能や内部監査機能等の他の機能による検証結果に依拠する場合は、当該機能によって実施された業務の確認結果を記載

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定においては、ESR 全体の適切性を確保する観点、及び判断・見積りの要素が大きい領域の適切性を確保する観点から、これらを確保するための仕組みを設けることを基本的な方向性として示したが、保険会社における具体的な態勢整備を促すためには、その内容をより具体化する必要があると考えられることから、(グループレベルを含む)ESR 検証レポートに含まれるべき情報(ESR 全体の検証における着眼点)について整理を行った。

【基準の最終化に向けての残課題】

基準の最終化に向けて以下を実施する。

- FT23 を通じた、(グループレベルを含む)ESR 検証レポートの記載事項の検討
- 上記の要求事項に関する(監督指針の内容)検討

論点 5.1④

検証機能に求められる資格要件、独立性及び適格性要件

【基準の最終化に向けての方向性】

表 17 を現時点における基本的な方向性とし、引き続き検討する。

表 17 検証機能に求められる資格要件、独立性及び適格性要件(イメージ)

	保険数理機能の責任者	ESR 検証機能の責任者
資格要件	日本アクチュアリー会正会員若しくは日本アクチュアリー会に相当する海外の保険数理の専門職団体の正会員に相当する者に限定する。 (※)	特段の資格要件を設けない。
独立性・適格性要件	監督指針に最低限の要件を示しつつ、1)検証機能の責任者の適格性要件等の設定、2)要件やその遵守状況等の文書化、3)当局報告を求める。	

(※)外部委託する場合等の例外的な取扱いについては引き続き検討する。

ただし、保険数理機能の責任者の適格性要件については、監督指針における要件に加え、日本アクチュアリー会との協力も視野に入れつつ、各社の適格性要件の設定に資するような適格性に関するフレームワークを引き続き検討することとする。

【検討経緯及び検討状況】

ESR の計算において特に重要な領域である保険負債の検証については、その検証の重要性を踏まえ、原則として、日本アクチュアリー会正会員若しくは日本アクチュアリー会に相当する海外の保険数理の専門職団体の正会員に相当する者に限定することを現時点での方向性とした。

なお、十分な保険数理人材が社内において確保できない、若しくは社内において確保することが経済合理的ではない場合において、保険計理人と同様、外部のアクチュアリーファーム等に保険数理機能の業務の一部を委託することも想定されるが、このような場合における社内の責任者の設置の要否や当該責任者の資格要件の要否については、他の制度も踏まえつつ、引き続き検討することとする。

一方、ESR 検証機能の責任者について、ESR 検証機能の責任者に求められる知見として、リスク管理等の知見が挙げられるが、リスク管理を領域とする専門資格として適切なものを、保険数理と同様に要件として定義することが困難であることや、保険負債以外の領域における判断や見積りの要素が限定的な保険会社も一定数存在することが想定されることを踏まえ、ESR 検証機能の責任者については、特段の資格要件を設けないことを現時点での方向性とした。

また、暫定決定において、保険数理機能の独立性・適格性要件については、効果的なガバナンスと保険会社の実態を踏まえたガバナンス構築の調和の観点から以下の基本的な方向性を示しており、現時点での方向性で示した内容はこれを踏襲したものとなっている。

(暫定決定において示した基本的な方向性)

- 保険会社が、法令や自社が定めた方針に則して、独立性・適格性を継続的に評価する仕組みを取り入れること
- 保険会社が上記の取組み状況等を当局に報告すること

他方、暫定決定においては、ESR 検証機能の独立性・適格性要件に関する評価・当局報告については特段触れておらず、引き続きの検討事項となっていたところ、ESR 検証機能が ESR に関連するガバナンスにおいて一定の役割が求められることを踏まえて、保険数理機能と同様の評価・当局報告を求めることを現時点での方向性とした。

暫定決定で示したとおり、独立性・適格性要件について、保険会社の取組み状況等の報告を踏まえ、当局が保険数理機能・ESR 検証機能の独立性・適格性確保のための方策、保険会社が妥当と判断した根拠等を確認し、水平レビューや保険会社との継続的な対話を行うこととする。

さらに、保険数理機能の責任者の適格性要件については、保険数理の専門家としての立場からもその検討が行われることが望ましいと考えられることや、保険数理の専門職団体が保険数理機能の責任者に求められるフレームワークを提示している海外事例があること等を踏まえ、日本アクチュアリー会との協力も視野に入れつつ、適格性に関するフレームワークを引き続き検討することとした。

【基準の最終化に向けての残課題】

基準の最終化に向けて以下を実施する。

- 適格性に関するフレームワークに関する日本アクチュアリー会との意見交換・調整
- 独立性・適格性要件についての検討

FT24において、上記の検討を踏まえ、独立性・適格性要件の充足状況に関する当局報告の試行的実施及びその結果を踏まえた調整を行う予定。

論点 5.1⑤

新規制導入後における保険計理人の確認事項の整理

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定のとおり、保険数理機能の責任者の要件として保険計理人であることを制度上必須としないこと、及び、保険計理人による「保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか」に関する確認業務を廃止することを基本的な方向性とした。

保険計理人の実務基準に規定されている以下の業務や新規制における保険計理人の ESR へ

の関わり方について日本アクチュアリー会と連携しつつ検討する。

(生命保険会社)

- 3号の2収支分析(保険料積立金等余剰部分の検証)- 存続の要否検討
- 1号収支分析(1-2、2-2)(長期収支分析)- 存続の要否検討
- 公正・衡平な配当の確認- 見直しの要否検討
- 事業継続基準の確認- 見直しの要否検討

(損害保険会社)

- 1号収支分析(2-2)(長期収支分析)- 存続の要否検討
- 事業継続に関する確認- 見直しの要否検討

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定において、「保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか」に関する保険計理人による確認業務(以下、「SMR 確認業務」)は廃止する旨を決定したが、これ以外の領域にも新規制が影響を及ぼすと考えられることから、引き続き整理を行った。

具体的には、生命保険会社の保険計理人の実務基準において、3号の2収支分析が規定されているが、SMR 確認業務が廃止されること、保険料積立金等余剰部分がソルベンシー計算において利用されなくなること等を踏まえると、生命保険会社における3号の2収支分析の意義は、新規制導入後低下するものと考えられる。

また、新規制においては全期間のキャッシュフローを考慮した経済価値ベースの保険負債評価が導入されることから、生命保険会社における1号収支分析(1-2、2-2)を実施すること及び実施結果を保険計理人の意見書の附属報告書に記載することの意義も低下するものと考えられる。

他方、損害保険会社においては、経過的に1号収支分析(2-2)の手法に基づき1号収支分析(2-1)を実施している実務があることも踏まえつつ、1号収支分析(2-2)の有用性については、引き続き検討する必要があると考えられる。

加えて、生命保険会社における公正・衡平な配当の確認²⁹、事業継続基準の確認、損害保険会社における事業継続に関する確認といった業務についても、SMRに含まれるリスクに関する情報を参照していることから、新規制移行後の取扱いを検討する必要があると考えられる。

²⁹ 生命保険会社の保険計理人の実務基準において、契約者配当が公正・衡平であることの要件の1つに、「責任準備金が適正に積み立てられ、かつ、会社の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、配当所要額が決定されていること」がある。実務基準において、「健全性維持のための必要額」は明確な定義がないが、SMRのリスク相当額として、実務を行っている会社が一定数存在する。

なお、暫定決定では SMR 確認業務を廃止することや保険数理機能や ESR 検証機能といった検証機能が ESR を検証することを暫定的に決定したが、保険会社の事業継続を評価するに当たって、ESR に関する情報は非常に重要である。一方で、保険計理人意見書(事業継続分析)と ESR の関係から、以下のような課題も考えられることから、このような課題も踏まえ、ESR の情報に対する保険計理人の関わり方についても、引き続き検討することとする。

- 保険計理人の意見書の報告については、実務上、現行会計を踏まえ5月頃になっており、ESR の提出時期である7月とはギャップがあること
- 実務基準における計測前提と ESR 計測前提の違いから、両者で異なる結果となりうること

具体的なスケジュールについては、今後日本アクチュアリー会と連携の上、検討することとなるが、2025 年度決算より改正後実務基準に基づく確認業務が行われることを想定すると、例えば、直近の実務基準改定の実績を踏まえ、以下のようなスケジュールを進めていくことが考えられる。

2023 年度前半	: 実務基準の改正要否に関する日本アクチュアリー会との意見交換
2023 年度	: 実務基準改正に関する日本アクチュアリー会における議論
~2024 年度前半	(実務基準の改正が必要と判断される場合)実務基準改正案作成
2024 年度後半	: 実務基準改正案に基づく試行的実施
2025 年度	: 試行的実施を踏まえた実務基準改正案の調整
2026 年3月頃	: 実務基準の認定
2026 年度	: 2025 年度決算より適用開始

【基準の最終化に向けての残課題】

基準の最終化に向けて以下を実施する。

- 実務基準の改正に関する日本アクチュアリー会との意見交換・調整

5.2 外部専門家による検証

暫定決定では、内部統制の限界、我が国のソルベンシー規制に求められる情報の信頼性の水準及び制度全体の効率性等を踏まえ、外部専門家による検証の制度化を基本的な方向性として示した。

また、暫定決定では、検証基準の必要性、効率性の実現に当たって検討すべき観点、フィージビリティの確保や保険会社側の人的リソース・コスト負担等といった今後の課題について示しつつ、これらの課題や基本的な方向性を踏まえ、検証の対象を経済価値ベースのバランスシートとすること、検証に当たっての保証水準を合理的保証とすることが制度の意義等に照らし望ましいこと、国際財務報告基準（以下、「IFRS」）適用時の効率的な検証の実現を今後検討すること等を検討状況として示したところである。

当事務年度においても、外部専門家による検証の検討を進めるべく、関係者と必要な対話や調査等を引き続き進めており、その内容を踏まえて、以下に現時点における検討状況を示すこととする。

論点 5.2①

外部専門家による検証（以下、「外部検証」）の枠組み

【基準の最終化に向けての方向性】

暫定決定における検討状況で示したとおり、SMR においてもソルベンシー評価の基礎となるバランスシートは監査の対象であること等を踏まえ、経済価値ベースのバランスシートを対象とした合理的保証業務を前提に制度の枠組みの検討を進める。具体的な今後の進め方は以下のとおり。

- 外部検証の枠組みや実行可能性等の検討をより具体化させていくために、その他の前提も具体化した上で今後の検討を進めることとする（詳細は表 18 を参照）。
- 検証基準の策定や当該検証基準の位置付け（基準違反の場合の取扱い等）の検討を進めるべく、日本公認会計士協会（以下、「JICPA」）とも必要なコミュニケーションを図るとともに、保険会社における態勢整備を促す観点で、新規制導入前の試行的な外部検証若しくは関連する予備調査（以下、「ドライラン」）が実施されることが、各社の状況によっては望ましいと考えられることから、保険会社とも必要なコミュニケーションを図っていくこととする。
- さらに、必要がある場合には、ドライランを通じて認識された課題等を踏まえて、「表 18 外部専門家による検証の枠組みに関する検討諸前提」の諸前提の調整・検討を行う。（ESR の報告期限を延長する等といったスケジュール上の柔軟性の可否等についての検討を含む。）

表 18 外部専門家による検証の枠組みに関する検討諸前提

- ① ESR の外部検証を内閣府令等に規定する。
- ② 外部検証の導入は 2025 年度末とする。
- ③ 外部検証を必須とする保険会社は、株式会社及び相互会社とする。(支店形態の保険会社は対象外)
- ④ ①の規定に対応する保証業務に係る実務指針³⁰が JICPA によって整備されている。
- ⑤ 法令上、保証業務実施者を会計監査人に限定しないが、会計監査人が保証業務実施者となるのが最も経済合理的となるような制度を想定(会計監査で入手した監査証拠は保証業務において利用可能。)
- ⑥ 独立性や倫理規則については、会社法監査に準じた取扱いとする。
- ⑦ 保証水準は合理的保証とする。
- ⑧ 保証の対象は、業務報告書の「保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」に含まれる「経済価値バランスシート」(新設)とする。
- ⑨ 経済価値バランスシートは、純資産だけでなく資産や負債の構成要素の名称を付した項目を含む。(財務諸表における貸借対照表のイメージ)
- ⑩ 3 柱における開示情報及び情報利用者の観点を踏まえ、経済価値バランスシートに関する注記情報を検証対象とするか今後検討することとする。
- ⑪ 連結及び単体、いずれも検証対象とする。
- ⑫ 現状、仕様書で取扱いが明確でない点がある場合は、最終的な制度化に当たっては IFRS と同程度の明確化が行われるという前提を置く。
- ⑬ 保険負債の計算に用いるイールドカーブは金融庁から保険会社に 4 月第 1 週を目安に提供するものとする。
- ⑭ 保険会社が当庁に ESR の報告を行う期限は 7 月末とする。当該報告に ESR の保証業務に関する報告書を添付することとする。なお、報告期限について、連結と単体に差異はない。

※これらの諸前提は今後の検討を踏まえ適宜修正される可能性がある点に留意。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定における検討状況では、検証対象及び検証の深度(保証の有無)について、次のとおりとしていた。

- 検証対象については、見積り・判断の要素が大きい領域である経済価値ベースのバランスシートに外部検証を導入することが合目的的と考えられる。また、このような制度とした場合、諸外国の規制の水準とも整合的であり、現行ソルベンシー規制で確保されている情報の信頼性も維持されることが期待される。(暫定決定 4.2.3.2 検証対象)

³⁰ JICPA では、財務諸表以外の特定の情報の検証業務の指針として、実務指針等が整備されており、他の業務と同様、ESR の外部検証の検証基準についても、実務指針として整備されることを検討の前提としている。

- 検証の深度(保証の有無)について、保険会社の判断や見積りに対する第三者の検証機能が具備されている保証業務が AUP(合意された手続)等より合目的と考えられる。(暫定決定 4.2.3.4 検証の深度(保証の有無))

暫定決定以降、金融庁においては、上記を踏まえ、経済価値ベースのバランスシートを対象とした合理的保証業務を前提に、実施主体(外部専門家)及び保険会社における実行可能性について検討を行った。

まず、実施主体(外部専門家)における外部検証の実行可能性については、公正価値評価を多く含む IFRS 財務諸表監査の実績や将来的な IFRS 第 17 号の監査、EU における類似のソルベンシー規制であるソルベンシーII の監査の実績等を踏まえ、特段問題は認識されていない状況であるが、外部専門家(公認会計士)からは、導入当初における余裕をもった報告期限の設定や保険会社において相応の態勢整備(人員・IT インフラ等、海外子会社を含む。)が行われていることが検証の前提となる旨等の意見があった。

また、前事務年度に、外部検証に関して、検証基準(検証の実施主体の適格性や独立性要件を含む)の必要性に関する意見があったことを踏まえ、経済価値ベースのバランスシートを対象とした合理的保証業務を前提として、検証基準の策定について、JICPA と意見交換を実施している状況である。

次に、保険会社における実行可能性に関し、外部検証に耐えうる信頼性・精度の情報の作成に当たっては相応の社内態勢整備が必要、新規制の考え方が浸透していない海外子会社等に対する配慮が必要、監査対応の際に必要な具体的な提出資料が不明、現行規制における開示・提出の期限である 7 月末に ESR の数値作成(検証の完了を含む)が間に合わない可能性といった点を指摘する意見があった。また、一部の生命保険会社では 5 月下旬において SMR の数値を用いて対外的な決算説明を実施しているが、新規制導入後は同様のスケジュールを遵守できない可能性がある旨の意見もあった。

以下では、実行可能性に関する意見に関する対応の方向性を記載する。

(態勢整備や監査対応の観点)

保険会社における態勢整備や監査対応に関する諸課題を解決するためには、まず、検討の前提となる外部検証の制度の枠組みを示す必要がある。したがって、本検討状況では、「表 18 外部専門家による検証の枠組みに関する検討諸前提」を示すこととし、当諸前提には、検証の範囲や深度だけでなく、保険会社の態勢整備の検討に当たり重要な要素となりうる、法令上の位置付け、検証対象となる保険会社の法的形態や具体的な書類の名称、適用される倫理規定等も含

めている。

また、監査対応の詳細な検討については、保険会社と検証の実施主体とのコミュニケーションが不可欠と考えられるが、「表 18 外部専門家による検証の枠組みに関する検討諸前提」で示した事項は、保険会社と検証の実施主体である外部専門家とのコミュニケーションにも資するものと考えられる。

今後さらに議論を深めていくためには、実務に即した実行可能性の評価が重要であり、その観点で、ドライランを実施することは円滑な制度導入に資すると考えられるが、他方で、一部の保険会社では、経済価値ベースの指標に対する監査への対応が一定程度進捗している可能性もあることから、ドライランの実施は各社の準備状況に応じて、検討されるべきものと考えられる。

(スケジュールの観点)

5月における対外的なSMRの説明は法令で求められるものではないものの、利害関係者からのニーズ等を踏まえ、各社が実施しているものと理解している。

このような対外説明は新規制導入後も開示の速報性・適時性の観点から有益と考えられるが、一方で、必要な信頼性・精度を具備する情報が開示・説明されることが前提であり、現状のスケジュールを遵守するために検証の深度や求められるガバナンスの水準を緩和するということは、新規制の趣旨に沿うものではないと考えられる。

また、投資家等への情報開示においては、決算短信と有価証券報告書の使い分けが行われているように、適時開示と監査済情報の開示は必ずしも矛盾するものではなく、両立が可能なものとも考えられる。

以上を踏まえると、5月にSMRが開示されている状況を踏まえながら検討を進めることは一定有益である可能性があるが、当該スケジュールを絶対的な制約条件として検討を進めることは必ずしも適切でないと考えられる。

一方で、7月末の開示・提出期限に間に合わない可能性についての意見に関しては、7月末の開示・提出期限が法定であること、当該提出期限が連結・単体双方の財務情報に適用されることを踏まえると、今後の検討において考慮する必要性が高いと考えられる。

特に、必ずしも新規制の考え方が浸透していない海外の連結子会社の財務情報も外部検証の対象となる可能性があることを踏まえると、スムーズな規制導入の観点から、何らかのスケジュール上の柔軟性等が必要となる可能性があるため、この点については、引き続き検討することとす

る。

【基準の最終化に向けての残課題】

基準の最終化に向けて以下を実施する。

- 外部検証のための実務指針の策定に向けた JICPA とのコミュニケーション
- ドライランを踏まえた実行可能性の確認及び検討諸前提の調整・検討(スケジュール上の柔軟性の検討を含む)
- (必要に応じて)保険会社の適時開示を支援するための施策要否検討

論点 5.2②

IFRS を適用した場合の検証の取扱い

【基準の最終化に向けての方向性】

IFRS 適用保険会社における検証の省力化の可能性について引き続き検討する。検討に当たっては、IFRS 財務諸表数値と ESR の経済価値ベースのバランスシートの差異に着目した分析(「3.2 バランスシート」の論点 3.2①)を踏まえ、効率的な外部検証の実現方法を検討する。

【検討経緯及び検討状況】

IFRS 適用保険会社における検証の省力化の可能性について検討する旨を暫定決定で示したが、その検討に当たっては IFRS 財務諸表と経済価値ベースのバランスシートの差異の程度及び性質を評価する必要があると考えられる。

仮に、IFRS 財務諸表から経済価値ベースのバランスシートを計算するために、調整が必要である場合には、当該調整の重要性(差異の金額的な重要性が低い等)や性質(判断を伴わない定型的な調整か、判断を伴う調整か等)を踏まえて、外部検証のあり方を検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

基準の最終化に向けて以下を実施する。

- IFRS 財務諸表と経済価値ベースのバランスシートの差異分析(「3.2 バランスシート」の論点 3.2①)
- IFRS 財務諸表から ESR を計算するための仕様や上記分析を踏まえた効率的な外部検証の実現方法の検討

6. ESR に基づく監督措置

健全性政策が有効に機能するためには、保険会社の健全性指標に基づいて、当局が適時・適切な監督措置を行うことができる枠組みとすることが重要である。ICP においては、資本水準に基づき監督介入を開始する点である PCR 及び業務停止等の最も強い監督行動を発動し得る点である MCR の 2 つが定義されており、我が国の現行制度においては早期是正措置の枠組みが PCR・MCR に相当するものである。

新規制の検討に当たっては、暫定決定で示した論点に基づき、上記の対応関係を踏まえた上で、それぞれの論点に対する方向性について検討を進めた。一部論点は、基準の最終化に向けて引き続き検討を進める。

6.1 ESR に基づく監督措置の枠組み

監督措置については、平成 11 年より早期是正措置が導入され、導入当初から、保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況に応じて、非対象区分・第一区分・第二区分・第三区分の 4 つの区分を設定して、それぞれの区分に応じた改善措置を取る枠組みを採用してきた。

他方で、監督措置の枠組みは現行制度の形のみならず、様々な形が考えられるが、暫定決定のとおり、現行の早期是正措置の枠組みを前提に ESR を指標として用いた場合を想定して検討を進めており、新規制導入後についても健全性政策として有効な枠組みになるよう、区分の設定や監督措置の内容を検討することが重要である。

論点 6.1①

区分の設定

【基準の最終化に向けての方向性】

区分の設定については、現行制度の枠組み(非対象区分から第三区分までの 4 つの区分)を踏襲することを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

現行の早期是正措置に係る命令においては、非対象区分から第三区分までの 4 つの区分が設けられている。これは、第一区分の監督介入開始点が PCR、第三区分の監督介入開始点が MCR に相当する水準(以降、PCR の水準は第一区分の監督介入開始点、MCR の水準は第三区分の監督介入開始点とする)となっており、第二区分の監督介入開始点がこれらの中間の水準、非対象区分が第一区分の監督介入開始点を上回る水準となっている。諸外国の状況を見ると、

PCR・MCRは共通して設けられている傾向にある一方、これらの中間となる水準の設定については対応が分かれている状況である。

第二区分を設けることによって、保険会社の健全性に係る状況に応じた適切な措置を取ることが可能となり、また、監督の透明性・予見可能性が向上するといったメリットがある。

他方、各区分の監督介入開始点の間隔が狭い場合、ESRは経済環境に対して感応的であることを踏まえ、保険会社の保険金等の支払能力に応じた適切な措置として、「論点 6.1② ESRに基づく監督措置の内容」で述べているESRの水準の低下に応じた段階的な措置を取ることができなくなるおそれがある。そのため、第二区分の監督介入開始点については、第三区分の監督介入開始点から幅を持たせた水準に設定することが望ましいと考えられる。

このような点を踏まえ、現行制度において採用されている枠組みが新規制においても引き続き有効との考えのもと、「論点 6.2① PCRの水準」と「論点 6.3② MCRの水準」における監督介入開始点となる水準に留意しながら、現行の枠組みを踏襲することを基本的な方向性とする。

【基準の最終化に向けての残課題】

区分の設定について、引き続き検討する。

論点 6.1②

ESRに基づく監督措置の内容

【基準の最終化に向けての方向性】

区分に応じた措置内容については、現行制度と同様に、ESRの水準の低下に応じて措置内容を段階的に強めるものとするを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

現行制度は、SMRの水準が低下するに従って、措置内容を段階的に強めるものとなっており、最も厳しい措置は期限を付した業務停止となっている。

- ✓ 第一区分は、保険会社の経営の自主性を尊重しつつ、各保険会社に自らの実情を踏まえ、SMRを一定期間内に回復させるための計画を提出及び実行させることを求めるものとなっている。
- ✓ 第二区分は、保険会社の実情や経営改善計画の実施内容等を踏まえ、当庁が適切と考える措置を実行させるものとなっている。
- ✓ 第三区分は、当庁が期限を付した業務停止を命令することができるものとなっている。

有識者会議報告書においては、ESR の水準が低下するに従って、より対応のレベルを上げていく仕組みとすることが合理的とされており、諸外国でも指標の悪化に応じて措置内容を段階的に強めるものとなっている。

これらを踏まえると、現行制度と同様に、ESR の水準の低下に応じて措置内容を段階的に強める枠組みが引き続き新規制においても合理的と考えられる。

なお、保険会社からは、第三区分で業務停止命令が含まれることについて、業務停止が ESR の更なる低下につながる可能性があるとの意見があった。

区分内容に応じた措置内容については、現行の枠組みを踏襲することを基本的な方向性とし、破綻処理との関係性等も踏まえつつ、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

ESR に基づく監督措置の内容について、引き続き検討する。

6.2 PCR

暫定決定のとおり、当局が保険会社の健全性指標に基づく監督措置を行う場合には、PCR に相当する水準に基づいて監督介入の必要性を判断することになるため、PCR の水準や、下回った場合に許容する回復期間が論点となる。

また、PCR と後述の MCR との間の第二区分の監督介入開始点や、下回った場合に許容する回復期間も論点になる。

論点 6.2①

PCR の水準

【基準の最終化に向けての方向性】

PCR の水準を ESR=100%として第一区分の監督介入開始点とすることを基本的な方向性とする。なお、第二区分の監督介入開始点については、MCR の水準を踏まえて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

現行制度においては、所要資本(リスク)と資本が SMR=200%の時に丁度見合っていることから、200%を下回ることは、リスク総額に見合うだけの資本を有しなくなった状態を意味することとし

て、SMR=200%を PCR の水準としている。

有識者会議報告書においては、ESR=100%を PCR の水準とし、ESR の水準が低下するに従ってより対応のレベルを上げていく仕組みとすることが合理的であるとされた。

検討状況 2021 においては、PCR の位置づけは、(保険会社の存続を前提としつつ)保険会社による計画の提出・実行という柔軟性のある措置を通じて健全性の回復を図るべき水準であると考えられるとしている。

当局による保険会社の健全性指標に基づく監督措置の実施に当たっては、規制に基づいて算出されるリスク量を資本量が下回る場合に措置が開始されることが適当であり、現行制度の枠組みと整合的であるほか、有識者の見解とも整合的なものとなる。

これを踏まえると、ESR=100%を PCR の水準として第一区分の監督介入開始点とすることが合理的であると考えられる。

また、第二区分の監督介入開始点については、「論点 6.1① 区分の設定」のとおり、第三区分の監督介入開始点から幅を持たせた水準に設定することが望ましいと考えられるため、「論点 6.3 ② MCR の水準」を踏まえつつ検討する。

なお、PCR の抵触前からの連続的な監督対応については、第 2 の柱で総合的に検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

第二区分の監督介入開始点について、MCR の水準を踏まえて検討する。

論点 6.2②

PCR に抵触した場合の回復期間

【基準の最終化に向けての方向性】

PCR に抵触した場合の回復期間については、第一区分の監督介入開始点に抵触した場合に開始点までの回復を現行制度と同様の期間(原則 1 年以内)とすることを基本的な方向性とし、引き続き検討する。第二区分の監督介入開始点に抵触した場合は、第一区分の抵触時に比べてより緊急性が求められることから早期の回復を念頭に置いた監督上の対応を検討することとする。また、有識者会議報告書において、PCR の運用に当たっては、市場環境やリスクの現実的な発現時点を考慮しつつ、必要な回復期間についてある程度の柔軟性を持って判断するとの考えが示されていることも踏まえ、回復期間の延長を考慮することについても検討する。

【検討経緯及び検討状況】

現行制度においては、SMR が PCR に抵触した場合には、当局において以下の措置を取ることで保険会社の SMR の回復を求めるものとなっている。

- ✓ 第一区分の監督介入開始点に抵触：原則 1 年以内に第一区分の監督介入開始点（SMR200%）以上の水準を達成するための改善計画の提出の徴求及びその実行の命令
- ✓ 第二区分の監督介入開始点に抵触：原則 1 年以内に第二区分の監督介入開始点（SMR100%）以上の水準を達成するための保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令

ESR は SMR に比べて経済環境に対して感応的な指標であるため、一定水準への回復を求めるに当たって、目標達成までの許容期間が長いほど、当該期間における経済環境の影響を受けやすい点を考慮する必要がある。すなわち、回復期間を長くすればするほど、さらなる経済環境の悪化により、より一層の経営悪化を招く可能性があることも否定できず、また、保険会社の資本の水準が低下すればするほど、このような事象への監督上の対応には緊急性が求められると考えられる。

この点を考慮すると、特に指標が悪化している第二区分の監督介入開始点の抵触時では、第一区分の抵触時よりも早期に回復することを念頭に置いた監督上の対応が必要となるため、第一区分の抵触時に比べて短い期間での回復を保険会社に求めることが必要と考えられる。

ただし、有識者会議報告書において、市場環境やリスクの現実的な発現時点を考慮しつつ、必要な回復期間についてある程度の柔軟性を持って判断するといった観点を織り込んだ運用とすることが考えられると記載されているとおり、過度に機械的な運用とならないよう配慮することも必要である。

また、保険会社からは、実行・効果発現に多くの時間を要する選択肢しか残されていない可能性があることや、市場環境の変化により ESR が一時的に大きく低下した場合、短い期間での ESR の改善を求めることは却って自主的な回復の支障になる可能性があることや、短期の回復を目的とした資産の売却により市場環境の悪化を招き ESR がさらに低下する可能性があること等から、回復期間について慎重に検討すべきといった意見があった。

新規制導入後においては、市場環境の状況等によって回復期間について例外的な対応も取り得る仕組みとすることが考えられ、先行事例である諸外国の枠組みも参考に検討することが考えられる。回復期間については、これらも考慮しつつ、FT22 における金融市場へのストレスによる

影響度分析等も参考に引き続き検討を進めていく必要がある。

【基準の最終化に向けての残課題】

第一区分及び第二区分の監督介入開始点に抵触した場合の回復期間について引き続き検討する。

6.3 MCR

暫定決定のとおり、MCR は業務停止等の最も強い監督を発動する可能性がある水準であり、MCR の水準や計算手法(PCR と MCR を同一の計算手法に基づいて決定するか否か)、下回った場合に許容する回復期間が論点となる。

論点 6.3①

MCR の計算手法

【基準の最終化に向けての方向性】

新規制における早期是正措置はあくまでも保険会社の事業の継続を前提とした基準であることに鑑みると、PCR と MCR の連続性・一貫性は重要であり、PCR と MCR の計算手法を同一とすることを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

有識者会議報告書において、保険会社の内部管理との整合性や、PCR と MCR のそれぞれにおける監督措置の連続性・一貫性を確保することも重要であるとされた。

こうした観点からは、仮に MCR の計算手法について PCR と異なる基準を設けるとしても、PCR との共通性を重視し、PCR と MCR の差異の範囲を最小限度のものとすることが考えられ、複数の計算手法を設けると制度の分かりにくさにつながるものが想定される。

また、EU ソルベンシーII では、PCR と MCR では異なる計算手法を設けているが、これは、最も強い監督措置のトリガーとなる MCR には客観性と強靭性が求められることに加え、業務停止命令等の実行に際して法域によっては裁判所の認可が必要となるケースがあり、一定の法的な確実性が重要視されていることが理由の 1 つと考えられる。

他方、「論点 6.1② ESR に基づく監督措置の内容」とおり ESR の水準の低下に応じて監督措置の内容を強める枠組みを前提とすれば、PCR と MCR の連続性・一貫性は重要であり、我が国においては裁判のためのより客観性と強靭性を意識した異なる計算手法を設ける必要がある

EU の一部の法域とは状況が異なると考えられる。

これらを踏まえると、PCR と MCR の連続性・一貫性は重要であり、複数の計算手法を設けることが制度の分かりにくさにつながることから、PCR と MCR を同一の計算手法とすることを基本的な方向性としつつ、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

MCR の計算手法について、引き続き検討する。

論点 6.3②

MCR の水準

【基準の最終化に向けての方向性】

MCR の水準は、ESR=0%を一定程度上回る単一の水準を設定する方向性で検討する。

【検討経緯及び検討状況】

現行制度においては、SMR=0%が MCR に相当するが、ICP において MCR の水準設定に関する標準的な考え方は存在していないものの、諸外国のソルベンシー規制ではソルベンシー比率が 0%超の水準で設定されている。

これは、ソルベンシー比率が 0%未満であることは、ソルベンシー評価上のバランスシートが債務超過になっていることを示しており、諸外国においては債務超過となる前に何等かの是正措置を取ることが一般的となっていることが理由の 1 つであると推測される。

このような状況に加え、保険金等の支払能力の状況により保険会社に経営改善への取組みを求めるという早期是正措置の考え方を踏まえれば、新規制における MCR の水準についても 0%超のいずれかの水準で設定することが適切と考えられる。

保険会社からは、過度に高い水準にすると自主的な回復や契約者保護が阻害されるおそれがあるため慎重に検討してほしいといった意見があったところ、具体的な MCR の水準の検討に当たっては、諸外国の状況等も踏まえて、引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

具体的な MCR の水準について引き続き検討する。

論点 6.3③

MCR に抵触した場合の回復期間

【基準の最終化に向けての方向性】

MCR に抵触した場合の回復期間については、第二区分に比べてより緊急性が求められることから早期の回復を念頭に置いた監督上の対応を検討する。

【検討経緯及び検討状況】

現行制度においては、MCR の水準に抵触した場合の回復期間を特段定めてはいないが、新規制において ESR が MCR の水準に抵触することは、保険会社の健全性が相当程度悪化している状態であることが想定される。

このような状態においては、一刻も早い ESR の回復が求められる状況であり、ESR の回復に際しての緊急性が極めて高いと考えられ、第二区分の監督介入開始点の抵触時に比べて短い期間での回復を保険会社に求めることが考えられる。そのため、第二区分の抵触時に比べてより緊急性が求められることから早期の回復を念頭に置いた監督上の対応を検討する。

他方で、保険会社からは、実行・効果発現に多くの時間を要する選択肢しか残されていない可能性があることや、市場環境の変化により ESR が一時的に大きく低下した場合、短い期間での ESR の改善を求めることは却って自主的な回復の支障になる可能性があること等から、回復期間について慎重に検討すべきといった意見があった。市場環境の状況等によって回復期間について例外的な対応も取り得る仕組みとすることが考えられるが、回復期間については、FT22 における金融市場へのストレスによる影響度分析等も参考にしながら引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

MCR に抵触した場合の回復期間について引き続き検討する。

6.4 実質資産負債差額の取扱い

現行制度においては、最も強い監督行動である「期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令」を行うに当たって、SMR だけでなく、実質資産負債差額の状況も考慮する体系となっている。

暫定決定において、実質資産負債差額の取扱いについても論点とされている。

論点 6.4①

実質資産負債差額の取扱い

【基準の最終化に向けての方向性】

保険会社の内部管理との整合性や、ESR に基づく監督措置の考え方との連続性・一貫性を確保する観点から、早期是正措置の区分命令の枠組みから実質資産負債差額の取扱いを廃止する方向性で検討する。

一方、第 1 の柱で捕捉できない会計上の債務超過リスクや流動性リスクについて、第 2 の柱を通じて捕捉を行い、引き続き監督上の目線を位置付けた上でモニタリングをすることで、健全性規制全体の有効性や一貫性を確保する方向性で検討する。

【検討経緯及び検討状況】

現行の早期是正措置の枠組みでは、実質資産負債差額が負の値である場合は、SMR の値が第二区分の監督介入開始点以上に相当するケースであっても、第三区分の命令を発動することができる等、SMR のみならず実質資産負債差額の数値も考慮して、区分に掲げる命令を発動することができることとされていることから、実質資産負債差額は監督上、会計上の債務超過の早期警戒指標として機能するものであるとともに、流動性に関する指標としても一定機能していると言える。

この点について、有識者会議報告書においては、ESR と整合的とはいえ実質資産負債差額規制は、早期是正措置の発動基準としては撤廃することが適当との意見があったとされている。保険会社からも、実質資産負債差額が早期是正措置の発動基準として残ることは、各社の ALM 管理の阻害となるおそれがあるといった意見があった。

このような意見を踏まえると、新規導入後も実質資産負債差額を早期是正措置の発動基準として存続させるとした場合、保険会社の経済価値ベースのリスク管理や ALM 管理への悪影響が生じ、経営効率を低下させるおそれがあるため、実質資産負債差額の取扱いを廃止することが望ましいと考えられる。

他方、実質資産負債差額は、会計上の債務超過の早期警戒指標としての意義や、流動性の観点でのモニタリング指標としての一定の意義はあるものと考えられる。

そのため、実質資産負債差額の取扱いを廃止する一方、第 1 の柱で捕捉できない会計上の債務超過リスクや流動性リスクについて、第 2 の柱を通じて捕捉を行い、引き続き監督上の目線を位置付けた上でモニタリングをすることがバランスの取れた対応と考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

引き続き、実質資産負債差額の取扱いとあわせて、会計上の債務超過リスクや流動性リスクに関する第2の柱における捕捉のあり方について検討する。

6.5 破綻処理との関係

論点 6.5①

破綻処理との関係

【基準の最終化に向けての方向性】

早期是正措置と破綻処理との関係について引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

早期是正措置及び破綻処理については、保険会社等の経営状態の悪化が懸念される場合、保険契約者保護の観点から、まず保険業法に基づき監督の枠組みにおける早期是正措置によって保険会社等の経営悪化に対処しつつ、それでも保険会社等が窮境に陥った場合において、保険契約者等の保護のための特別の措置等を図るものである。有識者会議報告書では、「MCR と保険業法や会社更生法(更生特例法)に基づく破綻処理手続の関係も論点となる。破綻処理の開始要件は会計ベースのバランスシートに基づくと考えれば両者は概念的には別のものとなるが、現実のケースにおいては早期是正措置と破綻要件は関連する部分が出てくるとも考えられる。」とされており、両者の関係について引き続き検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

早期是正措置と破綻処理との関係について引き続き検討する。

7. 第2の柱

<第2の柱とは>

第2の柱は、保険会社の内部管理をベースとし、第1の柱において十分にカバーされていないリスクを捕捉し、監督当局が対話・検証を行う枠組みと位置付けられる。そのため、保険会社においては、定量的なソルベンシー評価のみに留まらず、定性面も含めた全体としてのERM³¹及びその中核的プロセスであるORSA³²の枠組みが有効に機能していることが求められ、また監督当局においては、これらの点に関する一定の目線を定め、実態把握に基づいた改善・高度化を促していく仕組みが必要となる。

<金融庁におけるこれまでの取組み>

これまで金融庁では、ERM及びORSAに関する制度(リスク管理に関する監督上の着眼点の提示³³を含む)を導入し、保険会社におけるリスク管理の態勢整備や高度化の促進に取り組んできた。また、保険会社に対するモニタリングにおいても、各種の情報の蓄積・分析(財務会計情報・リスク情報やORSAレポート)、早期警戒制度³⁴、各種のヒアリングといった取組みを実施してきている。

<保険会社のこれまでの取組み>

経済価値ベースの考え方を取り入れたERMやORSAについては、既に多くの保険会社で取組みが進んできており、その現状については、暫定決定で示したとおりである。

(参考)暫定決定における経済価値ベース指標の利用状況

- ・ 8割超の保険会社では、健全性の指標として、経済価値ベース指標を導入しており、定期的なモニタリングを行っている。当モニタリングの結果については、経営会議や取締役会に対しても報告が行われており、経営陣は、自社の経済価値ベース指標による健全性の状況を認識している。
- ・ 経済価値ベース指標によるリスク管理や健全性目標等を設定し、目標とする資産ポートフォリオを算出している社や、商品販売戦略や資産運用方針等の検討を行っている社もあった。
- ・ 健全性の指標として経済価値ベース指標を導入している保険会社では、事業計画において、経済価値ベース指標による経営管理上の目標水準を設定し、RoEV等の収益性の指標を設

³¹ ERMはIAISが2011年採択したICPに盛り込まれた保険監督の1項目であり、監督当局は保険会社に対し、ERMの枠組みをリスク管理システム内に構築することを要求する規定が導入された。

³² 保険会社自らが現在及び将来のリスクと資本等を比較して資本等の充分性評価を行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセス。ICP16ではERMの一環としてORSAの実施を求めている。

³³ リスクの測定・管理方針・ORSA等に加えて、資産運用リスク・流動性リスク等の各種リスクの管理態勢を着眼点として規定。

³⁴ 監督指針Ⅱ-2-3 早期是正措置の対象とならない保険会社についても健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促す枠組み。

定している社や、経済価値ベース指標の水準に応じたリスクテイクや配当還元の方針を策定し、経営管理を行っている社もあった。

<第2の柱において目指す取組み>

このように第2の柱に関しては、既に制度的な枠組みが一定設けられており、経済価値ベースの考え方を取り入れた取組みが進んできているが、新規制の導入に際して、改めてその意義を認識した上で、保険会社そして監督当局における取組みについて更なる高度化を図っていくことが重要と考えられる。

そのため、金融庁としては、保険会社における経済価値ベースの内部管理の主体的な高度化を促進するための仕組みやモニタリングのあり方について検討を行っていく。

監督当局によるモニタリングに関する取組みとしては、次のような対応が考えられる。³⁵

- 保険会社におけるERMの高度化に関する、ベスト・プラクティスの公表や対話を通じた促進（「見える化と探究型対話」）やORSAレポート等を活用したその取組み状況等の確認等の内部管理に関するモニタリング。
- 財務会計情報や規制上のESRに関連する情報、会社間の比較可能性のあるデータ等の定量・定性情報を入手し、各社のリスク・プロファイルについて一定の統一的な目線に基づき継続的かつ包括的に把握・分析。
- 上記の取組みの過程で抽出された課題等のリスクの程度・性質を評価し、監督の強度・優先順位付けを行った対話。また、主要なリスクや問題点に対してはフォワードルッキングに監督対応を実施。

上記の対応についての詳細な検討は今後本格化していく必要があるが、新規制への移行に伴い、第2の柱において特に改善及び更なる高度化を図っていくことが重要と考えられる主な論点について改めて表19に整理している。論点7.④及び論点7.⑤は、暫定決定までは詳細に検討していなかったが、有識者会議での議論や足元の市場環境による保険会社への影響も踏まえ、新たに論点として追加している。

表 19 ESRに基づく第1の柱の導入に伴う第2の柱における論点

論点	論点の概要
論点7.① 内部管理の高度化 (暫定決定 P147～152)	ORSAの活用状況等を踏まえ、各社のERM態勢をモニタリングの上、個社の特性に応じて高度化を促していくことが重要。

³⁵ 検査・監督基本方針6.Ⅲ.「最低基準検証」、「動的な監督」、「見える化と探究型対話」を通じた進め方に沿った対応が求められる。

論点 7.② 内部管理における内部モデルの高度化(暫定決定 P152～155)	第 1 の柱の標準モデルは内部管理において使用されることを意図して設計されたものではないため、第 1 の柱の標準モデルに捉われることなく、各社の特性や目的に応じた創意工夫や高度化を行っていくことが重要。
論点 7.③ 内部モデルのモデルガバナンス(暫定決定 P153～155)	内部モデルに基づくリスク管理・経営管理を行う前提として、内部モデルに関するガバナンスを確保し、モデル・リスクを管理する取組みが重要。
論点 7.④ 第 1 の柱では捉えきれないリスク	第 1 の柱で捉えきれないリスク(流動性リスク等)や量化が難しいリスク(気候変動リスク、サイバーリスク等)を捕捉し、適切に管理することが重要。
論点 7.⑤ 流動性リスク管理態勢	第 1 の柱で捉えきれないリスクのうち、特に重要性が高いと考えられる流動性リスクを適切に管理することが重要。
論点 7.⑥ 当局への ESR に関するデータ・資料の提出(暫定決定 P155～158)	ESR 関連の徴求データについて、モニタリングに必要なデータを検討。また、優先度の低い既存徴求データの見直しも検討。

以下、各論点について、改めて検討すべき事項について整理を行い、現時点での検討状況を示すが、その具体的内容については今後本格的に検討を進めていく必要がある。

論点 7.①

内部管理の高度化(暫定決定 P147～152)

【基準の最終化に向けての方向性】

各社の ORSA の活用状況等を踏まえ、引き続き ERM 態勢の高度化を促進するための方策について検討する。

【検討経緯及び検討状況】

金融庁は、2015 年より、監督指針³⁶に ORSA を規定し、保険会社に対して、経営戦略及びリスク特性等に応じ、自らのリスク管理の適切性と現在及び将来にわたるソルベンシーの十分性を評価するために、取締役会の責任の下、定期的にリスクとソルベンシーの自己評価を実施することを求め、その内容をまとめた ORSA レポートの提出を求めている。

ORSA レポートは、社内ですべてに行っている ERM の枠組みやその考え方、中期的なリスクテイクの状況や脆弱性等を、経営として定期的に認識するためのツールであり、これにより ERM の

³⁶ 監督指針 II-3-5 リスクとソルベンシーの自己評価

浸透が期待できるものである。これまで金融庁では、ORSAレポートに基づいた各社へのERMヒアリング等により各社における取組みを促してきたところである。

保険会社が将来の動的な健全性やリスクも十分に踏まえた経営管理を行っていく上で、将来のソルベンシーをフォワードルッキングに評価できる経済価値ベースの考え方は有効であり、保険会社において、ORSA が ESR 導入後もより効果的に機能し、健全性を維持した上で適切な成長を促す観点から、引き続き ERM 態勢の高度化を促進するための方策について検討していく。

【基準の最終化に向けての残課題】

各社の経営における ORSA の活用状況等も踏まえ、引き続き ERM 態勢の高度化を促進するための方策について検討する。

論点 7.②

内部管理における内部モデルの高度化(暫定決定 P152~155)

【基準の最終化に向けての方向性】

各社の内部モデルの主体的な高度化を促すために、内部モデルの活用状況をモニタリングし、当局による内部モデルの好事例の公表等の方策について検討する。

【検討経緯及び検討状況】

有識者会議報告書においても、保険会社各社があるべきリスク管理のあり方を考える中で、その特性や目的に応じ内部モデルを活用することには大きな意義があり、健全性政策の枠組みにも保険会社の主体的な取組みを促すメカニズムが組み込まれていることが重要であるとされている。

暫定決定においても、内部モデルは、第 1 の柱の標準モデルに捉われることなく、各社の特性や目的に応じた創意工夫や高度化を図っていくことが重要としている。第 1 の柱の標準モデルは内部管理において使用されることを意図して設計されたものではないため、仮に内部管理においても標準モデルと同様の手法を採用する場合に、保険会社自身のビュー及び内部管理の目的に照らして適切な選択と言えるか、慎重な検討が必要としている。

現行の FT では、内部管理における ESR と規制上の ESR との差異について提出を求めている。金融庁において、それらを活用し内部管理の実態等を把握・分析したうえで、内部モデルの高度化促進のために、当局による内部モデルの高度化に資する好事例の公表等も考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

現行の FT で提出を求めている内部管理における ESR と規制上の ESR との差異について継続的に提出を求め、各社の主要な差異を特定のうえ内部管理の実態を把握する。また、当局による内部モデルの高度化に資する好事例の公表等を検討する。

論点 7.③

内部モデルのモデルガバナンス(暫定決定 P153～155)

【基準の最終化に向けての方向性】

FT22 では、内部モデルに関するガバナンスの確保等モデル・リスクを管理する取組みについて、引き続き確認が必要な点も見られた。FT23 を通じた情報収集を踏まえ、監督指針における内部モデルガバナンスに係る着眼点の見直しを検討する。

【検討経緯及び検討状況】

内部モデルに基づくリスク管理・経営管理を行う前提として、内部モデルに関するガバナンスを確保し、モデル・リスクを管理する取組みが重要である。

金融機関にとってのモデルは、モデルが不正確なアウトプットを出力する場合や不適切に使用される場合にはリスク要因となる面も併せ持っており、誤った情報に基づく意思決定が行われ、結果として金融機関の収益やレピュテーション等に重大な損害を与えかねない。

そのため、暫定決定では、内部モデルに基づくリスク管理・経営管理を行う前提として、内部モデルに関するガバナンスの確保等モデル・リスク³⁷を管理する取組みが重要であるとしている。モデル・リスク管理に画一的な手法は存在せず、各社の実態に応じて高度化を図っていくことが重要であるが、モデル検証等を通じてモデルに内在する限界や弱点を認識し、対応策の策定や経営陣の適切な関与・理解を図ること等が求められると指摘している。

FT22 では、リスク管理目的で保有している内部モデルを対象に、内部モデルのガバナンス等について、ICS の評価基準を満たしているかどうかの自己評価の回答を生保 31 社・損保 24 社より受領した。

(参考)ICS の評価基準

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 内部モデルの適用範囲(スコープ)の定義 | 5. 校正基準の遵守 |
| 2. 厳格な内部モデルの検証プロセスの整備 | 6. ユーステストとガバナンス基準の遵守 |

³⁷ 「モデル・リスク管理に関する原則」(金融庁 2021 年 11 月公表)では、モデル・リスクを「モデルの誤り又は不適切な使用に基づく意思決定によって悪影響が生じるリスク」としている。なお、当該原則は現時点において保険会社を対象としていないが、保険会社における自主的なモデル・リスク管理態勢の構築・高度化においても参考になり得る。https://www.fsa.go.jp/common/law/ginkou/pdf_02.pdf

3. 取締役会による承認

7. 文書化基準の遵守³⁸

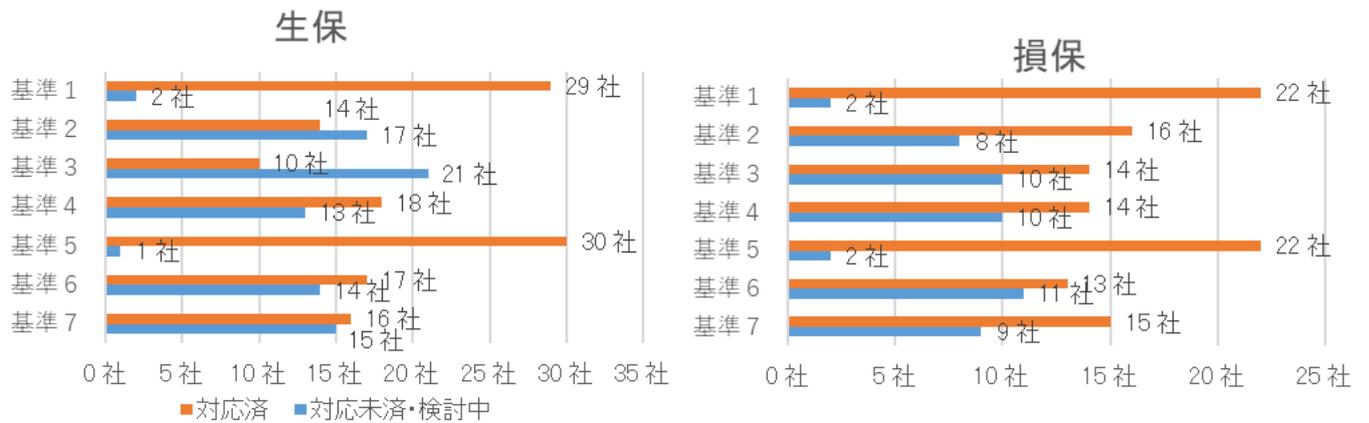
4. 統計的品質基準の遵守

(FT22 での回答結果)

内部モデルのモデルガバナンスに係る態勢整備では、基準によっては対応が不十分なものも見られ、引き続き保険会社の整備状況を確認していく必要がある。

- ・ 基準1: 内部モデルの適用範囲については、多くの会社が選定し対応済である。
- ・ 基準2: 内部モデルに係る規定は設置されているとの回答が多い一方、検証プロセス(プロセスの構築、検証方法の構築、独立した検証機能の設置)が十分に整備されていない保険会社が見られる。
- ・ 基準3: 経営会議及び取締役会に対して報告しているが、承認までは至っていない保険会社が多い。
- ・ 基準4: 統計的品質テストを定期的実施し、データの品質を確認し、定期的なバックテスト・ストレステストの実施により、内部モデルでは捕捉しきれないリスクがないかを確認している保険会社も多い。一方、エキスパート・ジャッジメントに係るプロセスが明確化されていない保険会社も見られる。
- ・ 基準5: 内部モデルを使用している保険会社の多くは対応済である。
- ・ 基準6: 内部モデルが統合リスク管理及び社内意思決定に用いられ、リスク戦略やビジネスプロセスに組み込まれている保険会社もある。一方、内部モデルの手法・結果が、リスク戦略及びオペレーションのプロセスに完全には組み込まれておらず、保険会社の意思決定に用いられていない保険会社も見られる。
- ・ 基準7: 文書化されている会社が多い一方で、内部モデルの検証基準に関して、文書化されていない、若しくは、基準の遵守性を十分に示すにはさらなる改善が必要である会社も見られる。

³⁸ 文書化は、統計的品質基準、較正基準、ユーステスト及びガバナンス基準を含む内部モデルの検証基準を遵守していることを示す程度に十分でなければならない。



内部モデルのモデルガバナンスについては、監督指針上³⁹、内部モデルに対する経営陣の理解や定期的な検証等が規定されているが、詳細な内容まで含んでいない。そのため、各社の内部モデルのモデルガバナンスの高度化を促す観点から現行の監督指針における内部モデルガバナンスに係る着眼点の見直しを検討していく必要がある。

【基準の最終化に向けての残課題】

FT23 を通じた情報収集を踏まえ、監督指針における内部モデルガバナンスに係る着眼点の見直しを検討する。

論点 7.④

第 1 の柱では捉えきれないリスク

【基準の最終化に向けての方向性】

第 1 の柱で捉えきれないリスク(流動性リスク等)や定量化が難しいリスク(気候変動リスク、サイバーリスク等)について、保険会社の取組みや ORSA レポート等に基づくモニタリング等を通して、保険会社の抱えるリスクを把握・分析し、当局のモニタリングの着眼点を検討する。

【検討経緯及び検討状況】

有識者会議報告書では、第 1 の柱で捕捉されないリスクや定量化が難しいリスク(気候変動リスク、サイバーリスク等)について、認識を深めることが重要であると指摘されている。

監督指針⁴⁰においても、経営陣においては、直面している又は将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識し、環境の重大な変化に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢整備が求められている。

³⁹ 監督指針 II-3-3-2 リスクの測定

⁴⁰ 監督指針 II-3-2-1 リスクの特定及びリスク・プロファイル

ORSA レポートでは、「事業に重大な影響を及ぼす可能性があるリスク」を重大リスクと定義し、気候変動リスクやサイバーリスクも含めた会社の抱えるリスクを網羅的に把握・評価したヒートマップを作成し、経営に報告している保険会社や気候変動リスクを定量的に試算している保険会社も見られる。

また、金融庁は、大手 3 損保グループを対象として、気候関連リスクに係るシナリオ分析について、データの制約や分析モデル・手法の妥当性、将来的な活用に当たっての課題等を把握し、改善を図ることに主眼を置いた、パイロットエクササイズ(共通シナリオを用いたシナリオ分析の試行的取組み)を実施している⁴¹。

上記のような取組みを通して、金融庁は引き続き当該リスクの把握に努め、第 1 の柱で捉えきれないリスク等に関するモニタリングの着眼点について検討していく。

【基準の最終化に向けての残課題】

第 1 の柱で捉えきれないリスクや定量化が難しいリスクについて、ORSA レポート等に基づくモニタリング等を通して、保険会社の抱えるリスクを把握・分析し、モニタリングの着眼点を検討する。

論点 7.⑤

流動性リスク管理態勢

【基準の最終化に向けての方向性】

保険会社の流動性リスク管理態勢に係る着眼点や徴求資料の見直しについて、ORSA レポートから得られる各社の現時点の流動性リスクの管理状況を踏まえ、引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

保険会社の流動性リスク管理態勢については、現行規制の枠組みでは実質資産負債差額規制に抵触した場合でも、流動性資産が確保されている場合を条件の一つにして、⁴²早期是正措置を行わないこととしている。

「論点 6.4① 実質資産負債差額の取扱い」のとおり、早期是正措置の区分命令の枠組みから実質資産負債差額を新規制導入後において廃止する方向性で検討することとしている。

⁴¹ 規制上の ESR は、基準日時点から 1 年間のリスク量を捉えるものであるところ、パイロットエクササイズでは 2050 年と 2100 年時点を対象とした超長期シナリオ分析を行っている。

「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(金融庁 2022 年 7 月公表)

https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/kikouhendou_dp_final.pdf

「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」(金融庁・日本銀行 2022 年 8 月公表) <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220826-2/01.pdf>

⁴² 監督指針Ⅱ-2-2-6 実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産が確保されている場合には、原則として早期是正措置の命令は発出しない。

実質資産負債差額は、会計上の債務超過の早期警戒指標としての意義や、流動性の観点でのモニタリング指標としての一定の意義はあるものと考えられる。そのため、第 1 の柱で捕捉できない会計上の債務超過リスクや流動性リスクについて、第 2 の柱を通じて捕捉を行い、引き続き監督上の目線を位置付けた上でモニタリングをすることで、健全性規制全体の有効性や一貫性を確保する方向性で検討する。

流動性リスクが発現する場合としては、予期せぬ資金流出や市場の混乱等による資金繰りの困難や通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被ることが考えられる。とりわけ急激な金利上昇時は、長期の保険負債に対して、超長期債券を主な運用手段としている生保では、急激な解約増加等により、各保険会社が販売する保険商品の特性に応じて流動性資産の確保や早期警戒指標の管理等による流動性リスク管理が求められる局面も想定される。今後、資産・負債両面を考慮した流動性リスク管理に係る着眼点について、保険会社のリスク管理状況を踏まえ検討していく必要がある。

【基準の最終化に向けての残課題】

今後、資産・負債両面を考慮した流動性リスク管理に係る着眼点や流動性リスクに係る徴求データの見直しについて、保険会社のリスク管理状況を踏まえ検討する。

論点 7.⑥

当局への ESR に関するデータ・資料の提出(暫定決定 P155～158)

【基準の最終化に向けての方向性】

当局によるモニタリングのために、保険会社に提出を求めるデータについては、FT のテンプレートをベースに、モニタリング上の活用や中間期末における簡便的な取扱い等を踏まえ検討する。その際は、決算状況表やオフサイトモニタリング計表等の既存徴求データの見直しについても検討する。

【検討経緯及び検討状況】

保険会社の内部管理に関するモニタリングに加えて、財務会計情報や規制上の ESR に関連する情報等、会社間の比較可能性のあるデータを各社から入手し、一定の統一的な目線に基づく保険会社のモニタリングや、ストレス環境下において感応度情報を用いた保険会社全体に対する影響度の分析、内部モデルの利用状況の把握等を行う取組みも、第 2 の柱において金融庁が果たすべき重要な役割である。

現行の FT においては、各社の ESR 及びその基礎情報につき、所定のテンプレートに基づいた提出を求めており、これらの情報は、経済価値ベースの考え方に基づき当局が保険会社のモ

モニタリングを行う際の基本的かつ重要な情報を多く含むものと想定される。そのため、暫定決定において、新規制導入後も、現行の FT のテンプレートをベースとした報告テンプレートに基づくデータ提出を求めることを基本的な方向性としている。

提出データとしては、表 20 の内容が考えられるが、モニタリングに活用する情報としての必要性・有用性と保険会社の実務負荷のバランス、中間期末における簡便的な取扱い、及び開示項目との可能な範囲での整合性等も踏まえ、今後詳細について検討を行う必要がある。

表 20 ESR 導入後の提出データ案

分類	データ	内容
ESR の基本的 情報	会社情報	・ 会社名、会社形態、計算基準日 等
	ESR の結果の要約	・ ESR の最終結果、適格資本の内訳、所要資本の内訳
	経済価値 BS	・ 経済価値 BS、保険負債の商品別内訳、保険負債のバケット別内訳、保険負債の差異調整
	資本調達手段	・ 資本調達手段の詳細・判定
	払込未済資本	・ 払込未済資本の詳細・判定
	保険負債ポートフォリオ	・ 保険負債のポートフォリオ ・ 調整後スプレッド
	所要資本(非保険事業含む)	・ リスクの詳細 ・ 計算過程
	MOCE	・ MOCE の算出
	将来所要資本	・ 将来所要資本
	ランオフパターン	・ 将来所要資本ランオフパターン
変動要因分析	適格資本の変動要因	・ 適格資本の要因別変動額
	所要資本の変動要因	・ 所要資本の変動額(前年からの変動額のみ) ・ 所要資本の主な変動要因
感応度分析	経済前提に対する感応度	・ 金利・株価等の経済前提に対する感応度
内部モデル	内部管理における ESR	・ 内部管理における ESR ・ 内部管理における ESR と規制上の ESR との差異
	規制との差異分析	・ 内部管理における ESR と規制上の ESR との差異の要因
その他の情報	その他の定量情報	・ CF 情報等

	ESR の計算前提等を理解するための情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険負債の検証レポート ・ ESR 検証レポート ・ 所要資本の計算に反映したマネジメント・アクションに関する情報 ・ リスク削減手法の更新可能性 ・ プロポーシヨナリティ原則に基づき簡便的な取扱いを実施した場合の情報、等
--	----------------------	---

暫定決定では、ESR の計算方法に関する詳細情報や、保険負債の検証レポート等の定性情報についても、当局が事後的に確認する観点から有用な情報と考えられるため、今後の FT を通じて必要に応じた記載内容の拡充等の検討を行いつつ、新規制導入後も提出を求めることを基本的な方向性としている。

また、ESR 関連のデータ徴求開始に伴い、優先度の低い情報の報告義務について見直しを図る観点から、現在提出を求めている徴求資料(決算状況表やオフサイトモニタリング計表)の中で不要となる情報や活用頻度が低いデータ等について整理していく必要がある。

【基準の最終化に向けての残課題】

当局によるモニタリングのため保険会社に提出を求めるデータについては、FT のテンプレートをベースに、モニタリング上の活用や中間期末における簡便的な取扱い等を踏まえ検討する。その際は、決算状況表やオフサイトモニタリング計表等の既存徴求データの見直しについても検討する。

8. 第3の柱

第3の柱の目的は、情報開示を通じた保険会社と外部のステークホルダーとの間の対話を促し、保険会社に対するガバナンス・規律付けを向上させることである。これにより、保険会社の健全性の確保につながり、ひいては保険契約者の保護にもつながる。

これらを実現させるためには、以下の観点を考慮した制度設計とすることが重要であり、これらを踏まえつつ開示情報の有用性(ベネフィット)と保険会社の実務負荷(コスト)とのバランスや保険会社における準備期間を勘案しながら検討を進めることが必要である。

- ✓ 財務・リスク情報として基本的な情報や、リスク・リターン・資本の構造の把握につながる情報、ガバナンス情報等に係る情報利用者にとって有用性の高い経済価値ベースの情報を開示させること。
- ✓ 投資家や取引相手方の金融機関等の市場関係者にとっては、情報利用者の特性や活用される局面に応じた適切な情報が参照可能な枠組みにすることに加え、情報の粒度や一貫性・比較可能性といった観点にも留意すること。
- ✓ 契約者等の消費者にとっては、保険会社が「将来にわたって保険金の支払を安心して受けるための十分な財務基盤を有しているかどうか」を大まかにシグナルすることが目的であり、わかりやすい開示とすること。

以下、各論点について、現時点の検討状況を示す。

8.1 開示項目

論点 8.1①

定量的な開示項目(暫定決定 P159)

【基準の最終化に向けての方向性】

定量的な開示項目として、市場関係者にとって有用性が高いと考えられる情報の開示を求めることを基本的な方向性とし、具体的には、以下のとおりとする。

- ✓ ESRに基づく財務・リスク情報として重要かつ基本的な情報や、リスク・リターン・資本の構造の把握につながる情報等で、かつ大半の会社にとって関連性が高いものを法定開示項目として法令等により保険会社に開示を義務付けることとし、これ以外の事項については、例えば、監督指針等において、第3の柱に関する基本的な考え方等(どのような項目が開示されていることが望ましいか)を示した上で、特段の様式等は定めず各社の自主的な取組みに委

ねる。

- ✓ 法定開示としては、①所要資本・適格資本、②バランスシートに係る情報、③感応度分析、④変動要因分析等を対象とする。①～④の開示項目の内容や粒度については、情報の有用性と保険会社の実務負荷のバランスを踏まえながら、これらの詳細な内訳までを法令等により開示を義務付けるものとするか、各社の自主的な取組みに委ねるかとあわせて引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

有識者会議報告書において、ESR やその所要資本・適格資本の内訳等の基本的な項目に加えて、ESR の感応度は特に重要な情報であり、金利、株価等の個別リスクファクター毎の感応度を含む一定程度詳細な情報が必要との意見があった。

定量的な開示項目として、①所要資本・適格資本の内訳、②バランスシートに係る情報については、保険会社の財務・リスクを把握する基本的な情報として市場関係者等からニーズの大きい情報であり、EU ソルベンシーII においても所定のテンプレートに基づく情報開示が求められている。③感応度分析、④変動要因分析については、保険会社のリスク・リターン・資本に関する構造や特徴の把握につながる情報として、市場関係者からのニーズも大きい情報であり、一部の保険会社が自主的に開示している EEV 原則・MCEV 原則に基づく EV レポートでそれぞれ一定の開示が行われているほか、EU ソルベンシーII においてもそれぞれ一定の開示が求められている。これらの情報は有用性が高いものであり、法定開示項目とするのが適当であると考えられる。

他方で、保険会社からは、過度に細かな情報の開示は、保険会社の準備期間が必要になることや実務負荷が増加すること、保険会社の競争上等の観点から守秘性がある情報が含まれるおそれがあること等の意見があった。定量的開示項目については、市場関係者にとっての有用性とバランスを踏まえつつ、開示内容や粒度を検討していくことが考えられる。

①～④の内訳に係る詳細な開示項目については、FT の情報や、一部の保険会社が自主的に開示している EV レポート、EU ソルベンシーII におけるソルベンシー財務状況報告書(SFCR)の先行事例も参考にしつつ検討を進めている。

<所要資本の内訳>

所要資本の内訳に関しては、例えば、生命保険リスク、損害保険リスク、巨大災害リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナルリスク及び非保険事業について開示することが考えられる。

これらの情報は保険会社のリスクを把握するための重要な情報であり、各リスクにおける更なる内訳(例:市場リスクにおける株式リスク、金利リスク等)を開示することは、市場関係者等が保険会社のリスク・プロファイルを理解することにつながり、有用であると考えられる。

他方で、保険会社からは、各リスクにおける更なる内訳の開示について、会社の戦略的ポジションが明らかとなる情報が含まれる場合、競争上の不都合が生じるおそれがある等の意見があり、具体的な開示内容や粒度等については引き続き検討する。

<適格資本の内訳>

適格資本の内訳に関しては、Tier1 資本、Tier2 資本について開示することが考えられる。

これらの情報は保険会社の財務を把握するための重要な情報であり、Tier1 資本、Tier2 資本の内訳(例えば、資本調達手段、利益剰余金、その他包括利益累計額等)を開示することも、資本の構成内容を市場関係者が理解するうえで一定有用と考えられる。

他方で、保険会社からは、Tier1 資本、Tier2 資本の内訳の開示に当たって、経済価値バランスシートの開示によって、Tier1、Tier2 資本の内訳をある程度把握することが可能であるとの意見があり、具体的な開示内容や粒度等については引き続き検討する。

<バランスシート>

バランスシートに関しては、例えば、資産、負債、MOCE、純資産についての経済価値ベースの額について開示することが考えられる。

これらの情報は保険会社の財務を把握するための重要な情報であり、更に各勘定科目の内訳や会計ベースからの組替・評価替等を示すことで保険会社の経営状況を把握することができるものと考えられる。また、特に現行規制と評価手法が大きく異なる保険負債について、商品特性によって現行規制と経済価値ベースでの差異の傾向が異なると想定されることから、商品区分別等の粒度で現行規制との差異要因を開示することも、市場関係者がバランスシートを理解するうえで有用と考えられる。

他方で、保険会社からは、特に海外子会社に関して、現地規制で開示を求められていない粒度で開示を行うことは海外現地でのレベルプレイングフィールドを損なう恐れがあることから、開示の粒度については慎重になる必要があるとの意見があった。情報の有用性と保険会社の実務負荷のバランスを踏まえつつ、開示内容、粒度等については引き続き検討する。

<感応度分析>

感応度分析に関しては、例えば、金利等の変動による ESR、適格資本及び所要資本に係る変動分析について開示することが考えられる。

経済価値ベースの指標は経済前提により感応的な指標であることから、金利等の変動による ESR 等の変動に係る感応度分析についての情報は、会社の健全性を市場関係者が判断するうえで有用と考えられる。

情報の有用性と保険会社の実務負荷のバランスを踏まえつつ、分析を行う上でのシナリオや開示内容、粒度等については引き続き検討する。

＜変動要因分析＞

変動要因分析に関しては、例えば、適格資本及び所要資本の変動要因に関する分析について開示することが考えられる。

変動要因分析については、保険会社の経営状況の変化等を把握できる情報であり、特に適格資本の変動は経済価値ベースのリターンに相当するものであることから、その内訳を開示することは会社の収益構造を理解するうえで市場関係者にとって有用と考えられる。

他方で、これらの具体的な開示内容等については、保険会社から、情報開示の粒度によっては機密性の高い情報が含まれるおそれがあるとの意見があり、開示内容や粒度等については引き続き検討する。

引き続き、保険会社や市場関係者等とも意見交換を行いながら、具体的な開示内容や粒度に加え、法令等により開示を義務付けるものとするか、各社の自主的な取組みに委ねるかについても検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

具体的な開示項目について引き続き検討する。

論点 8.1②

定性的な開示項目（暫定決定 P161）

【基準の最終化に向けての方向性】

定性的な開示項目として、市場関係者にとって有用性の高いと考えられる情報の開示を求めることを基本的な方向性とし、具体的には、以下のとおりとする。

- ✓ リスク管理等に係る重要な情報や ESR の適切性の確保を説明するガバナンス情報、定量的な開示項目を補足する上での重要な情報等を法定開示項目として法令等により保険会社に開示を義務付けることとし、これ以外の事項については、例えば、監督指針等において、第 3 の柱に関する基本的な考え方等（どのような項目が開示されていることが望ましいか）を当局が示した上で、特段の様式等は定めず各社の自主的な取組みに委ねる。
- ✓ 開示事項については、保険会社の実務負荷とのバランスを踏まえつつ、詳細な開示内容や粒度に加え、法令等により開示を義務付けるものとするか、各社の自主的な取組みに委ねるかについても引き続き検討する。

【検討経緯及び検討状況】

暫定決定のとおり、第 3 の柱が実効性を有するためには、定量的な情報に加えて、ガバナンス、リスク管理に係る情報や ESR に関連した定量的な情報を補足する情報等、定性的な情報の果た

す役割も重要と考えられる。

これらの情報については、様々な情報が含まれるため、一部の保険会社が自主的に開示している EEV 原則や MCEV 原則に基づく EV レポートや、SFCR の先行事例も参考にして検討を進めている。

<ガバナンス情報>

ガバナンス情報に関しては、例えば、ESR の計算の適切性の確保に係るガバナンス態勢等について開示することが考えられる。

ESR の計算には保険負債や内部モデルを中心に保険会社による判断や見積りが求められるため、ESR の計算の適切性を確保する仕組み(ガバナンス態勢)の構築が重要であり、ガバナンス情報の開示により、市場関係者等にとっては、ESR の計算の適切性を把握でき、定量的な情報が信頼に値することを確認することが可能となる。保険会社にとっては、ステークホルダーとの対話により、ESR の計算に係る透明性が向上されるため、保険会社のガバナンスの向上にもつながり有用であると考えられる。また、SFCR においては、役員等に対する適格性評価等についても開示されており、ESR の計算に係る透明性の向上の観点において有用であると考えられる。

情報の有用性と保険会社の実務負荷のバランスを踏まえつつ、ガバナンスに係る開示内容、粒度等について引き続き検討する。

<リスク管理情報>

リスク管理情報に関しては、例えば、リスクに関する概要や管理手法等について開示することが考えられる。

リスク管理情報は、将来に起こりうる不確実性に対する管理状況に関する情報であり、市場関係者にとっては、保険会社の将来予測に結び付くものとして投資判断に活用されうる情報である。これを開示することによって、市場関係者等のステークホルダーとの対話を通じたリスク管理の高度化にも資することから、有用であると考えられる。また、EU ソルベンシーII においては、ガバナンス情報を含むリスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)等についても開示されている。このような情報開示についても前述の効果が期待でき、有用であると考えられる。

他方で、リスク管理情報の開示については、保険会社から、内容等によっては機密情報が含まれるおそれがあるとの意見があり、開示内容や粒度等については引き続き検討する。

<補足情報>

定量的開示項目を補足する情報に関しては、例えば、計算前提・手法に関する情報や規制上の ESR の計算に関する内部モデルの情報等について開示することが考えられる。

ESR の計算には保険会社の判断や見積りが求められるため、計算前提・手法に関する情報や ESR の計算に関する内部モデルの情報を開示することで、定量的な情報をより正確に理解する

ことができるようになり、市場関係者等にとって有用であると考えられる。

他方で、補足情報の開示については、保険会社から、計算前提・手法について細かな粒度で開示が求められる場合には、機密情報が含まれるおそれがあるとの意見があり、開示内容や粒度等については引き続き検討する。

引き続き、市場関係者にとっての有用性と保険会社の実務負荷とのバランスを踏まえつつ、業界団体や市場関係者等とも意見交換を行いながら、具体的な開示内容や粒度に加え、法令等により開示を義務付けるものとするか、各社の自主的な取組みに委ねるかについても検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

具体的な開示項目について引き続き検討する。

8.2 開示の比較可能性の確保

論点 8.2①

開示の比較可能性の確保(暫定決定 P161)

【基準の最終化に向けての方向性】

法定開示項目については、当局が様式を定めて開示すべき項目や開示雛形を示すことにより、各社間での開示情報の統一化を図ることで比較可能性を向上させることを基本的な方向性とする。

また、法定開示項目以外の項目については、当局がどのような項目を開示するのが望ましいかの基本的な考え方を示すことに加え、業界団体とも連携しながらディスクロージャー基準のような業界団体の自主ルールを通じて比較可能性の向上を図ることを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

有識者会議報告書において、投資家や取引相手方の金融機関等を含む市場関係者にとっては、情報の粒度や一貫性・比較可能性といった観点が必要になると考えられるとされた。

暫定決定において、一定の比較可能性を確保しつつ、情報の有用性と保険会社の実務負荷のバランスを勘案した開示の枠組みとして、以下のような方策が考えられるとした。

- ✓ ESR に基づく財務・リスク情報として重要かつ基本的なものであり、かつ大半の会社にとって関連性が高いものについては、当局が具体的に統一的な開示項目や開示雛形を示す等、一定の規範性をもった法定開示の枠組みに組み込んでいくこと。
- ✓ 上記以外の事項については、例えば、監督指針において、第 3 の柱に関する基本的な考え

方等(どのような項目が開示されていることが望ましいか等)を当局が示した上で、特段の様式等は定めず各社毎の方法で記載すること、あるいは、法定開示の対象とはせずに各社における自主的な取組みに委ねること。

これまでの検討状況等をもとに改めて整理すると、開示に当たっては、市場関係者による開示情報の活用性を高める観点から、一定の比較可能性を確保しつつ、情報の有用性と保険会社の実務負荷のバランスを勘案することが必要である。

これらのバランスを取るためには、法定開示項目については、当局が統一的な開示項目や開示雛形を示す一方、法定開示以外の項目については、各社の負担感を考慮し、当局が監督指針等で、開示の基本的な考え方を示した上で、各社の自主的な取組みに委ねつつ、業界と連携しながらディスクロージャー基準のような業界の自主ルールを通じて比較可能性の向上を図る方向性が望ましいと考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

法定開示項目については、統一的な開示項目や開示雛形について検討する。また、法定開示項目以外については、開示に当たっての基本的な考え方を検討するとともに、比較可能性の向上が図られるよう引き続き業界団体との対話等を行う。

8.3 消費者向け開示

論点 8.3①

消費者向け開示(暫定決定 P162)

【基準の最終化に向けての方向性】

消費者に対しての保険会社の情報開示に当たっては、現行の取組み(ディスクロージャー誌の公開)を参考とし、新規制導入後も、業界団体との連携を通じて同様の解説資料等を活用することにより、消費者の理解を促進することを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

有識者会議報告書においては、以下のとおりとされた。

- ✓ 消費者にとっては、商品の内容、適切な募集・説明等が直接的には最も重要であり、第3の柱の目的は保険会社が「将来にわたって保険金の支払を安心して受けるための十分な財務基盤を有しているかどうか」を大まかにシグナルすることであると考えられる。
- ✓ 消費者向けには、情報の粒度よりも「説明の仕方・見せ方」「分かりやすさ」といった観点をよ

り重視しつつ、開示することが考えられる。

- ✓ その前提として、経済価値ベース規制への移行時には、ESR の意味合いや SMR との差異に関する十分な理解・周知がなされることが重要である。

暫定決定においては、消費者向けの情報開示については、現行のディスクロージャー制度の活用を念頭に、業界団体と適宜意見交換を行いながら、引き続き検討を進めていくこととした。

有識者会議でも意見のあったとおり、消費者に向けた情報開示については、消費者に「将来にわたって保険金の支払を安心して受けるための十分な財務基盤を有しているかどうか」をシグナルできるよう、開示項目のうち消費者との関連性が高い項目を強調して表示する等、市場関係者向けの開示に比べてシンプルで分かりやすい開示を行うことが重要である。特に、規制導入に当たり、SMR が経済価値ベースに置き換わり、比率や指標が表す意味合いが大きく変化するため、保険契約者等の消費者に対しての適切な周知が重要となる。

この点を考慮すると、暫定決定のとおり、現行の取組みを参考として、業界団体との連携を通じて同様の解説資料等を活用することにより、消費者の理解を促進していくことが望ましいと考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

消費者向けの情報開示について、業界団体との連携を通じ、消費者の理解促進につなげられるよう引き続き検討する。

8.4 開示方法・時期

論点 8.4①

開示方法

【基準の最終化に向けての方向性】

保険業法に基づいた開示方法については、SMR での対応と同様の方法で求めることを基本的な方向性とする。

【検討経緯及び検討状況】

現行においては、保険業法に基づき、保険会社に年 1 回の開示を求めており、各社はディスクロージャー誌での開示を行っている。現行の枠組みが保険会社の経営内容の公開に関して有効であり、新規制導入後においても、引き続き同様の方法で開示することは、上記の開示の目的を

実現させる上で合理的であると考えられる。

【基準の最終化に向けての残課題】

「論点 8.4② 開示時期」との関係性を踏まえ、引き続き検討する。

論点 8.4②

開示時期

【基準の最終化に向けての方向性】

保険業法に基づいた開示の期限については、現行と同様に、事業年度経過後 4 か月以内とすることを基本的な方向性としつつ、保険会社の実務負荷も踏まえながら引き続き検討を進める。

【検討経緯及び検討状況】

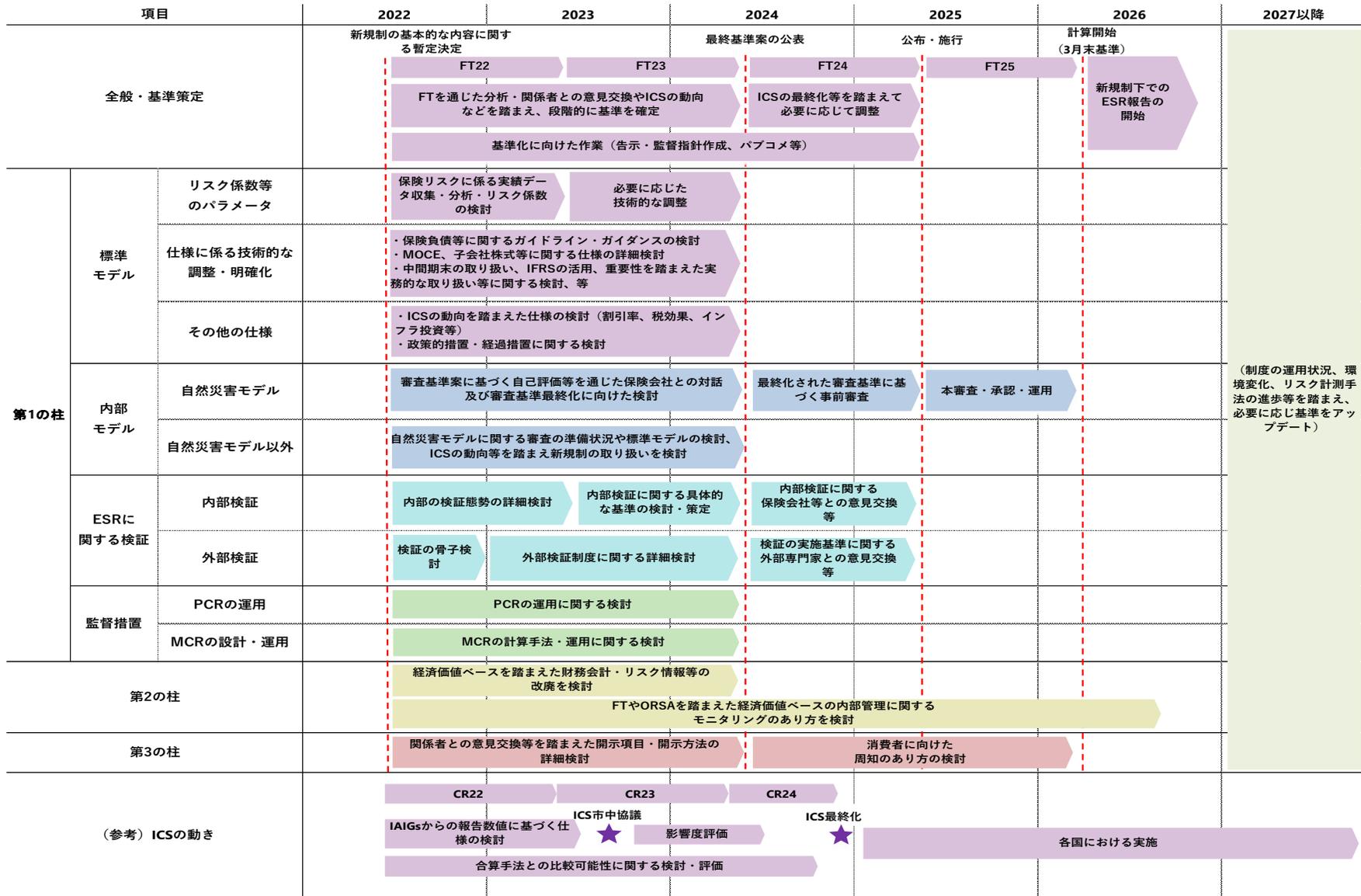
現行においては、保険業法で開示期限を設けており、事業年度(3月末)経過後 4 か月以内(7月末まで)に開示としている。開示に当たっては保険会社の状況が刻々と変化することを踏まえると、一定のスピード感をもって開示することが必要である。

他方で、保険会社からは、作業負荷の増加や、態勢整備等に要する準備期間が必要となるため、導入までの一定の時間的猶予(一部の開示項目に限定した時間的猶予を含む)が必要であるとの意見があった。引き続き、開示の期限及び経過措置の取扱いについて検討する。

【基準の最終化に向けての残課題】

開示期限及び経過措置の取扱いについて引き続き検討する。

(別紙1)経済価値ベースの健全性政策への移行に向けたスケジュール(イメージ)



(別紙 2)2022 年フィールドテストの結果概要

金融庁では、経済価値ベースの評価・監督手法の検討の一環として、これまで数次にわたるフィールドテスト(FT)を実施し、各社の対応状況、実務上の問題点や定量的な影響度等の把握・分析を進めてきた。

2022 年のフィールドテスト(FT22)は、表 1 の目的・内容に基づき実施した⁴³。以下では、単体ベースの ESR 等に関する結果概要を示している。

表 1 FT22 の目的及び実施内容

目的	実施内容
1. 標準的な手法の確立のため、経済価値ベースの保険負債等の計算に係る各社の対応状況、実務上の問題点、及び本試行の仕様に基づく定量的な影響等を把握すること	a. ICS のモニタリング期間において採用されている市場調整評価(MAV)手法をベースにした ESR を計算 b. 以下の点を定性質問票・追加情報で回答 <ol style="list-style-type: none"> i. ESR 規制導入における実務上の問題点 ii. 計算方法の改善要望 iii. 内部モデルのガバナンス態勢 iv. 割引率等の仕様を変更した場合の影響 等 c. 保険負債が適切に計算されていることを検証し、その結果をまとめたレポートを作成
2. 本試行の仕様に基づく結果を用いて、フォワードルッキングな分析に基づき財務状況を把握すること	a. 経済前提に対する ESR の感応度及び前回の試行からの要因別変動額を計算 b. 内部モデルで計算した ESR と本試行の仕様に基づく ESR の差異を分析 c. 金融市場への不利なストレスにより生じ得る保険会社の経営行動の変化等を分析するためストレステストを実施
対象会社等	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象会社：国内全保険会社(生保：42 社、損保：54 社)、単体ベース及び(最上位の)連結ベース ➤ 計算基準日：2022 年 3 月末 ➤ 実施期間：2022 年 6 月 30 日～2022 年 12 月 16 日 ➤ FT21 からの主な仕様変更点 <ul style="list-style-type: none"> ・ MOCE(現在推計を超えるマージン)：パーセンタイル法から資本コスト法による計算方法へ変更 	

⁴³ FT22 の仕様書等は以下に公表を行っている。

https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/index.html

目的	実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険、損害保険リスク係数：一部のリスクカテゴリーで、IAIGs 主体で較正される ICS 基準の係数から日本の実態に合わせた係数へ較正（係数の引上げ）

<ESR>

単体ベースの全社平均 ESR⁴⁴は表 2 のとおりであった。

表 2 全社平均 ESR

	生保単体			損保単体		
	ESR	適格資本	所要資本	ESR	適格資本	所要資本
2022 年 3 月末基準	204%			194%		
前回からの変動	▲8pt	+1%	+5%	+1pt	+5%	+4%

<適格資本の変動要因>

2021 年 3 月末基準の FT(FT21)の適格資本(全社計)を 100%とした場合の、各要因に係る適格資本の変動は表 3 のとおりであった。生保単体・損保単体とも円安等による増加が見られたものの、生保単体では米ドル金利の上昇による減少も見られた。

表 3 適格資本の変動要因

適格資本の変動要因	生保単体	損保単体
2021 年 3 月末基準(FT21)	100%	100%
a. 計算方法の変更	▲2%	▲1%
b. 基準日の変更	1%	1%
c. 新契約価値	3%	0%
d. 非経済前提の変更	0%	2%
e.i. 円金利の変更	0%	▲0%
e.ii. 米ドル金利の変更	▲3%	▲0%
e.iii. 豪ドル金利の変更	▲1%	▲0%
e.iv. 株式・不動産の変更	1%	0%
e.v. 為替レートの変更	5%	4%
e.vi. その他の経済前提の変更	▲3%	▲0%
f.i. 資本取引(Tier1)	▲2%	▲2%
f.ii. 資本取引(Tier2)	1%	▲1%

⁴⁴ 「(適格資本の全社単純合計) / (所要資本の全社単純合計)」として算出。

適格資本の変動要因	生保単体	損保単体
g. その他の要因	▲1%	3%
2022年3月末基準(FT22)	101%	105%

(参考)主な経済指標の動向

		2022年3月末	2021年3月末
円金利	10年	0.22%	0.10%
	30年	0.94%	0.67%
米ドル金利	10年	2.34%	1.74%
	30年	2.45%	2.41%
日経平均		27,821円	29,179円
為替(米ドル)		122円	111円

<所要資本の変動要因及び構成>

所要資本(全社計)の FT21 からの変動及び FT22 における構成は表 4 のとおりであった。生保単体・損保単体ともに株価上昇に伴うエクスポージャーの増加による株式リスクの増加がみられた。

表 4 所要資本の変動及び構成

リスクカテゴリー	生保単体		損保単体	
	変動率	構成比	変動率	構成比
生命保険リスク	9%	33%	1%	4%
損害保険リスク	0%	0%	9%	11%
巨大災害リスク	0%	2%	▲3%	17%
市場リスク	4%	53%	7%	63%
金利リスク	▲13%	(19%)	▲13%	(3%)
スプレッドリスク	17%	(4%)	22%	(1%)
株式リスク	8%	(39%)	8%	(62%)
不動産リスク	10%	(7%)	0%	(5%)
為替リスク	5%	(27%)	9%	(22%)
資産集中リスク	10%	(4%)	▲32%	(7%)
信用リスク	▲1%	9%	▲2%	4%
オペレーショナルリスク	▲2%	3%	▲2%	3%
所要資本(分散効果及び税効果考慮前)	5%	100%	4%	100%
分散効果	5%	▲22%	5%	▲20%

税効果	5%	▲15%	5%	▲16%
所要資本(分散効果及び税効果考慮後)	5%	64%	4%	64%

(注)構成比は所要資本(分散効果及び税効果考慮前)に対する比率。ただし、市場リスクの各サブカテゴリーの構成比は市場リスクの各サブカテゴリーの単純合計に対する比率。

<経済前提に対する感応度>

経済前提に対する感応度は表5のとおりであった。

表5 経済前提に対する感応度

シナリオ	生保単体			損保単体		
	ESR	適格資本	所要資本	ESR	適格資本	所要資本
(2022年3月末基準)	204%			194%		
円金利 50bps 上昇	+9pt	+3%	▲1%	▲0pt	▲0%	▲0%
円金利 50bps 下降	▲14pt	▲4%	+3%	+0pt	+0%	+0%
円金利 UFR50bps 下降	▲2pt	▲1%	+0%	▲0pt	▲0%	+0%
米ドル金利 50bps 上昇	▲1pt	▲2%	▲1%	▲0pt	▲0%	▲0%
米ドル金利 50bps 下降	+1pt	+1%	+1%	+0pt	+0%	+0%
株式・不動産 10%下落	▲5pt	▲6%	▲4%	▲4pt	▲9%	▲7%
為替 10%円高	▲1pt	▲4%	▲3%	+1pt	▲4%	▲4%

(注1) ESRは各シナリオにおける上昇(低下)幅、適格資本及び所要資本は各シナリオにおける増加(減少)率を表す。

(注2) 同時に2つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならない可能性がある。

(注3) 円金利 50bps 上昇/下降シナリオ及び米ドル金利 50bps 上昇/下降シナリオにおいては、UFRを固定する取扱いとされている。

(別紙 3)内部モデルの審査基準案

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>基準 1: 検証基準</p> <p>1. 自然災害モデルの継続的な適切性を確保するため、例えば以下の要素が明確に定義された、厳格な検証プロセスが整備されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 検証の範囲 b. 検証の手順及び使用される手法 c. 定期的な検証の頻度及びその他検証が必要となる状況 d. 検証に関与する人員及び役割、責任者、検証結果に関するレポートライン e. 検証の発見事項に対する改善及びフォローアップのプロセス 	<p>基準 1: 検証基準</p> <p>1. 内部モデルの継続的な適切性を確保するため、例えば以下の要素が明確に定義された、厳格な検証プロセスが整備されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 検証の範囲 b. 検証の手順及び使用される手法 モデル検証に用いられる手法は様々であり、例えば以下が挙げられる。ただし、検証は各社において適切な手法に基づき実施されるべきであり、これらに限定されるものではなく、これらを必須とするものでもない。 <ul style="list-style-type: none"> • 感応度分析 • ストレステスト、シナリオテスト、リバースストレステスト • バックテスト • 安定性テスト(内部モデルの結果が安定的かつ頑健であることを評価するためのテスト) • 損益の帰属分析(損益の源泉とモデルが捉えているリスクの整合性分析) • ベンチマーキングや代替的手法・モデルを用いた検証 c. 定期的な検証の頻度及びその他検証が必要となる状況 d. 検証に関与する人員及び役割、責任者、検証結果に関するレポートライン e. 検証の発見事項に対する改善及びフォローアップのプロセス

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>2. 検証は、少なくとも基準 2(統計的品質基準)から基準 5(文書化基準)の遵守状況について評価を行うものとなっているか。</p> <p>3. 社内・社外のいずれで実施されているかにかかわらず、自然災害モデルの開発及び運用から独立した者による検証を受けているか。</p> <p>4. 検証者には、必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わっているか。</p> <p>5. 例えば以下の要素を含むモデル検証に関するレポートを定期的作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 検証プロセスの概要 b. 前回までのモデル検証の発見事項に対するフォローアップの実施状況 c. 前回からのモデル変更に関する情報 d. モデルの構成要素又はモデル全体に対する基準 2 から基準 5 の遵守状況に関する検証の概要及びその結論 e. 計測対象とする巨大自然災害リスクのリスト f. 規制上の巨大自然災害リスクの所要資本の計算結果に関する適切性の検証の概要及びその結論 g. 検証態勢及び検証者の独立性に関する説明 h. 検証者に必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わっていることについての説明(例:経歴や関連する業務に従事した年数等) 	<p>2. 検証は、少なくとも基準 2(統計的品質基準)から基準 5(文書化基準)の遵守状況について評価を行うものとなっているか。</p> <p>3. 社内・社外のいずれで実施されているかにかかわらず、内部モデルの開発、変更、更新、実行及び使用から独立した者による検証を受けているか。</p> <p>4. 検証者には、必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わっているか。</p> <p>5. 例えば以下の要素を含む内部モデルの検証に関するレポートを定期的作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 検証プロセスの概要 b. 前回までのモデル検証の発見事項及びモデルの弱み・限界に対するフォローアップの実施状況と将来のモデル変更計画 c. 前回からのモデル変更に関する情報 d. モデルの構成要素又はモデル全体に対する基準 2 から基準 5 の遵守状況に関する検証の概要及びその結論 e. 計測対象とするリスクの概要及びリスト f. 審査において重要性が低いとして審査を簡素化したリスクに関する重要性のモニタリング結果及びその結論 g. 内部モデルによる所要資本の計算結果に関する適切性の検証の概要及びその結論 h. 規制上の標準モデルが定められている場合には、標準モデルによる所要資本の計算結果及び内部モデルによる計算結果との比較 i. 検証態勢及び検証者の独立性に関する説明

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>6. 外部のベンダーモデルを使用する場合、自己評価において当該外部ベンダーによる検証を考慮することができるが、この場合、当該ベンダーによる検証プロセス及び結果に関する適切な理解を持っているか。</p>	<p>j. 検証者に必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わっていることについての説明(例:経歴や関連する業務に従事した年数等)</p> <p>6. 外部のベンダーモデルを使用する場合、当該外部ベンダーによる検証を考慮することができるが、この場合、当該ベンダーによる検証プロセス及び結果に関する適切な理解を持っているか。</p>
<p>基準 2:統計的品質基準</p> <p><u>計算手法及び計算前提</u></p> <p>7. 自然災害モデルの基礎となる定量的な計算手法は、業界標準又はベストプラクティスとして一般に認められるようなものであり、頑健な保険数理及び統計理論に沿ったものとなっているか。なお、平成 10 年大蔵省告示第 232 号第 1 条の 2 に定める工学的事故発生モデル(工学的事故発生モデルがない場合は、理論分布的事故発生モデル)の要件を満たすモデルについては、本要件を満たすこととする。</p> <p>8. 選択された計算手法は、リスク及び事業の性質、規模及び複雑性に照らして適切か。</p> <p>9. 自然災害モデルにおいて使用される計算手法は、最新かつ信頼できる情報及び現実的な前提条件に基づいているか。</p>	<p>基準 2:統計的品質基準</p> <p><u>計算手法及び計算前提</u></p> <p>7. 内部モデルの基礎となる定量的な計算手法は、一般に認められるような市場慣行、頑健な保険数理及び統計理論に沿ったものとなっているか。なお、自然災害モデルについては、平成 10 年大蔵省告示第 232 号第 1 条の 2 に定める工学的事故発生モデル(工学的事故発生モデルがない場合は、理論分布的事故発生モデル)の要件を満たすモデルについては、本要件を満たすこととする。</p> <p>8. 選択された計算手法は、リスク及び事業の性質、規模及び複雑性に照らして適切か。</p> <p>9. 内部モデルにおいて使用される計算手法は、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づいているか。</p> <p>10. 内部モデルにおける主要な仮定は、理論的かつ経験的に妥当か。</p>

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p data-bbox="235 491 465 518"><u>重要なリスクの捕捉</u></p> <p data-bbox="235 576 1093 643">10. 巨大自然災害リスクの計測対象は、以下の観点から適切なものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="275 659 1032 686">a. 晒されている巨大自然災害リスクのリストが作成されているか。 <li data-bbox="275 700 1093 810">b. 所要資本の計測対象となっている巨大自然災害リスクについて、例えば地域・ペリル別のリスクの重要性に応じたランク付けを行う等、リストは重要なリスクを特定するものとなっているか。 <li data-bbox="275 825 1093 935">c. 所要資本の計測対象となっていない巨大自然災害リスクが特定され、計測対象となっていないことの正当性や影響度の評価が行われているか。 <li data-bbox="275 949 1093 1059">d. モデルの有効性を維持するため、リストが状況変化(引受状況や自然災害の損害実績の大きな変化等)に応じて反復的にレビューされるプロセスを有しているか。 <p data-bbox="235 1118 672 1145"><u>データ及びエキスパート・ジャッジメント</u></p> <p data-bbox="235 1203 1093 1313">11. 自然災害モデルで使用されるデータは、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものとなっているか。なお、正確性・完全性・適切性については、V.2.3 に示した「ガイドライン⑪: データ品質における「正確</p>	<p data-bbox="1355 236 1720 263"><u>審査基準案(2023年6月時点)</u></p> <p data-bbox="1115 320 1966 430">11. 内部モデルの前提条件の作成手法は、適切な保険数理及び統計理論に沿ったものとなっているか。また、作成された前提条件は、最新かつ合理的なものであり、検証されているか。</p> <p data-bbox="1115 491 1346 518"><u>重要なリスクの捕捉</u></p> <p data-bbox="1115 576 1966 643">12. すべての重要で定量化可能なリスクを計測対象としているか。例えば、以下の観点から適切なものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1155 659 1966 726">a. 計測対象となるリスクのリスク事象のリスト(自然災害リスクの場合は、地域・ペリルのリスト)が作成されているか。 <li data-bbox="1155 740 1966 850">b. 所要資本の計測対象となっているリスクについて、リスク事象の重要性についての評価を行う等、リスク事象のリストは重要なリスクを特定するものとなっているか。 <li data-bbox="1155 865 1966 932">c. 所要資本の計測対象となっていないリスク事象が特定され、計測対象となっていないことの正当性や影響度の評価が行われているか。 <li data-bbox="1155 946 1966 1023">d. モデルの有効性を維持するため、リストが状況変化に応じて反復的にレビューされるプロセスを有しているか。 <p data-bbox="1115 1118 1552 1145"><u>データ及びエキスパート・ジャッジメント</u></p> <p data-bbox="1115 1203 1966 1313">13. 内部モデルで使用されるデータは、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものとなっているか。なお、正確性・完全性・適切性については、現在推計のガイドライン「データ品質における「正確性」、「完全</p>

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>性」、「完全性」、「適切性」の基準」にも留意すること。</p> <p>12. データが自社固有のものではない場合、当該データの限界を理解するとともに、自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であるかを確認し、必要に応じてデータの調整を行っているか。</p> <p>13. エキスパート・ジャッジメントを採用する場合、これを文書化しているか。文書には、例えばエキスパート・ジャッジメントに基づき設定された前提条件、当該前提条件を使用することが結果に与える影響度、エキスパート・ジャッジメントの根拠、関与した専門家及び専門家の適格性に関する情報(例えば経歴や関連する業務に従事した年数等)等が記載されているか。</p> <p>14. エキスパート・ジャッジメントの実施プロセスは適切に文書化され、その重要性に応じて、十分に上位のレベルで承認されているか。</p>	<p>性」、「適切性」の基準」にも留意すること。</p> <p>14. 使用されるデータが自社固有のものではない場合、当該データの限界を理解するとともに、自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であるかを確認し、必要に応じてデータの調整を行っているか。</p> <p>15. エキスパート・ジャッジメントは、十分な適格性(経歴や関連する業務に従事した年数等)を有する専門家によって、その影響度も踏まえ、十分な根拠に基づき判断されているか。</p> <p>16. エキスパート・ジャッジメントは、不確実性及び重要性に応じて、十分に上位のレベルで承認されているか。</p>
<p><u>リスクの統合及び分散効果</u></p> <p>15. 自然災害モデルにおいて分散効果を考慮する場合、分散効果の考慮を正当化し、また、ストレス状況下における依存性の変化について考慮した場合は、その正当性について説明されているか。</p>	<p><u>リスクの統合及び分散効果</u></p> <p>17. 計測対象とするリスクにおいて、ストレス状況下において依存性が変化する可能性を考慮し、分散効果を適切に反映しているか。</p>
<p><u>保険負債の計算手法との整合性</u></p> <p>16. 巨大自然災害リスクの所要資本の計算方法は、合理的な理由がある場合を除き、保険負債の計算方法と整合的なものとなっているか。</p>	<p><u>保険負債の計算手法との整合性</u></p> <p>18. 所要資本の計算方法は、合理的な理由がある場合を除き、保険負債の</p>

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p data-bbox="237 320 799 347"><u>リスク削減効果及びマネジメント・アクションの考慮</u></p> <p data-bbox="237 405 1061 432">17. リスク削減手法の認識は、260 項の規定を満たすものとなっているか。</p>	<p data-bbox="1135 277 1594 304">計算方法と整合的なものとなっているか。</p> <p data-bbox="1113 362 1756 389"><u>リスク削減手法の認識及びマネジメント・アクションの考慮</u></p> <p data-bbox="1113 446 1964 515">19. リスク削減手法の認識は、以下の全ての要件を満たすものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1169 531 1964 643">a. リスク削減手法は、関係する全ての法域において法的に有効かつ法的強制力を有しており、また、第三者への実効的なリスク移転を伴うものであること。 <li data-bbox="1169 659 1774 686">b. 契約上、リスク移転が明確に定義されていること。 <li data-bbox="1169 702 1964 978">c. 所要資本の計算において、リスク削減手法の程度に応じた所要資本の減額を通じて、その効果を認識できること。また、ストレス下等での、リスク削減手法における計算前提、及び、所要資本とリスク削減手法の関係性の変化に起因する全てのベースリスクの影響が合理的に考慮され、当該リスク削減手法の使用に付随する全ての関連するリスク(例:信用リスク)が適切に取り扱われていること。なお、これら2つの効果は区別することとする。 <li data-bbox="1169 994 1964 1062">d. リスク削減手法の効果の計算が、基準日時点の資産及び負債に基づいて行われていること。 <li data-bbox="1169 1078 1868 1106">e. リスク削減手法の効果がダブルカウントされていないこと。 <li data-bbox="1169 1121 1964 1275">f. カウンターパーティの債務不履行、支払不能、破産、又はその他の信用事由が発生した場合に、当該カウンターパーティに対して保険会社が直接的な請求権を有することが契約上規定されていること。 <li data-bbox="1169 1291 1789 1318">g. リスク削減手法の提供者の信用力を考慮すること。

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>18. 将来のマネジメント・アクションが考慮される場合、以下のすべての要件を満たすものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 客観的、現実的、かつ検証可能であること。 b. 保険契約者に対する保険会社の義務や、保険会社に適用される法令に矛盾するものであってはならない。 c. 保険会社が事業慣行又は事業戦略を変更する十分な証拠があることに監督当局が満足しない限り、現在の慣行及び戦略に整合的なものであること。 d. 特定の状況下で実行されることが合理的に予想できること。 e. 将来のマネジメント・アクションの前提条件には、実施に必要な期間と生じる全ての増分費用が考慮されていること。 <p><u>バックテスト</u></p> <p>19. 実務上可能な範囲でのバックテスト(モデルによる予測と実績を比較するプロセス)を実施しているか。</p>	<p>20. 将来のマネジメント・アクションが考慮される場合、以下のすべての要件を満たすものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 客観的、現実的、かつ検証可能であること。 b. 保険契約者に対する保険会社の義務や、保険会社に適用される法令に矛盾するものであってはならない。 c. 保険会社が事業慣行又は事業戦略を変更する十分な証拠があることに監督当局が満足しない限り、現在の慣行及び戦略に整合的なものであること。 d. 特定の状況下で実行されることが合理的に予想できること。 e. 将来のマネジメント・アクションの前提条件には、実施に必要な期間と生じる全ての増分費用が考慮されていること。 <p><u>バックテスト</u></p> <p>21. 各社において適切な手法に基づいた実務上可能な範囲でのバックテスト等のモデルによる予測と実績を比較するプロセスを実施しているか。</p>
<p>基準3: 較正基準</p> <p>20. 自然災害モデルは、保有期間1年・信頼水準99.5%のVaRに較正されているか。較正されていない場合、以下を満たすものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 実務上可能な場合、モデルにより生成された確率分布予測から、保有期間1年・信頼水準99.5%のVaRを用いて、所要資本を直接導出することとする。 	<p>基準3: 較正基準</p> <p>22. 内部モデルは、保有期間1年・信頼水準99.5%のVaRに較正されているか。較正されていない場合、以下を満たすものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 実務上可能な場合、モデルにより生成された確率分布予測から、保有期間1年・信頼水準99.5%のVaRを用いて、所要資本を直接導出することとする。

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>b. モデルにより生成された確率分布予測から所要資本を直接導出できない場合、保険会社が保有期間1年・信頼水準99.5%のVaRと同水準の契約者保護を提供することを実証できる限り、所要資本の計算過程において近似値を用いることが認められる。</p>	<p>b. モデルにより生成された確率分布予測から所要資本を直接導出できない場合、保険会社が保有期間1年・信頼水準99.5%のVaRと同水準の契約者保護を提供することを実証できる限り、所要資本の計算過程において近似値を用いることが認められる。</p>
<p>基準4:ユーステスト及びガバナンス基準</p> <p>21. 自然災害モデルが組織の様々なマネジメントレベルにおけるリスク管理及び意思決定、並びにリスクとソルベンシーの評価において、重要な役割を果たしているか。</p> <p>22. 経営陣は、自然災害モデルに関する全体的な理解を有しているか。特にモデルのアウトプットと限界がリスク・資本管理の意思決定に及ぼす影響を理解しているか。</p> <p>23. 取締役会又は適切に権限を委任された上級経営者は、モデルの設計と運用が継続的に適切であること、及びモデルが保険会社のリスク・プロファイルを適切に反映し続けていることを確認する責任を負い、自然災害モデルに関する適切なガバナンス及び内部統制を構築しているか。</p>	<p>基準4:ユーステスト及びガバナンス基準</p> <p>23. 内部モデルが組織の様々なマネジメントレベルにおけるリスク管理及び意思決定、並びにリスクとソルベンシーの評価において、重要な役割を果たしているか。</p> <p>24. 内部モデルのアウトプットは、経営判断において重要な役割を果たすうえで、十分な粒度となっているか。さらに、内部モデルは、通常の報告スケジュールの範囲外で意思決定を行う必要がある場合に、適時に実行可能か。</p> <p>25. 経営陣は、内部モデルに関する(主な前提、強み、限界を含む)全体的な理解を有しているか。特にモデルのアウトプットと限界がリスク・資本管理の意思決定に及ぼす影響を理解しているか。</p> <p>26. 取締役会又は適切に権限を委任された上級経営者は、モデルの設計と運用が継続的に適切であること、及びモデルが保険会社のリスク・プロファイルを適切に反映し続けていることを確認する責任を負い、内部モデルに関する適切なガバナンス及び内部統制を構築しているか。</p>

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>24. モデルがガバナンス上規定された検証プロセスに従い検証されていることを保証するため、モデルの開発及び変更に関して取締役会又は上級経営者による承認が行われているか。</p>	<p>27. 内部モデルがガバナンス上規定された検証プロセスに従い検証されていることを保証するため、モデルの開発及び変更に関して取締役会又は上級経営者による承認が行われているか。</p> <p>28. 以下を含む、内部モデルの変更方針を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. モデルの重大な変更の定義 b. 軽微な変更の組み合わせが重大な変更とみなされる状況の定義 c. 以下を含むモデル変更のためのガバナンス及び意思決定プロセス <ul style="list-style-type: none"> i. モデル変更が必要となり得る状況 ii. モデル変更の内部承認及び実施プロセス d. モデル変更方針に対する重大な変更の定義
<p>基準 5: 文書化基準</p> <p>25. 手法の基礎となる理論及び計算前提の概要を含む自然災害モデルのデザイン、構造及びガバナンスを文書化しているか。</p>	<p>基準 5: 文書化基準</p> <p>29. 手法の基礎となる理論及び計算前提の概要を含む内部モデルのデザイン及び構造を文書化しているか。</p> <p>30. エキスパート・ジャッジメントを採用している場合、これを文書化しているか。文書には、例えばエキスパート・ジャッジメントに基づき設定された前提条件、当該前提条件を使用することが結果に与える影響度、エキスパート・ジャッジメントの根拠、関与した専門家及び専門家の適格性に関する情報(例えば経歴や関連する業務に従事した年数等)、承認者を含む実施プロセス等が記載されているか。</p>

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>26. 文書化は、基準 1 から基準 4 を遵守しているかどうかについて、知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に十分なものとなっているか。</p> <p>27. 上記のほか、例えば以下に関する文書化が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モデルが有効に機能しない状況 ● モデルの開発や重大な変更 ● 外部のベンダー／供給者に対する依存が存在する場合には、その依存に関して、当該外部ベンダー／供給者を使用することの適切性に関する説明 ● 使用するモデル及びその特徴 ● リスク特性及び晒されている巨大自然災害リスクに関する情報 ● モデルの選択に関する正当性 ● 外部ベンダーモデルを使用する場合、モデルの使用方法に関する情報（例：行われた調整） ● 外部ベンダーモデルを使用する場合、モデルの使用方法に対する制約（例：ベンダーモデルによって提供されるオプションやパラメータの使用に関して、又は、調整が行われ得るものに関して） 	<p>31. 内部モデルのガバナンスについて、文書化しているか。文書には、例えば各関係者の役割と責任、エスカレーションパス、モデルの開発・運用者とモデルの利用者(モデルを用いて意思決定を行うもの)の業務分掌等が記載されているか。</p> <p>32. 文書化は、基準 1 から基準 4 を遵守しているかどうかについて、知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に十分なものとなっているか。</p> <p>33. 上記のほか、例えば以下に関する文書化が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モデルが有効に機能しない状況 ● モデルの開発や重大な変更 ● 外部のベンダー／供給者に対する依存が存在する場合には、その依存に関して、当該外部ベンダー／供給者を使用することの適切性に関する説明 ● 使用するモデル及びその特徴 ● リスク特性及び晒されているリスクに関する情報 ● モデルの選択に関する正当性 ● 外部ベンダーモデルを使用する場合、モデルの使用方法に関する情報（例：行われた調整） ● 外部ベンダーモデルを使用する場合、モデルの使用方法に対する制約（例：ベンダーモデルによって提供されるオプションやパラメータの使用に関して、又は、調整が行われ得るものに関して）
モデル変更方針	

審査基準案(2022年6月時点)	審査基準案(2023年6月時点)
<p>34. 新規制におけるモデル変更の取扱いを検討するため、自己評価において、次項に関する評価を行い、その根拠を添付することとする。</p> <p>35. 例えば以下の要素を含む、自然災害モデルの変更に関連したガバナンス要件を定めたモデル変更方針を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. モデルの重大な変更の定義 b. 軽微な変更の組み合わせに関する取扱い c. 以下を含むモデル変更のためのガバナンス及び意思決定プロセス <ul style="list-style-type: none"> i. モデル変更が必要となり得る状況 ii. モデル変更の内部承認及び実施プロセス d. モデル変更方針に対する重大な変更の定義 	

(別紙 4)2022 年フィールドテストにおける自然災害モデルの自己評価結果

基準 1: 検証基準

FT22 項番	基準	自己評価結果
689	<p>自然災害モデルの継続的な適切性を確保するため、例えば以下の要素が明確に定義された、厳格な検証プロセスが整備されているか。</p> <p>a. 検証の範囲</p> <p>b. 検証の手順及び使用される手法</p> <p>c. 定期的な検証の頻度及びその他検証が必要となる状況</p> <p>d. 検証に関与する人員及び役割、責任者、検証結果に関するレポートライン</p> <p>e. 検証の発見事項に対する改善及びフォローアップのプロセス</p>	<p>全ての会社が検証プロセスを整備済みとの回答。</p>
690	<p>検証は、少なくとも基準 2(統計的品質基準)から基準 5(文書化基準)の遵守状況について評価を行うものとなっているか。</p>	<p>多くの会社が基準 2 から基準 5 の順守状況を評価しているとの回答。</p>
691	<p>社内・社外のいずれで実施されているかにかかわらず、自然災害モデルの開発及び運用から独立した者による検証を受けているか。</p>	<p>多くの会社が開発及び運用から独立した者による検証を受けているとの回答。</p> <p>また、一部の会社では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ グループ規程で、開発部門及び計測部門から独立した確認検証部門を設け、開発部門及び計測部門の実施業務の確認・検証を行うことを規定 ✓ グループ専門チームを設置し検証を実施するとともに、子会社固有の項目は子会社独自で検証 ✓ 社内での検証に加え外部監査法人による検証も実施 <p>といった回答も見られた。</p>
692	<p>検証者には、必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わってい</p>	<p>多くの会社が必要なスキル、知識、専門的知見、経験を備えた検証</p>

FT22 項番	基準	自己評価結果
	るか。	者を配置していると回答。 また、一部の会社では、 ✓ 内部規程において検証者の要件を規定 ✓ グループ内で設置した専門チームが検証を担当 といった回答も見られた。
693	例えば以下の要素を含むモデル検証に関するレポートを定期的に作成しているか。 a. 検証プロセスの概要 b. 前回までのモデル検証の発見事項に対するフォローアップの実施状況 c. 前回からのモデル変更に関する情報 d. モデルの構成要素又はモデル全体に対する基準 2 から基準 5 の遵守状況に関する検証の概要及びその結論 e. 計測対象とする巨大自然災害リスクのリスト f. 規制上の巨大自然災害リスクの所要資本の計算結果に関する適切性の検証の概要及びその結論 g. 検証態勢及び検証者の独立性に関する説明 h. 検証者に必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わっていることについての説明(例:経歴や関連する業務に従事した年数等)	多くの会社がモデル検証に関するレポートを定期的に作成しているとの回答。
694	外部ベンダーモデルを使用する場合、自己評価において当該外部ベンダーによる検証を考慮することができるが、この場合、当該ベンダーによる検証プロセス及び結果に関する適切な理解を持っているか。	多くの会社が、外部ベンダーによる検証プロセス及び結果に関する適切な理解を持っていると回答。 また、外部ベンダーモデルの確認・検証の一環として、当該外部ベンダーモデルについて深い理解を持つグループ内の専門チームと連

FT22 項番	基準	自己評価結果
		携し、モデルの妥当性を検証している会社もあった。

基準 2: 統計的品質基準

FT22 項番	基準	自己評価結果
695	自然災害モデルの基礎となる定量的な計算手法は、業界標準又はベストプラクティスとして一般に認められるようなものであり、頑健な保険数理及び統計理論に沿ったものとなっているか。なお、平成 10 年大蔵省告示第 232 号第 1 条の 2 に定める工学的事故発生モデル(工学的事故発生モデルがない場合は、理論分布的事故発生モデル)の要件を満たすモデルについては、本要件を満たすこととする。	多くの会社が、基準を満たすモデルを使用していると回答。 ✓ 世界の三大モデルと言われる自然災害モデルの一つを使用 ✓ 大蔵省告示第 232 号の要件を充足する外部モデルを使用 といった回答が多くみられた。
696	選択された計算手法は、リスク及び事業の性質、規模及び複雑性に照らして適切か。	多くの会社が適切であると回答。
697	自然災害モデルにおいて使用される計算手法は、最新かつ信頼できる情報及び現実的な前提条件に基づいているか。	多くの会社が基準を満たしていると回答。 ✓ 使用するモデルは、気象学者、気候学者、地震学者、地球物理学学者、水文学者等、高度な資格を持つ科学者のチームによってモデル構築がされており、最新の研究結果を評価し、また独自研究を実施する等により、最先端の科学がモデルに反映されている ✓ 計測手法については、内部・外部の環境変化、定期検証の結果、リスクレジスターにおける重要リスク、計測手法高度化の検討結果を踏まえ、定期的に改定の要否・内容を検討し、必要に応じて改定を行っている といった回答もあった。

FT22 項番	基準	自己評価結果
698	<p>巨大自然災害リスクの計測対象は、以下の観点から適切なものとなっているか。</p> <p>a. 晒されている巨大自然災害リスクのリストが作成されているか。</p> <p>b. 所要資本の計測対象となっている巨大自然災害リスクについて、例えば地域・ペリル別のリスクの重要性に応じたランク付けを行う等、リストは重要なリスクを特定するものとなっているか。</p> <p>c. 所要資本の計測対象となっていない巨大自然災害リスクが特定され、計測対象となっていないことの正当性や影響度の評価が行われているか。</p> <p>d. モデルの有効性を維持するため、リストが状況変化（引受状況や自然災害の損害実績の大きな変化等）に応じて反復的にレビューされるプロセスを有しているか。</p>	<p>多くの会社が、基準に沿った内部規程を整備する等により、適切なものとなっていると回答。</p>
699	<p>自然災害モデルで使用されるデータは、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものとなっているか。なお、正確性・完全性・適切性については、V.2.3に示した「ガイドライン⑪：データ品質における「正確性」、「完全性」、「適切性」の基準」にも留意すること。</p>	<p>多くの会社が、基準を満たしていると回答。</p> <p>なお、一部会社からは、各海外受再保険会社から入手する集積データは正確性・完全性・適切性が必ずしも確保されておらず、データの限界を認識しているといった回答もあった。</p>
700	<p>データが自社固有のものではない場合、当該データの限界を理解するとともに、自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であるかを確認し、必要に応じてデータの調整を行っているか。</p>	<p>多くの会社が、必要に応じて調整を行っていると回答。</p>
701	<p>エキスパート・ジャッジメントを採用する場合、これを文書化しているか。文書には、例えばエキスパート・ジャッジメントに基づき設定された前提条件、当該前提条件を使用することが結果に与える影響度、エキスパート・ジャッジメントの根拠、関与した専門家及び専門家の適格性に関する情報（例えば経歴や関連する業務に従事した年数</p>	<p>多くの会社が、採用する場合は文書化していると回答。</p>

FT22 項番	基準	自己評価結果
	等)等が記載されているか。	
702	エキスパート・ジャッジメントの実施プロセスは適切に文書化され、その重要性に応じて、十分に上位のレベルで承認されているか。	多くの会社で文書化していると回答。 なお、一部の会社では、親会社で文書化しているものの子会社固有の部分について文書化未整備の旨の回答もあった。
703	自然災害モデルにおいて分散効果を考慮する場合、分散効果の考慮を正当化し、また、ストレス状況下における依存性の変化について考慮した場合は、その正当性について説明されているか。	多くの会社が問題ない旨の回答。
704	巨大自然災害リスクの所要資本の計算方法は、合理的な理由がある場合を除き、保険負債の計算方法と整合的なものとなっているか。	多くの会社が問題ない旨の回答。
705	<p>リスク削減手法の認識は、260 項の規定を満たすものとなっているか。</p> <p>260. 以下の基準を全て満たす場合は、所要資本の計算においてリスク削減手法を認識することができる。</p> <p>a. リスク削減手法は、関係する全ての法域において法的に有効かつ法的強制力を有しており、また、第三者への実効的なリスク移転を伴うものであること。</p> <p>b. 契約上、リスク移転が明確に定義されていること。</p> <p>c. 所要資本の計算において、リスク削減手法の程度に応じた所要資本の減額を通じて、その効果を認識できること。また、ストレスシナリオの下でのリスク削減手法の計算前提や関係性の変化に起因する全てのベースリスクの影響が合理的に考慮され、当該リスク削減手法の使用に付随する全ての関連するリスク(例:信用リスク)が適切に取り扱われていること。 なお、これら2つの効果は区別することとする。</p> <p>d. リスク削減手法の効果の計算が、基準日時点の資産及び負</p>	多くの会社が問題ない旨の回答。

FT22 項番	基準	自己評価結果
	<p>債に基づいて行われていること。</p> <p>e. リスク削減手法の効果がダブルカウントされていないこと。</p> <p>f. カウンターパーティの債務不履行、支払不能、破産、又はその他の信用事由が発生した場合に、当該カウンターパーティに対して直接的な請求権を有することが契約上規定されていること。</p> <p>g. リスク削減手法の提供者が、契約当事者間で特定された事由において確実にプロテクションを提供できるように、十分な信用力(十分な格付、資本水準又は担保設定水準のいずれかを通じて実証可能)を有すること。なお、信用力は、II.1.5「格付区分」に示される格付区分の定義と整合的に評価することとする。</p>	
706	<p>将来のマネジメント・アクションが考慮される場合、以下のすべての要件を満たすものとなっているか。</p> <p>a. 客観的、現実的、かつ検証可能であること。</p> <p>b. 保険契約者に対する保険会社の義務や、保険会社に適用される法令に矛盾するものであってはならない。</p> <p>c. 保険会社が事業慣行又は事業戦略を変更する十分な証拠があることに監督当局が満足しない限り、現在の慣行及び戦略に整合的なものであること。</p> <p>d. 特定の状況下で実行されることが合理的に予想できること。</p> <p>e. 将来のマネジメント・アクションの前提条件には、実施に必要な期間と生じる全ての増分費用が考慮されていること。</p>	<p>全ての会社が将来のマネジメント・アクションを考慮していないと回答。</p>
707	<p>実務上可能な範囲でのバックテスト(モデルによる予測と実績を比較するプロセス)を実施しているか。</p>	<p>多くの会社でバックテストを実施していると回答。</p>

基準 3: 較正基準

FT22 項番	基準	自己評価結果
708	<p>自然災害モデルは、保有期間 1 年・信頼水準 99.5% の VaR に較正されているか。較正されていない場合、以下を満たすものとなっているか。</p> <p>a. 実務上可能な場合、モデルにより生成された確率分布予測から、保有期間 1 年・信頼水準 99.5% の VaR を用いて、所要資本を直接導出することとする。</p> <p>b. モデルにより生成された確率分布予測から所要資本を直接導出できない場合、保険会社が保有期間 1 年・信頼水準 99.5% の VaR と同水準の契約者保護を提供することを実証できる限り、所要資本の計算過程において近似値を用いることが認められる。</p>	<p>全ての会社が保有期間 1 年・信頼水準 99.5% の VaR に較正していると回答。</p>

基準 4: ユーステスト及びガバナンス基準

FT22 項番	基準	自己評価結果
709	<p>自然災害モデルが組織の様々なマネジメントレベルにおけるリスク管理及び意思決定、並びにリスクとソルベンシーの評価において、重要な役割を果たしているか。</p>	<p>全ての会社が重要な役割を果たしていると回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部規程に基づき、モデルの結果を確認し、再保険スキームの検討等に活用 ✓ 会社のリスクベース経営(リスク戦略論議等)やビジネスプロセスに組み込まれている <p>といった回答があった。</p>
710	<p>経営陣は、自然災害モデルに関する全体的な理解を有しているか。特にモデルのアウトプットと限界がリスク・資本管理の意思決定に及ぼす影響を理解しているか。</p>	<p>多くの会社が全体的な理解を有していると回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ モデル管理状況について、年1回、リスク管理・コンプライアンス委員会、経営会議、取締役会に報告することとしており、経営陣はモデルのリスク評価、妥当性検証結果、各モデルの限界、弱

FT22 項番	基準	自己評価結果
		<p>点、その他の特性及び今後のモデル改定予定について確認するとともに、モデルの重要な変更による影響度を確認</p> <p>✓ 取締役会等がその役割と責任に基づき、適切にモデルの特徴及び限界・弱点を理解できるよう努める旨の規定があり、2年に1回取締役会に報告する態勢</p> <p>といった回答があった。</p>
711	取締役会又は適切に権限を委任された上級経営者は、モデルの設計と運用が継続的に適切であること、及びモデルが保険会社のリスク・プロファイルを適切に反映し続けていることを確認する責任を負い、自然災害モデルに関する適切なガバナンス及び内部統制を構築しているか。	多くの会社が、経営陣が責任を負う態勢や適切なガバナンス及び内部統制を構築していると回答。
712	モデルがガバナンス上規定された検証プロセスに従い検証されていることを保証するため、モデルの開発及び変更に関して取締役会又は上級経営者による承認が行われているか。	多くの会社が、承認プロセスの規定化等により重要性に応じて経営会議、取締役会等に報告し、承認を経ていると回答。

基準 5: 文書化基準

FT22 項番	基準	自己評価結果
713	手法の基礎となる理論及び計算前提の概要を含む自然災害モデルのデザイン、構造及びガバナンスを文書化しているか。	<p>多くの会社が、内部モデルの規程を整備する等文書化に対応していると回答。</p> <p>なお、一部の会社で、文書化未整備により十分でない旨の回答もあった。</p>
714	文書化は、基準 1 から基準 4 を遵守しているかどうかについて、知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に十分なものとなっているか。	<p>多くの会社が、文書等に基づきモデルの妥当性を確認できる態勢としている等十分であると回答。</p> <p>なお、一部の会社で、文書化未整備により十分でない旨の回答もあ</p>

FT22 項番	基準	自己評価結果
715	<p>上記のほか、例えば以下に関する文書化が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モデルが有効に機能しない状況 ● モデルの開発や重大な変更 ● 外部のベンダー／供給者に対する依存が存在する場合には、その依存に関して、当該外部ベンダー／供給者を使用することの適切性に関する説明 ● 使用するモデル及びその特徴 ● リスク特性及び晒されている巨大自然災害リスクに関する情報 ● モデルの選択に関する正当性 ● 外部ベンダーモデルを使用する場合、モデルの使用方法に関する情報(例:行われた調整) ● 外部ベンダーモデルを使用する場合、モデルの使用方法に対する制約(例:ベンダーモデルによって提供されるオプションやパラメータの使用に関して、又は、調整が行われ得るものに関して) 	<p>った。</p> <p>多くの会社が、例示された項目について文書化対応済みと回答。なお、一部の会社で、文書化未整備や、文書化しているものの継続的な検証、文書化を行う態勢が不十分であるといった旨の回答もあった。</p>

XXII.1.4.モデル変更方針

FT22 項番	基準	自己評価結果
717	<p>例えば以下の要素を含む、自然災害モデルの変更に関連したガバナンス要件を定めたモデル変更方針を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. モデルの重大な変更の定義 b. 軽微な変更の組み合わせに関する取扱い c. 以下を含むモデル変更のためのガバナンス及び意思決定プロセス 	<p>多くの会社が、モデル変更方針を定めていると回答。なお、一部の会社で、文書化未整備により十分でない旨の回答もあった。</p>

FT22 項番	基準	自己評価結果
	<ul style="list-style-type: none"> i. モデル変更が必要となり得る状況 ii. モデル変更の内部承認及び実施プロセス d. モデル変更方針に対する重大な変更の定義 	